

1 新型コロナウイルス感染症対策調査研究について（議会質問に反映）

- (1) 予防・医療体制について
- (2) 支援策について
- (3) 調査特別委員会について
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する条例制定について
- (5) その他

2 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について

- (1) 避難行動要支援者対策について（議会質問に反映）
- (2) 防災教育について
- (3) 複合災害について
- (4) 避難行動・避難所のあり方について（議会質問に反映）
- (5) 事前復興について（議会質問に反映）
- (6) 災害ケースマネジメントについて（議会質問に反映）
- (7) その他

3 教育・子育て支援・児童虐待予防の調査研究について

- (1) 夜間中学について（委員会審査に反映）
- (2) 厳しい子どもたちと向き合う学校
- (3) 児童虐待予防について

4 生きづらさの課題の調査研究について（議会質問に反映）

5 人権尊重・差別解消の調査研究について

6 反戦・平和・脱原発の調査研究について

- (1) 反戦・平和について（議会質問に反映）
- (2) 緊急事態条項と改憲（議会質問に反映）
- (3) 脱原発について

7 病院企業団議会調査研究について（委員会審査に反映）

8 バリアフリーツーリズム調査研究について

9 その他

- (1) 移動貧困社会について（議会質問に反映）
- (2) 働き方について
- (3) 東京オリンピック関連
- (4) その他

# 1 新型コロナウイルス感染症対策調査研究について（議会質問に反映）

## （1）予防・医療体制について

4月27日「『ワクチン接種予約難民』を生じさせないために」

高齢者向けの新型コロナウイルスワクチン接種予約では、相変わらず混乱が生じています。

高知市役所では予約開始日の23日、特設会場の市役所には2千人以上が訪れ、ネット予約も殺到、システムがダウンし、受け付けを停止せざるをえず、26日には、整理券を手にした方々が午前8時半までに100人以上集まったと報じられています。

市は30日に予約を再開するが、対応はネットと電話のみとされており、この対応だけでは、申し込みができずに、取り残される人が出るのが懸念されます。

他の自治体でも予約受付における混乱が生じており、「ワクチン接種予約難民」が出ないように、一人では予約できない方々をどのように支援するのか、それぞれの自治体で丁寧な対応が工夫されることを願います。

そして、何より自治体に対する的確で迅速なワクチンと情報の提供、そして予約、接種のアクセスを保障するための財政的支援などを政府は明確にすることが必要だと思われま

5月9日「コロナ自宅療養の犠牲をなくすために」

全国的に感染再拡大がとどまることのない現在、新型コロナウイルス患者のうち宿泊施設や自宅、福祉施設などで療養する人が急増しており、入院できないまま自宅や高齢者施設で死亡するケースも相次いでいます。

厚生労働省の集計では、5月5日時点の全国の療養者数は宿泊施設1万170人、自宅2万8823人、福祉施設342人で、4月7日時点に比べ、宿泊は1.8倍、自宅は4倍、福祉は3.7倍に増えています。

7日時点の自宅療養者は、大阪府の1万3千人超えを最多に、兵庫県でも6日に入院調整中の感染者、自宅療養者がいずれも過去最多にな

り、両府県では自宅で容体が急変し、亡くなる感染者も日増しに増えているということです。

自宅療養者は「第3波」の1月20日時点で全国に約3万5千人、2、3月と全国的に減少し、3月10日時点で2641人まで減ったが、関西を中心に3月末から増え始め、4週間で4倍に増えました。

背景には、各地で病床が感染者で埋まり、入院ができない病床逼迫の深刻化があり、内閣官房の資料によると、6日時点の確保病床の使用率は、全国で41%。大阪は91%、重症者病床は99%と関西でとくに高く、今の大阪は「第3波」が拡大した年末から年始にかけての東京より深刻な状況にあると言えます。

コロナによる在宅死を回避するために、保健医療人材をはじめとしたあらゆる医療資源を投入するとともに、丁寧な対応が求められています。

2月定例会で、高知県における自宅療養の課題について質問した際、「本県においては、宿泊療養が可能な状態で自宅療養を始める予定はありません。ただ、今後、患者数が大幅に増加したり、家庭の事情などでやむを得ず自宅で療養する場合なども想定されるため、現在、保健所とともに、自宅療養のしおりの策定作業を行っている。」とのことだったが、本県で「在宅死」などという事態を招かないためにも早め早めの対策を講じておくことが必要です。

そして、今後に向けて、公的医療機関等2025プランでは、余剰と見られていた病床の一部を感染症対応に備えるものとして確保する議論やそのために、今後、感染症に配慮する確保病床数やその財政支援等の必要性について検討することが急がれると思います。

5月31日「介護施設等職員のワクチン接種の加速化も」

共同通信の「全国の介護施設で感染9490人 486人死亡」との配信記事に、懸念していたことが現実のものになっていると心配せざるをえません。

高齢者が入所する介護施設で、新型コロナウイルスに感染した入所者が全国で少なくとも累計9490人おり、このうち486人が亡くな

っていたことがわかり、46自治体で、入院が必要にもかかわらず施設にとどまった高齢者がいたことが共同通信の調査で分かりました。

中には、非公表とする自治体もあり、実際の数はさらに多いとみられています。

感染が確認された施設は介護老健施設など少なくとも1285施設にのぼり、本県でも、6施設43人が感染しています。

介護現場では本来の業務に加え、感染防止策、コロナ療養も担うなど負担が激増している中で、感染が確認され入院が必要でも、施設にとどまる事例も多く、感染弱者の高齢者に病床逼迫のしわ寄せが及んでいる恐れもあると言われています。

知り合いの介護労働者の方から、施設職員の家族に濃厚接触者が出たことで、職員全員がPCR検査を受けたりしながら、注意しているとの話も聞くことがあります。

そのような施設職員からは、介護施設の入所者のワクチン接種がすすむ中、職員のワクチン接種もせめて同時期にして欲しいとの声も聞こえてきます。

2月定例会で、私も「高齢者等が入所、居住する社会福祉施設等の職員のワクチン接種は、現在の国の予定では、高齢者への接種の次となっていますが、病院職員と同時期か、せめて、その次であることが望ましいのではないか。」と質問をしたことでしたが、その声が切実であることが明らかになっています。

県は、「高齢者施設においては、施設内のクラスター対策をより一層推進するため、体制が整うなど一定の要件を満たす場合には、高齢者と同じタイミングで施設従事者が接種を受けることも差し支えない。」と答弁していたが、ワクチンの量や体制などを責任もって対応することが求められています。

#### 8月13日「自宅療養は『自宅放置』か」

医療体制が「制御不能」「災害レベル」に陥ってしまった東京で、「自宅療養」の人数が2万人を超え、「入院・療養等調整中」の人数と合わせると3万人を突破した東京都では、コロナ感染による自宅療養者が「自宅放置」され、急変することによって、軽症でひとり暮らしの

30代男性が死亡したこととも明らかになっています。

しかし、都知事のコメントは、そのような状況に置いてきた行政の責任より、「若くて基礎疾患もないから」という油断があり、自身に落ち度があったかのように語って責任を押し付けるかのようなもので、残念としか言いようがありません。

入院は「最終的には医師の判断」などと文書を修正したが、感染者が急増する地域で入院対象を重症化の恐れが高い人などに限るとする政府方針が3日に一旦出されたことに、怒りを覚えた方は多いのではないのでしょうか。

ある患者さんに入院が必要かどうかは、診察した医師にしか分からないはずであって、政治が一律に線をひくことはできるはずがありません。

そもそも検疫法及び感染症法で、コロナ感染症患者は入院の対象であって、いわば「医学的隔離」をすることが定められているにもかかわらず、自宅療養や入院調整中事案が慢性化しているということは政府の不作为であると言わざるを得ないのではないかと思います。

自宅が病床替わりできるとは言えない「住環境」にあり、「自宅格差」も温存したままで国民に「自助」を強いるのではなく、政府は今こそ徹底した「公助」を発揮すべきではないか。

#### 8月30日「自宅療養のしおりが厳しい療養環境も」

高知県は29日、自宅療養・待機者が527名にのぼっています。

報道では、自宅療養における困難性や家庭内感染の拡大に繋がることなどが報じられることが多くなっています。

本県でも、軽症・無症状とはいえ、自宅療養環境が整わない中での自宅療養への不安が出されることが多くなっています。

県が自宅療養者に手渡す「新型コロナウイルス感染症 自宅療養のしおり」にも、「自宅療養を始める前の準備」として「療養環境」の最初に「同居される方との接触を最小限に抑えるため、生活空間を分ける（原則個室）などのご対応をお願いします。」とあるが、そのこと自

体が困難な方も多いのではないのでしょうか。

小さな子どもがいる場合に、誰が面倒見てくれるのかとの不安も出されています。

全国では、自宅療養者が12万人を超え、自宅や宿泊施設での療養中に急変し、死亡した人が7月以降、少なくとも13都府県で45人の上っていることが27日時点で、明らかになっています。

そんな事態を回避するためにできることを、公助は全力をあげて行うべきではないでしょうか。

### 8月31日「自宅療養より宿泊療養施設、臨時病院を」

全国の自治体議員の賛同者で、「コロナ陽性者の『自宅療養』をやめ、国の公的責任による臨時病院の病床増で入院治療を求める要望書」を政府に提出すべく、働きかけがされてきました。

政府は、生存権を守る公的責任をはたすために自治体と協力して、新型コロナウイルス感染症患者の「自宅療養」をやめ、早期に公共施設の大ホールやイベント会場を使用して臨時病院を設置し、病床の増加をはかるべきであり、このことは、すでにいくつかの自治体が具体化しはじめています。

例えば、「原則として自宅療養者は出さない」と宣言した福井県知事は、福井市の体育館を使って、さながら「野戦病院」のように軽症者向けに臨時病床100床を追加設置し、医師や看護師らが常駐し、常に患者らが急変しないように見守って、何かあったら即座に動けるような体制を取るようになっているとのことです。

医療従事者の確保も必要不可欠であるため、関係団体との協力を求め、しっかりした安全環境と良好な待遇条件で人材をしっかり確保していただきたいとの趣旨で下記の3項目について、本日厚労省に要望行動を行うとのことです。

わたしも、県議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会で、主張してきたことですので、賛同させて頂きました。。

①「自宅療養」をやめ、ホールなどに臨時病院を設置し増床をはかられたい

②関係団体の協力を求め、医療従事者の安全環

境と良好待遇で人材をしっかり確保されたい。

③感染抑制のためにも検査を徹底し、軽症者・無症状者までの入院治療をはかられたい。

### 9月25日『『できない理由』ばかりでなく自宅療養回避へ』

29日から始まる県議会本会議質問戦では、議論の軸となるであろうコロナ感染「自宅療養」問題に関して、25日付け朝日新聞に8月末まで「自宅・施設療養中206人死亡」との見出し記事がありました。

死者が確認されたのは17都道府県で、最も多かったのは計90人の東京都とのことでした。

都では、7月下旬から本格化した第5波で感染者が1日2千人台を超えて急拡大し、病床が不足、中等症以上でも入院できない例が相次ぎました。

7月1日に約1千人だった自宅療養者は月末には10倍の1万人となり、ピーク時の8月21日には2万6千人に達し、陽性がわかってから保健所が感染者に最初の連絡を入れるまで数日～1週間かかることもあったといわれています。

国際医療福祉大の和田耕治教授(公衆衛生学)によると、医療従事者と行政では、患者の自宅を医師らが訪問する態勢作りが必要だとの認識は共有されていたが、その役割をどの医療機関が担うのかを決めるのが簡単ではなく、「首都圏では『できない理由』の話ばかりをしているうちに人が亡くなりはじめた」と指摘しています。

本県でも、8月中旬から感染拡大が急増してから、自宅療養が一気に増加しましたが、なぜそれまでに都市部で問題になっていた自宅療養に備えられなかったのか、これから第6波にどう備えるのか問われています。

### 10月3日「救急搬送足止めの不安」

2日から共同通信が、「救急車足止め、最長10時間」との記事を配信しています。

新型コロナウイルス第5波の間に全国50消防で発生した「救急搬送困難事案」計約3600件のうち、駆け付けた救急車が現場で足止め

された時間の最長は、さいたま市消防局で起きた10時間10分だったことが共同通信調査で明らかになっています。

病床逼迫で搬送先がなかなか決まらず、数時間を要した例は各地であり、第5波の勢いがあった8月2日～9月5日に発生し、傷病者にコロナ感染の疑いがあった事案のうち、現場到着から搬送開始までの時間が最長だったケースを照会したことから、救急現場の深刻な実態が浮き彫りになったものです。

高知市消防局の最長現場滞在時間は1時間48分で、8月20日午前7時ごろ、感染判明後に自宅待機していて症状が悪化した10代男性を救急搬送しようと受け入れの可否を計6回照会したが、医療機関内での確認に時間がかかったものです。

また、照会回数が最多だったのは8月27日午後5時ごろ呼吸困難などの症状があった80代女性を搬送する際の8回だったということです。

こういう状況を繰り返さないために、医療提供体制を拡充することだが、このような不安を県民に与えないためにも「自宅療養ゼロ」をめざす決意で取り組んでいただきたいものです。

#### 12月15日「ワクチン接種後の死との向き合い方」

私が、注視していた課題を「県民の会」の同僚議員が代表質問で質問してくれました。

今朝の高知新聞23面「県議会質問」でも取り上げられていましたが、新型コロナウイルスワクチンの接種後に亡くなられた遺族に対する向き合い方についての質問です。

きっかけは、高知新聞の連載記事【夫はなぜ死んだ コロナワクチンを考える】でした。

南国市の60代男性が、7月4日に、同市の市立スポーツセンターで米ファイザー製の新型コロナウイルスワクチンの集団接種を受けた直後、会場で倒れ、そのまま息を引き取ったことに対する遺族の思いや医療機関、国などの対応について考えさせられました。

質問では、このことを看過するのではなく、この死に対して、知事や国は遺族とどう向き合

うべきなのかということを質されました。

知事は「県内では5日時点で、約108万6千回の接種に対して、181件のアナフィラキシーなどの疑い報告があり、15人が亡くなっている。副反応の疑い事例は、国の専門部会で因果関係を分析する仕組みだが、情報不足なので評価ができない例が多数だ。県内でも14人が評価できないとされ、1人は調査予定となっている。こうした状況は、遺族に大変割り切れない思いがあるのは当然だと受け止めている。知事は県民に積極的な摂取を呼びかけた立場であることから、国に対しても、遺族に何らかの寄り添った対応ができないかと投げかけをしたい。」とのことでした。

搬送先の医療機関の対応も、高知新聞の記事などで見る限り、遺族の方達との向き合い方が十分に寄り添い得ていたのかと思わざるを得ません。

今後も3回目の接種が始まる中で、このようなことが起こらないことを願うばかりだが、不幸にして起きた場合に、その死との向き合い方について、関係者は改めて考えなければならないと思います。

#### 1月26日「『検査放置』『受診放置』とならないように」

オミクロン株による新型コロナウイルス感染の急拡大が止まることを知らない中、検査の逼迫や発熱外来のさらなる混雑対策として、厚生労働省は、若くて低リスクの人は必ずしも受診しなくてよい、という方向性を示しています。

自分で検査するためのキットは、需要の急増で地域によってはすでに不足しており、必要な人に必要なときに届けられるかは不透明となっています。

検査もできず、受診しないことで患者の重症化する兆候が見落とされるリスクも大きいとの不安が高まっています。

とりわけ、検査キットの不足は、大きな問題になっています。

昨年末から政府の方針で、感染に不安を抱く無症状者が受けられる「無料検査」も実施し始めたが、こちらも目詰まりが起き始めています。検査キット不足は、94箇所の薬局で検査を

行っている本県でも顕在化し始めています。

最寄りの薬局でも、先週初めから、抗原検査キットが不足して、来局者の要望に応えられないとの声を聞いていましたが、そのような薬局での一時休止が懸念されています。

高知市の臨時検査センターに加えて、四万十市と安芸市にも設置される予定であり、検査キット不足に拍車がかかると考えられます。

抗原検査キットの不足に対し、厚生労働省はメーカーに増産を要請したが、必要な人に行き渡るかどうかは見通せない中、「検査放置」「受診放置」とならないように求めていきたいものです。

## (2) 支援策について

### 3月28日「コロナ禍長期化で生活困窮脱せず」

今朝の朝日新聞23面に、「国の貸し付け、借り切っても困窮」との見出しで、コロナ禍が長期化しているために、生活を立て直せない生活困窮者の実態や今後の支援の必要性が記事となっています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、困窮した人に生活費を無利子で貸し付ける国の「特例貸し付け」が始まって2年が過ぎ、利用は累計約1兆3600億円を超えているとのこと。

しかし、想定されたこととはいえ、コロナ禍の長期化で、上限額まで借りても苦境から抜け出せない人が数多くいるとのこと。

私も昨年の2月定例会で、「あくまでも貸付金であって、その償還については、返済免除基準が低すぎると、生活再建が困難となることから、緊急小口資金の償還免除要件をさらに拡大し、総合支援資金の償還免除要件もできるだけ拡大することが望ましいと考えるがどうか。」と質問したことでした。

特例貸し付けの返済は、2023年から順次始まる予定だが、本人と世帯主が住民税非課税であれば、返済が免除されるとのことになっているが、非課税の線引きはかなり厳しいとされています。

東京都で、困窮者のための食料提供・生活相談を続ける自立生活サポートセンター・もやい

の大西理事長は「特例貸し付けの返済が不安で、少しでも食費を節約しようと食料支援の列に並んでいる人が実際にいる。返済の負担は重く、生活再建の妨げになってしまう」と話されています。

返済が滞ったら生活困難のサインと捉えてしっかり相談対応をしていくために、返済免除になった人とも支援のためのつながりをどのように保つかということが求められます。

最後のセーフティーネットと言われる生活保護の利用者数や保護率もあまり伸びておらず、制度への根強い偏見などが利用の壁になっていることが問題視されていますが、コロナ禍の長期化で困窮が深刻化し、生活再建の見通しが立たない人が増えている中、しっかりとした支援が必要となっています。

## (3) 調査特別委員会について

### 1月29日「コロナ不安の県民に知事は丁寧な情報発信を」

28日は、県議会新型コロナウイルス対策調査特別委員会を開き、県の感染対応について担当部局から報告を受け、委員から質疑が行われました。

県民の会では以前から指摘してきた知事の情報発信不足について、多くの委員から、指摘する声があがっていました。

特に、感染が急拡大しているにもかかわらず、県民への情報発信が乏しいということで、コロナ特別委員長から、週末にかけて100人台後半の感染者が出ながら、週末に向けて主体的な発信をしなかったことについて、県民の関心に応え切れてないことについて知事の姿勢を問題視するまどめがされました。

また、議員が発言した現場の声に対する執行部の受け止めに乖離があることも指摘されていたことから、執行部は県民の声をしっかりと把握することが求められていると言わざるを得ません。

私の方からは、「検査の逼迫や発熱外来のさらなる混雑対策として、厚生労働省は、若くて低リスクの人は必ずしも受診しなくてよいという方向性について、検査もできず、受診しない

ことで患者の重症化する兆候が見落とされるリスク」について、本県の考え方を質しました。

県としては「感染症で、検査なし、診断なしで判断することはありえない」と言い、都市部の対応とは違うと言及しました。

#### (4) 新型コロナウイルス感染症に関する条例制定について

4月9日「議員提出『新型コロナウイルス感染症に関する条例(案)』でパブコメ」

6月定例会に提出予定の議員提案による「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例(案)」がとりまとめられたことが、昨日から今朝にかけてマスコミ報道されていました。

経過としては、県議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会では、議員提案による「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例」の制定について検討しましたが、全会派で一致して協議することが困難となったことから、県民の会も加わって、自民党、公明党、一燈立志の会ら可能な会派で協議してきました。

私も、県民の会を代表して、協議の場に参加してきて、昨日の協議会で「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例(案)」をとりまとめられました。

条例案には、「県の責務」「県民等の役割」「事業者の役割」「県の施策」「患者情報の共有」「不当な取扱い等の禁止」「情報の公表」などの項目には、誹謗中傷の禁止などを盛り込んでいますが、罰則規定は定めていません。

4月13日から、協議の場に参加してきたそれぞれの会派で、パブリックコメントを行うこととしており、県民の会では、広報紙の号外も配布し、お知らせする予定です。

県民の皆様から、広報紙別添ハガキまたはメールによってパブリックコメントをお寄せいただけるよう準備したいと思いますので、ご意見などお寄せ頂くこととしました。

5月15日「コロナ感染症に関する条例案に貴重なパブコメ頂きました」

議員提案による「高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例」について、この間パブリ

ックコメントを募ってきました。

9日に締め切らせて頂きましたが、寄せられたパブリックコメントは44人の方から延べ64件に及ぶご意見を頂きました。

私のホームページでご覧頂いたり、「県民の会」だより号外でお読み頂いた方から多くのパブリックコメントやご意見をお寄せ頂きありがとうございました。

64件で、条例(案)に直接関係するものが34件、条例(案)に直接関わらないものが25件、その他が5件となりました。

6月7日「県新型コロナウイルス感染症に関する条例案への貴重なご意見に感謝」

高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例案について、最終的に、条例案のとりまとめをしてきた会派に対して、全部で41人の方から58件のご意見をいただきました。

中には、頂いたご意見を踏まえて、修文した箇所もあるなど、真摯に受け止めさせていただきました。

たとえば、前文の「そして、その影響は多くの産業を苦境に追い込み、経済的に困窮する人や誹謗(ひぼう)中傷、差別に苦しむ人を生み出すなど、現在、本県が進めている、県を一つの大家族と見立て、人のあたたかな県民性を示す「高知家」の絆(きずな)をも脅かすに至っている。」を「そして、その影響は多くの産業を苦境に追い込み、経済的に困窮する人や誹謗(ひぼう)中傷、差別に苦しむ人を生み出すなど、県民の絆(きずな)をも脅かすに至っている。」に修正します。

また、第6条(県の施策)で規定している「経営が悪化した事業者への支援」に加えて「生活が苦しくなった事業を行っていない県民への支援」や新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した県民等個人の生活再建(個人、学生等)のための条項(文)を加えることなどのご意見を踏まえ、第6条に「新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した県民への支援」を追加するなどの修正もしています。

7月3日「議員提案コロナ感染症対応条例が全会一致へ」

7月2日、県議会危機管理文化厚生委員会で、自民党、県民の会、公明党、一燈立志の会の4会派が共同提出した「県新型コロナウイルス感染症に関する条例案」が、共産党会派提出の「県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例案」とともに審査されました。

共産党も自会派案が否決になった後の採決で、4会派案の賛成に回られたということで、全会一致で可決されました。

両条例案とも罰則のない理念条例で、感染者の差別禁止などを盛り込んでいましたが、共産党会派も、4会派案が、県の「責務」として迅速な感染症対応などを示し、実施すべき施策に、医療提供・検査体制の充実、困窮した県民や経営が悪化した事業者の支援をあげており、県の対策に協力するよう努めることなど「役割」として求められたことなどから、共産党会派にも賛成して頂いたようです。

まさに、これらの点は、県民の会が、県民の皆さんから頂いたパブリックコメントによって補強した部分でもあり、県民の皆さんと議会が一緒になって作成した条例とも言えるのではないかと思います。

閉会日の本会議でも、全会一致で可決される見通しとなっていますが、今後はこの条例によって、新型コロナウイルス感染症対策としっかり県行政が向き合っていく姿勢を注視して、その施策の実効性を持たせたいと思います。

#### (5) その他のコロナ関連課題

5月14日「コロナ禍で見える地方自治の課題」

13日は、自治体議員連合2021年度全国学習会をYouTubeで聴講させて頂きました。

元総務相で早稲田大学大学院政治学研究科教授の片山善博先生に、「地方自治の課題」と言うテーマで次のような視点で、厳しいご指摘を頂きました。

○コロナ禍から見えてきた地方自治のいくつかの課題

○教育委員会の役割と責任

○地方議会への期待

○地域本位の「地方創生」ーポストコロナ社会

を展望する

○地域の視点で国の政策を診るー圏域化、デジタル庁構想、ワクチン接種など

コロナ禍において、国と地方自治体の正常な関係が保てているのか。

地方分権改革以降、積み重ねてきた国と自治体の関係がコロナ禍を契機に、国の言いなりになりがちな地方自治体の習性が復活したのではないかと思われることが多々あった。

毎回の緊急事態宣言等において、いまだに休業要請の際の協力金の財源のあり方などを都度、自治体と国とのあいだでやりとりをしている。これはまさに泥縄で、この1年間一体何をしていたのかと言いたくなる。

地方財政法には、感染症経費は国が負担するとなっており、その対象経費や割合については、法律又は政令で定めておく必要があることから、そのことに基づいてきちんと定めておく必要があった。

しかし、それも決められずに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でつかみ金を出しているというやり方には問題がありながら、このことをきちんと指摘されていない事は問題である。

また、昨年の安倍首相の思いつきの学校一斉休校に島根を除く全県で追随するなどということは、各自治体の教育委員会が機能していないことを露呈させたと言わざるを得ない。

そういう様々な課題が見えているにもかかわらず、地方議会はコロナ禍の対応に追われている執行部に遠慮がちだったのではないのか。

特に、質問を控える自治体議会があったことなどを見ると、議会そのものが不要不急の存在と言うことになってしまう。議会はしっかりと公聴機能を高めて、住民の声を反映する議会質問等がなされるべきである。

様々な課題を国任せ自治体執行部任せにしているから、混乱も是正されないままに進む。

議会は、しっかりとチェック機能を果たすとともに、提言をしなければならぬということなどを含めて、当たり前のことでありながらも、厳しいご指摘をしっかりと受け止め、今まで以上に議会活動に邁進したいと思ったところで



1 1月6日「コロナ関連県予算でも決算審査を丁寧」

約8300万枚という大量の在庫が残る「アベノマスク」などの布マスクの保管に6億円以上の高額のコストがかかったことについて、報じられたことがあったが、5日に公表された2020年度決算検査報告では、国費の無駄遣いや不適切な経理など改善が必要な事業が210件、計2108億円にのぼったことが指摘されていました。

新型コロナウイルス対策で国が2019～2020年度に計上した予算が、770事業で総額65兆4165億円に上り、執行率は65%の42兆5602億円にとどまったことが会計検査院の調べでわかっています。

残りの21兆7796億円は21年度に繰り越され、1兆763億円は不用額と多額に上ったことについて、検査院は国に対し、国民に十分に説明するよう求めています。

都道府県が、コロナ対策の財源として活用した「地方創生臨時交付金」は7兆8792億円が計上され、繰越額は5兆2640億円に上り、執行率が3割程度にとどまっていたことが、分かっています。

国の会計検査院では、多額のコロナ関連予算について、このように明らかにされていますが、現在県議会で行われている決算特別委員会で、私が監査委員会に、監査の視点としてコロナ関連予算がどのように有効に活用されたかという視点での監査報告について求めましたが、そのような視点での監査がされていないことの答弁がありました。

現在、県に対して、「地方創生臨時交付金」を財源とした用途についての予算と決算額を一覧で明らかにするよう求めていますので、それらの結果が出たら、本県においての効果的な対応がされたのかどうか分かるのではないかと思います。

## 1 2月3日「コロナ困窮への伴走支援を」

2日の高知新聞から、「コロナ・デイズー高知の記録ーエピソード6 寄り添って、社協」との連載が始まりました。

その中では、新型コロナウイルス感染の拡大

に伴い、「生活福祉資金」の対象がコロナによる減収世帯に広げられ、無利子の特例貸付制度で、地域の社協が、その申請窓口となり、本来の生活再建の相談に乗りながら支援するというよりも、いかに早く貸し付けるかが問われた担当者の悩みが描かれています。

以前、ZOOM会議で、コロナ禍における困窮者支援のあり方について、「NPO 法人抱樸」理事長などを務めておられる奥田知志牧師が、「このままでは社協職員が単なる金貸しになってしまう」と嘆かれていたのを思い出しました。

「生活資金が足りない」「家賃が払えない」「仕事をなくした・仕事が見つからない」「働けない・働いても必要な生活費をえられない」状況の中で、「助けて」と言える社会・制度・しくみを紡いでいくことが、改めて求められています。

しかし、それを「自助・共助」に求めてきたのが、菅政権でした。

いまこそ、「公助」の出番ですし、さまざまな支援制度が単に給付金を支給したり、資金貸付さえしたらと言うのではなく、しっかりと「伴走支援」ができる公助のしくみであればと、思わざるをえません。

## 2 2月9日「県民に伝わる情報発信を」

県は7日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、「まん延防止等重点措置」の適用を政府に要請する方針を決めました。

先日の県議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会での重点措置適用を求める意見も多く出されていたが、浜田知事は病床占有率が40%の指標を下回っていたことから適用に慎重でした。

しかし、1日当たりの感染発表が6日まで6日連続で200人を超え、高齢の感染者の増加で医療体制への負荷が増加していることから、要請に踏み切りました。

対象地域は県全域で、今週末から3週間程度を想定しており、飲食店などに営業時間短縮を要請し、協力金を支給する方針としています。

現在の感染症対応の目安ステージは、「特別警戒」で維持されていますが、県が最も重視している病床占有率は40%となり、ステージの

引き上げを検討する水準まで迫っており、重症者用のベッドについても、半分近くが埋まり、医療提供体制のひっ迫が急速に進んでいる状況です。

そのため、今後、数日間程度、病症占有率の状況や新規感染者数のトレンドを見極め、病床占有率が継続して40%を超えることが見通される場合には、一般的な外出自粛の要請が必要になるとの判断をした場合には、県の対応ステージを「非常事態（紫）」に引き上げたいとの考えが示されています。

今朝の高知新聞社説でも、知事の情報発信のあり方に疑問が呈されているが、知事の判断に至る過程が、「正しく恐れて」と繰り返し「重点措置に慎重」だったかと思うと、県民に理解されるような説明が十分なされずに「遅きに失した」「今さら」と受け止められるような判断では、県民が充分受け止めきれないのではないかと思わざるをえません。

県民の会としても昨年6月定例会で「トップリーダーの一言は相当重みがあり、勇気づけられ、行動変容にもつながっていくものと信じる。」と、上田周五代表が情報発信のあり方について、質しています。

今や会派を問わず、知事に情報発信のあり方で、注文がつけられる中、県民に諦められることのない説得力のある情報発信とリーダーシップが求められています。

2月15日「放置されていないか『自宅療養』」  
厚生労働省が14日公表したことから、マスクは新型コロナウイルスの感染による全国の自宅療養者は9日午前0時時点で54万305人に上り、過去最多を更新したことを報じています。

前週（2日時点）の43万4890人から約10万8000人増加し、病床使用率は20都府県で50%を超えています。

高知県でも、昨日の自宅療養・待機者が1857人にのぼり、病床占有率も二日連続で40%を超えています。

県が最も着目してきた対応ステージ「非常事態」の指標を超えることとなりましたので、今日の状況なども踏まえて、ステージ引き上げを

するのか判断されるようです。

第6波の発生事例の中で判明している感染経路の5割を家庭内が占めているというのは、自宅療養者の増加によるものではないかと思わざるをえません。

家庭内感染を防ぐために、部屋を分けたり、感染者はできる限り部屋から出ない、出るときは、手洗いかアルコール消毒をし、不織布マスクをつける。

喚起や消毒の徹底をすること。

部屋数が少ない場合、高齢者ら重症化リスクの高い人を感染させないように、優先して個室に入れたり、部屋を分けられなければ、2メートル以上の距離を空け、仕切りやカーテンで区切って過ごし、会話は控えめにして、離れて電話で話す。

食事は一緒にとらず、時間をずらし、入浴は、感染者が一番最後とし、の世話は、できるだけ限られた人でして、同居人もマスクを着けよう。

などと言われて、どれだけ徹底できる家庭があるだろうか。

自宅療養者の健康観察は行き届いているのかなども含めて、潜在化している課題を浮き彫りにして、対策を講じる必要性はないのかと思います。

2月18日「保健所職員2割超が過労死ライン超えの時間外労働」

17日に、自治労（全日本自治団体労働組合）衛生医療評が、全国の保健所などで働く組合員のうち、約23%が「過労死ライン」とされる月80時間を超える時間外労働をしているとする調査結果を発表したことが、高知新聞をはじめマスコミ報道されています。

40都道府県で働く1771人から回答があり、2021年1月から12月で最も多かった月の時間外労働を尋ねたところ、回答者（1749人）の約26%が月40時間以上80時間未満、約23%が月80時間を超える時間外労働をしており、月200時間以上の時間外労働をしている職員も17人いたことが明らかになっています。

2021年中、最も時間外労働が多かった月については、新型コロナウイルス感染症のピー

クである「第5波」を迎えた8月(470人)が最多で、「第4波」の5月(260人)、「第3波」の1月(80人)と続いています。

メンタルヘルスの不調を訴える職員は、コロナに関する対応をおこなっている職員の約37%が、2021年中に「うつ症状」があったと自覚しているほか、80時間以上の時間外労働をした職員の半数以上が「うつ症状あり」と回答しています。

記者会見に同席した昨年3月まで北海道の保健所で働いていた男性職員は、「時間外労働はほぼ毎日、深夜12時ごろに帰宅していた」と長時間勤務の実態を語り、男性の周囲には、体調を壊して長期療養している人や、職場に来られなくなっている人がいることにも言及されたといいます。

ほぼ、全国の保健所でも同様の実態があり、このまま放置しておくことはできません。

改めて、この間縮小し続けることとなった公衆衛生部門の強化を図り、保健衛生施設の早急な労働環境の改善とともに、事務職を含めた職員増が図られなければなりません。

そのことが、職員の長時間労働を削減するだけでなく、コロナ感染拡大を抑制するとともに、住民の健康管理に繋がることになるといえます。

## 2 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について

### (1) 避難行動要支援者対策について (議会質問に反映)

4月3日「こうちノーマライゼーションで『障害のある人の防災』を学ぶ」

毎年この時期、高知市社会福祉協議会障害者福祉センターが発行している「こうちノーマライゼーション」の最新号46号の特集は「障害のある人の防災」とのテーマです。

障害のある人の防災ニーズ調査、災害弱者支援センター準備室、障害のある当事者による活動など当事者の皆さんの思いや支援をされる方たちの思いなど参考になる記事が掲載されています。

「誰一人取り残したくない地域の思い」ということで、初月地区、高見地区などととも、下知地区減災連絡会の障がい理解の取り組みや、すずめ共同作業所との連携、二葉町を中心に地域の防災カードとして取り組んできた「SOSカード」などの取り組みについても、取材を受けていたことが掲載されています。

そんな中で、記事でも紹介されている障害当事者として、自立して生活し、積極的に防災活動の主体者になられていた村田一平さんが先日お亡くなりになったことが大変残念です。

私たちの地域でも、障がい理解を深めるために、意見交換の場に来ていただいたり、いろいろなイベントの場でお会いして、その活動に学ばせて頂いていたことを考えたら、村田さんの思いがまだまだ実現していない中での急逝は大変心残りなことだろうと思います。

そのことも含めて、私たちは地域で誰一人取り残さないそんな仕組みづくりに頑張っていかなければと思ったところです。

### (2) 防災教育について

6月8日「小学生の防災学習に地域も学ぶ」

地元の昭和小学では、2月6日に4、5年生を中心に保護者や地域の方を招いて「昭和小学校防災オープンDAY」を開催しました。

この取り組みは、想定される南海地震・津波を想定し、「どこにいても生命及び身体の安全を考えて行動する態度を養うとともに、校舎の上階、屋上に全員が安全に避難できるようにすることや、地域の方々・保護者と一緒に避難行動及び避難経路の確認をすることによって、防災に対する意識を高め、災害予防の心構えや必要性について認識を深めることを目的」に開催されました。

5年生による命を守る防災プロジェクトでは、1年間防災学習に取り組み、やえもん公園へ行ったり、地域の津波避難ビル巡りをしたり、命を守るために自分たちにできる事は何かと学習し、このことを家族や地域の人など身近な大切な人に伝えたいとの思いで、学習成果をまとめたパネル展示を行いました。

下知地区減災連絡会では、昭和小学校の協力

を頂いて、この展示パネルを見学できなかった地域の皆さんにも、ご覧頂く機会を設けさせて頂き、防災教育の重要性について共有いただきました。

### 3月21日「紙芝居で伝える昭和南海地震の教訓」

20日の朝日新聞「文化欄」に「世界へ広がるKAMISHIBAI」との記事がありました。

記事には「舞台と呼ばれる四角い箱の中、紙を抜くと場面が変わり、登場人物が動き出し、演じ手の声が物語の奥深くへと誘う。紙芝居は、実は日本が発祥だ。「KAMISHIBAI」として、海外でもじわり広がっている。「魔法の箱」。フランスのとある図書館では、紙芝居の舞台のことを子どもたちがそう呼ぶそうだとありました。

紙芝居文化の会代表で、童心社会長の酒井京子さんは、「紙芝居は、数十人の観客を一度に引きつける力を持つ。演じ手は観客と向き合い、コミュニケーションを取りながら演じていく。演じ手と観客の間だけでなく、観客同士の間にも作品世界への共感が生まれ、広がっていく。」とされています。

そんな魅力のある「紙芝居」で、昭和南海地震の教訓を幼稚園児や小学生に伝えようということで、下知地区減災連絡会では地域の被災体験者、絵を描いてくれた高校生などの協力で作成した「紙芝居」を昭和小学校を皮切りに地域の保育園や図書館、放課後児童クラブに寄贈しています。

2月に寄贈式を行った昭和小学校では、コロナ感染拡大期だったため、対面で演じることができませんでしたが、視聴覚室からの放送を生徒たちは食い入るように観られていました。

今朝の記事を見ると改めて、紙芝居は「魔法の箱」であることを考えさせられます。

紙芝居「おじいちゃん教えて」のメッセージである「命の大切さ」「人間の繋がり・絆の大切さ」「感謝する心」が、伝わり広がることを願っています。

### (3) 複合災害について

### 8月4日「『複合災害の時代におけるコミュニティ防災』のあり方にまなぶ」

8月2日の「高知市防災人づくり塾」は、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科室崎益輝先生の「複合災害の時代におけるコミュニティ防災のあり方」との講義でしたので、聴講してきました。

「複合災害としての感染症」ということで、文明災害である感染症の歴史から始まり、活動期としての地震や火山噴火、激甚期としての豪雨や台風、加えて蔓延期を迎えたウィルス感染の複合化は避けられないし、地球温暖化は豪雨災害と感染症のリスクとともに拡大しているという「複合災害の危険性」が、指摘されました。

「コロナ禍の災害対応」としては、コロナ禍での災害対応の原則、コロナ禍対応として感染蔓延のリスクに備えることが欠かせないこと。リスク要因を具体的に捉えてその排除を図ること。防疫力の向上だけでなく、免疫力の向上も加えて、「減災力」の向上を図ること。自然災害の対応を図る場合に、感染蔓延のリスクにとらわれすぎないように、そして直面する人命リスクをおろそかにしないことが、必要である。

大局ではコロナ禍対応優先、小局では自然災害対応優先だが、これらは対立するものではなく、両立させる方法を考えたい。

「コロナ禍での災害対応の問題」として、「過度の自粛」が応急対応での問題（報道控え、避難控え、支援控え、救急控え）、予防対応での問題（外出控え、見守り控え、訓練控え、点検控え）と災害対応に様々な問題を投げかけていることが指摘されました。

「複合災害とコミュニティ」の項では、コロナ禍を含む複合災害の時代においては、地域コミュニティの果たすべき役割が大きくなり、多様で継続的なリスクには公衆衛生的対応や日常的対応の強化が欠かせないこと、広域応援を受けにくい状況では地域密着型の身近な支援が頼りとなる互助的対応が必要となること。

さらに、多様災害の時代や複合災害の時代では、公衆衛生的な体質改善が基本で、地域密着の生活文化や減災文化が必要となる「公衆衛生としてのコミュニティ」。

いかなる時も広域応援やボランティアの支援

が受けられるとは限らないので、運命共同体としての相互扶助が基本で、他力本願や他者依存の発想を改め、遠くの助けを求める前に近くで助け合う「遠助」の前に「近助」であることが、これからの「地域協働としてのコミュニティ」には求められていること。

最後に「コミュニティ防災の課題」として、「緊急避難の課題」「生活避難の課題」「地区防災計画の課題」が挙げられました。

「緊急避難の課題」としては、逃げ遅れて犠牲になる人が後を絶たないコロナ禍でさらに逃げ遅れる人が増える傾向にあることから、避難行動を規定する要因、コロナ禍での避難行動の問題、早めの避難とみんなで避難の必要性について述べられました。

また、「生活避難の課題」では、避難所の環境が極めて劣悪な状態にあるところに、コロナ禍で「3密」を避ける必要が叫ばれ、行き場をなくした人が増えている。そこには、「そもそも避難所の考え方や環境に問題がある」「物理的環境と社会的環境の両面を見ないといけない」「分散避難が大切だがそれを自己責任に押し付けてはいけない」ということが、指摘されました。

最後に、地区防災計画の課題として、避難だけでなく教育やまちづくりなどコミュニティが果たすべき課題が無数にあるなか、事前にみんなで協議し「複合災害時代における地区防災計画」の必要性が述べられました。

#### 8月23日「複合災害時代の災害に備えて」

複合災害の時代の梅雨末期のような、8月として異例の大雨が、徐々に収まりつつあるように思えますが、油断をしてはならないと肝に銘じつつ日々過ごしています。

被害は全国の広い範囲に及び、各地で土砂崩れが発生し、長野県岡谷市や長崎県雲仙市では住宅が巻き込まれ、犠牲者が出ており、被災した住民へのきめ細かな支援が求められています。

一定時間あたりの雨量が観測史上最多を更新する地点が多発し、記録的な大雨となり、河川の氾濫や、水路などの水が市街地にあふれ出る内水氾濫も、いたる所でおきました。

しかも、全国的にコロナ禍が深刻さを増すなかでの被災であり、避難行動自体にも制約が加わり、いつもならその状況が報道されるのに、今回は避難所生活の報道は少なく、復旧にあたってはNPOやボランティアなど民間による地域をまたぐ支援は難しく、その遅れが二次災害を招くのではないかと懸念されます。

2017年7月に発生した九州北部豪雨の災害支援をきっかけに設立された、「在宅被災世帯」を中心に、各地域における災害に対し、「災害復旧」だけではなく、「生活再建」を見据えながら中長期的な支援活動を行っている YNF の活動報告を先日オンラインで聞かせて頂きました。

この8月豪雨で、4年連続五回目の水害となる久留米市などでは、内水氾濫で水位が低いいため、罹災証明でも「一部損壊」が大半を占めるのではないかと、またコロナ禍のため支援には入れるボランティア団体が少なく、ボランティアメニューがかなり少なくなるのではないかなどの課題が出されていました。

先日、高知市で開催された防災人づくり塾での室崎益輝先生が仰られていた「「コロナ禍での災害対応の問題」として、「過度の自粛」が応急対応での「報道控え」「避難控え」「支援控え」「救急控え」という課題を生じさせている」ということを改めて痛感させられている8月豪雨水害です。

これらの課題を克服するためにも、まずは主体となる地域の防災・減災力を日頃から高めておくしかありません。

#### 9月1日「コロナ禍で『未治療死』が現実のものに」

今日9月1日は「防災の日」です。

しかし、今年も、昨年に続いてコロナ禍のさなかということもあって、さまざまな防災の取り組みが開催できなくなっています。

私たちの下知地区減災連絡会でも、本日予定していた「避難行動要支援者対策研修会」を会場の都合も含めて、延期せざるをえませんでした。

8月30日の朝日新聞社説で「コロナと災害『未治療死』を防ぐには」との見出しで、日

本医科大学布施明教授（災害医療）らが、巨大地震が起きた時に、医師や病床などの不足によって亡くなる人の数を試算したものとして、本来であれば助かるはずなのに、必要な手当を受けられずに命を落とす「未治療死」が続出すること、国の想定を大きく超える事態になる恐れがあるとされています。

1月17日のNHKスペシャルでもこのことを取り上げ、コロナ禍で医療がひっ迫した状態で巨大地震に見舞われると「未治療死」が続出することが指摘されてきました。

コロナ禍でなくても、本県のような津波浸水域の医療資源が活用できないままに、必要な手当を受けられずに命を落とす「未治療死」が回避できないことが想定されます。

それ以前に、コロナ禍で、自宅療養を強いられている方の重症化に伴う「未治療死」すら回避できていません。

「一定の準備があれば死亡率は下げられるので、極限状況を念頭に置きつつ、あきらめずに互いにできる役割を模索することが、一人でも多くの命を救うことにつながる。」と、社説は結んでいます。

私たちは以前から、津波浸水域内外、長期浸水域内外での医療資源を活用できるための備えについて議論してきたが、コロナ禍だからこそ急がれる備えが多くなっていることが、明らかになっています。

## 9月12日「自然災害にも備えるマンション管理のこれから」

昨日は、8年前に発足して以来お世話になっています一般社団法人マンションライフ継続支援協会（MALCA）が開催された MALCA ウェビナー【第25回 MLCP（マンション生活継続計画）検討会】に参加させて頂きました。

今回は、東京都及び江戸川区で長年まちづくりに取り組まれ、現在は公益財団法人リバーフロント研究所の技術参与として主に水害対策を研究、「首都水没」、「水害列島」等の著者である土屋信行氏をお迎えし、近年多発する大水害への備えや、東京ゼロメートル地帯での高台まちづくり計画等についてお話頂いたところで

全国での大水害の実情などを踏まえ、東京東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）は、地域住民全員を区外へ避難誘導する、「ここにはダメです」という、広域避難計画を策定したことを踏まえて東京大水害への備えのことについてのお話がありました。

その際の座長を務められていた江戸川区区長は「この計画を有効に生かすには、住民の皆さんの理解が必要です。是非住んでいる地域の特性を知り、積極的な情報収集や自ら行動できる準備をしてください。」と自ら行動を起こすことを呼びかけており、広域避難計画はいわば江東五区の悲鳴ともいえる呼びかけをされています。

しかし、策定後の翌年の台風19号の際に見えてきた広域避難対応の課題と対応などから、根本的な防災対策としては、ゼロメートル地帯の住民全員が「ここに居れば大丈夫」という避難出来る高台造りが必要となったことなども浸水域のマンションの課題で、あることも痛感させられます。

そんな学びがあった翌日の今朝の朝日新聞には、「マンション管理、更新拒まれ」との見出し記事があり、マンションの清掃や資金管理などを委託していた管理会社から管理を断られるケースが、都市部を中心に増えているとの記事がありました。

人件費の高騰などで管理コストが上がり、管理会社が利益を出しにくくなっている小規模で、築年数が古く、今後の修繕工事などでの利益が見込みづらいマンションで、その傾向があるとのこと。

昨日の講演を聞き、さらには今日の記事を見るにつけ、築年数の経過と区分所有者・居住者の高齢化にともなう建物と人の「2つの老い」に対処しつつ、安全で快適なマンション生活の実現と区分所有者の資産を守るために何が必要か、これからの時代のマンション生活と管理、コミュニティと防災力などについて、区分所有者が直接参加で丁寧に話し合っ物事を進めていくことを基本に、顔が見える環境を土台にして人がつながり、取り組んで行くことの大切さを改めて考えさせられます。

#### (4) 避難行動・避難所のあり方について（議会質問に反映）

4月1日『長期浸水対策』進捗状況の可視化と加速化を」

2020年度は、コロナ対応のため開催できなかった「南海トラフ地震高知市長期浸水対策連絡会」の第6回会議が、開催されましたので、傍聴してきました。

長期浸水対策項目進捗確認シートに基づいて報告、意見交換がされましたが、大きくは「止水排水対策」「住民避難対策」「救助救出対策」「燃料対策」「医療対策」「衛生対策」「廃棄物対策」の分野に分かれており、それぞれの対策項目が現状と課題とそして今後の取り組み・方針などが記載されています。

多岐にわたりますので全て報告することにはなりません、特にアドバイザーの高知大学防災推進センターの原忠副センター長、また県立大学大学院看護学研究科神原咲子教授から指摘されたことなど報告しておきたいと思います。○止水排水対策がどのように進んでいるのかということを対象効果の「見える化」という形でリスク対策の改善の状況などを市民に情報発信をすることも必要ではないのか。

○住民避難対策としては、福祉避難所が本当に行ける場所なのか。また、人が動いている姿、動かす姿が見えるようにすることが大事で、人がどう利用し、訓練し、動けるのか。人の課題を可視化する、主語を人にする、人を中心として課題へのアプローチを図るなどがこれからは大事になってくる。

○広域避難については、実効性の確保をどのようにしていくのか、今だからこそ考えるべきである。

○医療機関や福祉施設のBCPができていないならなぜできていないのか。課題があるならそれを明らかにして進めていくようにすべき。

○災害ゴミの問題は真剣に考えるべきである、仮置き場あるいは輸送の問題にしてもマニュアル対応でしかないように思われる。長期浸水対応の視点が不十分なのではないか。

など課題によっては、多くの指摘がされる現在の進捗状況となっています。

昨年、高知市が21日から14日で要救助者を救出できるという試算を含む救助救出計画が公表されたが、さらに10日間以内にまで短縮するためには投入できる資機材をさらに拡充していく必要があります。

そして、10日間に短縮されたとしても長期浸水域内の避難ビルや避難所の中でどれだけ過ごせるのか、それらの課題も地域住民にとっては大きな課題になっています。

救助救出期間の短縮、その間の支援のあり方などについて2月定例会で質問もしましたが、決して十分な対応になっていない中、今後の取り組みの加速化を注視していきたいと思えます。

#### 5月13日『避難指示』で必ず避難を」

県内は「梅雨のはしり」に入ったということですが、九州南部では11日に史上2番目の早さで梅雨入りしています。

四国地方も梅雨前線が北上していることから、今年の梅雨入りは平年（6月5日頃）より早まる見込みだということです。

そんな中で、考えさせられるのは、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」によって昨年12月にとりまとめられた提言を踏まえ、災害対策基本法が今年改正されました。

それでは、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考とするため、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」を名称を含め改定し、「避難情報に関するガイドライン」として公表されています。

ポイントは、災害時に市区町村が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化するもので、今年の梅雨期からの運用を目指すとして、5月20日から施行されることとなっています。

住民への呼び掛けを簡略化し、風水害で逃げ遅れるのを防ぐのが狙いで、これまでは住民の理解が進んでいないため、差し迫った状況で発令する避難指示まで動かず、逃げ遅れる事例が後を絶たなかったことから、法改正後は、これまで勧告を発令していたタイミングで指示を出すこととなっています。

これまでの警戒レベル3の「避難準備」がな

くなり「高齢者等避難」のみになっています。「避難準備」といわれれば、準備なのでまだ逃げなくて良い、という逆のシグナルにも受け止められていた可能性も高かったと思われます。

今後は、新しい「指示」が、どれだけ避難行動へのスイッチとなるかだと思いますが、豪雨水害などが心配される時期が近づいてきます。

昨年同様、コロナ感染対策も踏まえた避難行動の周知を図っていきましょう。

もし、警戒レベル3や4で、実際には災害にならないケースがあったとしても、「空振り」と捉えずに、災害にならなくて良かった上に、実践的な訓練ができたということで、良い「素振り」になったと考えていきましょう。

#### 6月27日「避難所環境のさらなる改善を」

昨年からのコロナ禍がきっかけで、災害時の感染対策として、避難所の改善が進み始めたことが報道されています。

今朝の新聞でも、共同通信の配信記事で、新型コロナウイルス感染が広がる中での災害に備え、避難所の感染防止やホテルへの分散避難などの対策について、47都道府県と20政令指定都市の全てが取り組んでいることが、共同通信の調査で分かったことが報道されています。

避難者が寝起きする「段ボールベッド」の備蓄などが進み、多くの自治体が避難所環境は良くなったととらえられ、「雑魚寝で劣悪」と長年指摘された避難所が、コロナ対応に迫られ、ようやく改善する兆しが見えてきたと言われています。

その取り組みを後押ししたのが国がコロナ対応で設けた臨時交付金であり、85%の自治体が活用したそうです。

しかし、昨年の取り組みは、まだ緒に就いたばかりであり、今後継続して取り組むには財源確保が課題となるとしています。

全国知事会でも、自治体は感染症と自然災害の複合災害という新たな課題に直面することになったため、避難所の感染対策で、間仕切り、テントの購入や換気設備の改修などができるよう、財政支援制度の創設を求めています。

私も、昨年の9月定例会の質問で、「分散避難」を選択した際の在宅避難者などへの食料

提供や身体、心のケアなどの体制が図られるなど指定避難所同様の支援策の必要性」、「コロナ禍は、避難所のあり方を大きく改善する機会でもあり、避難行動を促すためにも、感染リスクの低い、環境のよい避難所をより多く開設することの取り組み」を求めました。

知事は、「感染リスクが低く、また環境のよい避難所をできるだけ数多く確保していくという方向での取り組みが重要。県は、市町村と連携して、避難所運営マニュアルを策定、関係の資機材の整備を支援する。また、市町村に対しては、避難所における三密回避のため、可能な限り多くの避難所を開設するよう要請している。」との答弁があったが、より避難所の環境整備拡充に向けた取り組みの注視をしていきたいと思っています。

#### 6月30日「改めて『ペット同行避難』を考える」

「オンライン市役所防災対策課公開 防災×ダイバーシティ vol.2-人とペットの災害対策-」に参加させて頂き、2017年の下知地区減災連絡会の防災講演会「ペット同行避難について」のお話しや、下知地区総合防災訓練で実施した「ペット同行避難」での課題などについてゲストスピーカーの（一社）HUG 代表理事の富士岡剛さんに整理していただいた思いがしました。

藤岡さんは、熊本地震においてペット同行避難を支援し、各地でペット防災の講師を務められており、実践に基づいた課題などを次の9点に絞って的確に指摘して頂きました。

- ①災害時のペット同行避難の現状と支援のあり方
- ②ペット同行避難を取り巻く現状
- ③同行避難ガイドライン、ガイドラインの考え方
- ④自治体の同行避難への備えの現状と課題
- ⑤なぜ同行避難支援が必要なのか
- ⑥ペット防災は動物の問題ではなく、被災者の問題
- ⑦自治体による同行避難支援のカギは民間との連携とその活用
- ⑧自治体が平常時に支援の枠組み作りを行う



ことが災害時の自治体の負担軽減につながる

#### ⑨自助、共助、公助について

その多くが、2017年に地域でペット同行避難について学んだり、訓練として実践したときの課題であることとして振り返ることができました。

そして、そのいずれもが、今から備えておかなければならないことで、民間との連携とその活用をするためにも、自治体が平常時に支援の枠組み作りを行うことをしておき、備えの訓練の中で、実際に活用しておく、そしてペット飼育者が自助を意識してダンボールで落ち着かす練習なども取り入れたり、クレートトレーニングなどの実践を公助が支援したり、避難所運営にあたる共助の担い手がペット防災について学んでおくことなどの連携を平時に行っておくことが大切であることを改めて確認させて頂きました。

この間の災害で見られたことは、災害リスクが高まって、ペットがいるから避難所へ行かず家に残ったり、車中泊をしたりなど飼い主の避難行動にもつながっていることで、「人命の問題」でもあるということです。

下知地区の同行避難の講演会で講師の斉藤さんが話された「ペットを助けると言うことはペットの向こう側の飼い主を助ける」ということにもつながるといふ講師の話を思い出しました。

#### (5) 事前復興について（議会質問に反映）

1月16日「事前復興で、平時から街づくりを考える」

15日、事前復興シンポジウム「東日本大震災からの復興事例から学ぶ」（主催：日本建築学会住まい・まちづくり支援建築会議）に参加しました。

基調講演では、弘前大学北原啓司先生から「東日本大震災からの復興の全体像ーポスト復興を平時の都市計画につなげる事前復興ー」と題した講演の後、「高知県は南海トラフ地震からいかに復興するのか、東日本大震災からの復興から学ぶ」をテーマにパネルディスカッションが、京都大学牧紀男先生をコーディネーターとし

て、「都市部での復興事例」について東北大学姥原道生先生、「漁業集落での復興事例」について岩手大学三宅諭先生から話題提供頂いた後に、事前復興および事後の復興プロセスや計画検討の方策について宿毛市、中土佐町、黒潮町の危機管理担当課長らが意見交換をされました。

それぞれの先生方のお話しでは、下知地区防災計画策定過程で「事前復興計画」のWSを行った際の学びであったと改めて確認できました。

「事後」では時間・余裕がないが、「事前」には、一定の時間があり、被災後では安全のみが優先されがちで被災しなかった者は声が出せないが、もっと多様な声を集めて冷静な状態で話し合ったり、移転の場合でも「元地」のあり方などについても検討できます。

また、登壇された3市町では、役場庁舎や公的施設だけの高台移転なので、これから集落等の事前復興について検討していくうえで、住民とどの段階で情報を共有しながら話し合いを進めていくかという共通した疑問に対して、行政と市民が反目している自治体では決してうまくいかないのでは、信頼関係を築いたうえで、早い段階でボールを投げる意味で住民も参加した事前復興の検討を始めた方がよいなどのアドバイスもされていました。

12月13日「平時の災害に『も』強いまちづくりで『事前復興』を」

11日には、下知地区減災連絡会で、「事前復興の先進的取り組みを美波町に学ぶ」と題した防災講演会を開催しました。

美波町の由岐地区では、「震災前過疎」の防止を「事前復興まちづくり」の最重要課題とし、土地利用計画と合わせて高地開発の具体化にも取り組まれるなど先進的な住民主体による事前復興まちづくり計画の立案をされていますが、その具体化についてのご苦勞を聞かせて頂きました。

この取り組みに関わられている井若和久氏（徳島大学人と地域共創センター学術研究員）からは、「住民主体の事前復興まちづくり～徳島県美波町由岐湾内地区の挑戦～」と題して、

①東日本大震災の復興に学ぶ②事前復興まちづくりの提案③徳島県美波町での挑戦について報告頂き、この8年間で取り組んだ成果や、残された課題などについて整理して頂きました。

また、浜大吾郎氏（徳島県美波町「美波のSORA」会長）からは「ふるさとの守り人を目指して」とのテーマで、事前復興のまちづくりのための地域づくりの主体となる「美波のSORA」の活動内容についてZOOM参加で報告頂きました。

お二人の話から25名の参加者は、刺激と励ましを頂けたようで、引き続き頑張ってみようとの感想が出されていました。

美波町由岐地区の事前復興まちづくりの「未来像」は「個人の幸福だけでなく、地域全体で幸福を感じながら、次世代にわたって幸福に住み続けられるまち由岐」だが、それを事前に具体化していくための取り組みのご苦労は、私たちがめざす「復興後の魅力あるまちのコンセプト」の「のびのび遊ぶ子どもたちを中心に、地域のつながりで、楽しく安心して暮らせる、災害に「も」強いまち下知」づくりにも共通したものがあると感じたところです。

しかし、その実践力の違いに大きな刺激と学びを頂きました。

これからも、さらに情報を共有しながら、「ふるさと・地域の守り人」として頑張りあいたいと感じました。

なお、井若先生がまとめられた課題について、大変参考になりますので、ここに掲載させていただきます。

「東日本大震災の復興まちづくりの十訓」

- ①震災前に勝負は決まっている！だから事前復興。
- ②絶対に死ぬな！生き残った者だけが復興に進める。
- ③役場を被災させるな！落城しては指揮が取れない。
- ④コミュニティを維持させろ！再建は至難の業。
- ⑤住民が主体たれ！住むのも責任をとるのも住民。
- ⑥行政と協働しろ！予算をつけれるのは行政。
- ⑦専門家を頼れ！上手くつきあえば役に立つ。

⑧3年目標に終わらせろ！皆が戻って来れなくなる。

⑨一人一人を大事にしろ！復幸は皆と共にある。

「由岐地区の8年間で進んだ成果」

①事前復興まちづくり計画が地域で認知された

②高台住宅地の開発

・具体的なイメージを共有，町が事業促進予定

③事前復興まちづくり計画の立案

・施策や土地利用の素案をまとめ，町計画にも提言

④地域継承意識の醸成

・コミュニティカフェ，学校連携，海山連携

⑤美波町への波及

・地区別事前復興まちづくり計画を策定中

・日和佐地区でこども園等の高台移転構想を進行中

「8年間の取り組みで残された課題」

「復興までのプロセス」

・避難行動要支援者への対応が充分でない

・集落単位かつ良好な避難所施設が確保できていない

・集落近隣に仮設住宅商店街を建てる土地がない

「住民参加と地域づくり」

・プロジェクトへの参加者は住民の2割程度

・防災から総合的な地域づくりの取り組みにしていけるか

「計画内容とインセンティブ」

・限られた復興予算の中での身の丈に合った計画ではない

・ソフト施策は実現できてもハード施策は実現できていない

・防災集団移転促進事業緩和や地区防災計画の制度だけでは解決できない。

1月10日「地球異変と向き合う若者の視点・地域の復興課題」

関西学院大学災害復興制度研究所の2022年復興・減災フォーラムに、今年はオンライン参加で学ばせて頂きました。

今年のテーマは「地球異変と私たちの未来」で、初日は全国被災地交流集会「円卓会議」では「地球異変に立ち向かう～若者の挑戦・復興

への課題」をテーマとし、第一部はボランティアとしてつながる若者らの声を聴き、第二部では過去の被災地の今と現在の被災地をつなぐという構成になっていました。

初日の「円卓会議」第一部の「地球異変に立ち向かう～若者の挑戦・復興への課題」には、次の方々が参加され、大学生や高校生が、被災現場で災害ボランティアとして頑張ったり、コロナ禍で被災地へ行けなくても遠隔で被災地を想い足元をみつめる姿勢にうたれました。

#### ■被災地で支える

山北 翔大（熊本学園大学社福災害学生ボランティアグループ代表）

林 智子（被災地支援チーム OKBASE / 佐賀県神崎市）

外屋敷 優花、関 美慶（CDST おれんじびーす / 熊本県玉名市）

松村 光河、酒井 奏恵、和久田 虹花（秀岳館高校 / 熊本県八代市）

#### ■遠隔で被災地を想う・足元をみつめる

植田 隆誠、銭谷 早紀（関西学院大学）

堀田 ちひろ（神戸大学震災救援隊）

山口 伊吹、西井 優空、京本 真凜（西宮今津高校 ING 部）

#### ■コメント

宮本 匠（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授）

「コロナ禍だからできないことはない」との姿勢で、一歩踏み出している若者の頑張りに励まされます。

[第二部] 豪雨災害からの支えあいと復興

乾 耕輔（奈良県十津川村施設課長）

鈴木 隆太（一般社団法人おもやい代表理事 / 佐賀県武雄市）

岩崎 哲秀（熊本県球磨村ふるさと再生の集い事務局）

大迫 雅俊（NPO 法人 SKY 協働センター代表 / 広島県坂町）

余田 明美（あじさい DREAM クラブ / 兵庫県丹波市）

今井 頼子（丹波復興女性プロジェクト会ぼんぼ好 / 兵庫県丹波市）

矢野 正広（認定 NPO 法人とちぎボランティアネットワーク / 栃木県宇都宮市）

#### ■コメント

室崎 益輝（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長・教授）

山中 茂樹（関西学院大学災害復興制度研究所顧問）

宮原 浩二郎（関西学院大学災害復興制度研究所所長）

山 泰幸（関西学院大学災害復興制度研究所副所長）

[第三部] 全体討論会

司会 斉藤 容子（関西学院大学災害復興制度研究所主任研究員・准教授）

二日目のシンポジウムでは「地球異変に立ち向かう～社会再生と人間復興にむけて」をテーマとして、次の講演とパネル討論「水害から一人一人の復興を可能にする制度づくりへ向けて」が開催されました。

特別講演「Z 世代が思う地球の今」露木 志奈（環境活動家）

基調講演「災難に逢う時節には、災難に逢うがよく候」原田 憲一（前至誠館大学学長、前比較文明学会会長）

パネル討論「水害から一人一人の復興を可能にする制度づくりへ向けて」は、金子 由芳（神戸大学社会システムイノベーションセンター教授）先生をコーディネーターに4人のパネリストが、流域治水の課題や復興に向けての合意形成とスピードアップの折り合いの課題などについて語られました。

《パネリスト》

高林 秀明（熊本学園大学社会福祉学部教授）

小松 政（佐賀県武雄市長）

津久井 進（弁護士）

斉藤 容子（関西学院大学災害復興制度研究所主任研究員・准教授）

平時の取り組み、そしてZ世代の視点や動機をどう取り入れていくのかなど、二日間とも非常に有意義な内容でした。

(6) 災害ケースマネジメントについて（議会質問に反映）

5月18日「復興支援を仕業連絡会の力で」

災害時に速やかに連携して被災者支援に取り

組むため、弁護士や建築士など全国にあるさまざまな分野の専門職団体で「全国災害復興支援士業連絡会」が結成され、15日に仙台市で設立大会が開かれました。

活動報告では、いつも下知地区がお世話になっている近畿災害対策まちづくり支援機構の野崎先生の報告を聞かせて頂いたり、講演として兵庫県立大学大学院の室崎益輝研究科長から「災害における専門士業の役割について」、塩崎賢明神戸大学名誉教授からは「東日本大震災と復興予算」などについて聞かせて頂きました。

両先生のお話は、何度かお聞きする機会がありました。いつも参考になるお話ばかりです。

連絡会は弁護士や建築士、それに公認会計士などの団体が加盟し、災害発生時には被災者向けの相談会をいち早く開き、被災者の二重ローンの解消や住宅の再建を継続的に支援するということですが、この連絡会への参加は現在のところは宮城と東京、関西、広島の団体に限られています。今後、広く加盟を呼びかけ、被災者1人1人の生活状況にあった支援を行う、「災害ケースマネジメント」の普及などに取り組まれるとのことです。

高知県でも5年前に、高知弁護士会、一般社団法人高知県不動産鑑定士協会、四国税理士会高知県支部連合会、高知県社会保険労務士会、高知県司法書士会、高知県行政書士会、高知県土地家屋調査士会、日本弁理士会四国支部の士業8団体の土佐士業交流会との間で、大規模災害が発生した場合における住民等に対する相談業務の支援に関し、県の要請に基づき土佐士業交流会が相談員を派遣する協定を締結しています。

これらの会が、日頃から連携を取り、各地の被災状況や相談内容について交流しておくことがいざという時に機能すると思われしますので、ぜひ高知の士業会もこの「全国災害復興支援士業連絡会」に参加し、事前の交流こそが、高知における災害ケースマネジメントの着手や復興時における相談業務につながると感じています。

7月30日『「災害ケースマネジメント」で、

取り残される被災者が出ないように」

29日は、災害などの危機事象への対応時において、市町村長がリーダーとしていかに的確な判断を行うかをテーマにした県主催の「令和3年度高知県トップセミナー」で、日本弁護士連合会災害復興支援委員会前委員長津久井進先生の「災害ケースマネジメント」についての講演があるとのことで、急遽参加してきました。

市町村長、副市町村長、市町村の危機管理担当課長、消防本部の消防長等90名ほどが参加されていました。

津久井弁護士のお話は、下知地区にお招きしたこともありますし、いろんな場で学ばせて頂くことがありましたが、改めて「被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添い、その個別の被災状況・生活状況などを把握し、それにあわせて様々な支援策を組み合わせた計画を立てて、連携して、支援するしくみ」である災害ケースマネジメントについて、100分近くたっぷり聞かせて頂きました。

災害のたびに、制度からこぼれ落ちる被災者がいるが、取り残される被災者がいないよう一人ひとりの被災者を支援するための災害ケースマネジメントは、最後の一人まで救うためのものです。

私もズームで参加させていただいている「災害ケースマネジメント構想会議」で出された「災害ケースマネジメント宣言」に①個別対応・・・災害ケースマネジメントは、被災者ひとりひとりの問題やニーズに対し、必要な全ての支援を行うものである。②アウトリーチ・・・住民の被災状況や受援状況の調査は、個別訪問（アウトリーチ）によるものとし、全ての問題解決に至るまで、地域全域に対して継続的に行われなければならない。③支援の計画性・・・支援者は、被災者のニーズや状況の変化に柔軟に対応し、かつゴールを見据えた「支援プラン」を立てるものとする。④支援の総合連携・・・アウトリーチ及び「支援プラン」の作成と実行にあたっては、行政・社協・民間・専門家等あらゆる社会資源が全ての情報を共有し、共通の目的に向かって活動を行うものとする。⑤平時からの備え・・・災害ケースマネジメントは、憲法13条・25条を論拠とし、これの実現のた

めには平時からの防災計画に於いて、シミュレーション・演習や人材育成等が行われるべきである。と、ありますが、自治体の災害後の被災者支援への備えとして実践されることが期待されます。

さらに、災害救助法をはじめとした災害ケースマネジメントと法制度、知事会や国会、政府における災害ケースマネジメントの動き、お金を支援する・貸与する支援、負担を減免する支援、雑損控除など役に立つ制度、住まいを確保する支援など災害ケースマネジメント・シミュレーション、災害ケースマネジメントの事例報告などを踏まえた教訓について紹介頂きました。

平時からの災害ケースマネジメントとしての「個別避難計画の普及」も日常生活・被害・生活再建までが一体となった計画は「事前災害ケースマネジメント」であるということもステップアップした個別避難計画として、これからの取り組みに取り入れたいと考えさせられたところです。

いずれにしても、行政だけでなく、社協、福祉事務所、ケアマネ、NPO、弁護士、建築士、地域などが、被災者をよってたかって連携し、「餅は餅屋で一人ひとりを支える」ことが求められていることによって、実効性のある災害ケースマネジメントに取り組まれることが、被災者の早期生活再建につながるようになることを県内自治体の首長がどれだけ理解してくれたか、今後の取り組みに注視していきたいと思えます。

## (7) その他

### 4月15日「熊本地震から5年」

8割を占めたとされる災害関連死も含めた276人が犠牲になった2016年4月の熊本地震から5年となりました。

14日の「前震」、16日の「本震」とともに熊本県では最大震度7を観測、大分県と合わせ4万3000棟超が全半壊し、避難者は最大20万人近くに上った熊本震災も、インフラ復旧が進む一方、今も仮設住宅で暮らす被災者がおられ、生活再建は道半ばです。

熊本県では3月末時点で災害公営住宅1715戸が完成し、1657世帯が入居する一方で150世帯が今も仮設住宅で暮らしています。

災害関連死された方の多くは70代以上で、既往症がある人がほとんどだったと言われる中で、災害時の避難とその後の生活環境の変化による影響の大きさ、そして弱い立場にある人が被害を受けやすい深刻な実態が浮き彫りになりました。

災害時には、要配慮者向けに福祉施設などに「福祉避難所」が設けられこととなっていますが、熊本地震前には、自治体が461カ所を指定していたが、震災後約1カ月間で開設できたのは100カ所余りにとどまったと言われています。

そのような中で、福祉避難所に指定されていなくても独自に、要配慮者を受け入れてインクルーシブな避難所運営をされた熊本学園大学の花田教授を招いて、多くのことを学ばせて頂き、その後も交流させて頂きながら、要配慮者支援についての取り組みの参考にしています。

### 5月26日「防災基本計画修正で実効性を高めて」

政府の中央防災会議が昨日開かれ、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化するなどの新たな避難情報や、新型コロナウイルス対策などが盛り込まれた、国の「防災基本計画」の修正案が了承されました。

新たな避難情報は、20日からすでに施行されており、大雨警戒レベル3が従来の「避難準備の情報」から「高齢者等避難」に名称が変更され、レベル4は「避難勧告」が廃止されて「避難指示」に一本化され、レベル5として「緊急安全確保」が設けられました。

災害が発生や切迫している状況で命を守る行動を呼びかけるためのものですが、必ずしも発表されるわけではなく、警戒レベル4までの避難が重要だとされています。

また、今回修正された防災基本計画には、新型コロナウイルス対策として、自治体に避難所のレイアウトの確認や、段ボールベッドやパーティションなどの必要な物資の備蓄を求めるほか、感染した人が自宅療養中の場合、保健所と

防災部局が連携して災害の危険性がある場所かどうかを把握し、避難先が必要な場合は調整するよう求めています。

まずは、自宅療養を強いられるような感染拡大状況を防ぐことが大事だが、症状が出ていない感染者が知らずに避難することもあるので、避難者がマスク着用徹底の上避難したり、一般避難所での感染症対応は今まで以上に万全を期する必要があります。

そのため、感染症対応を避難所運営マニュアルにきっちりと加えることが、今年の課題にもなっています。

さらに、今回の改正によって、議会質問でもその必要性を求めてきた「災害ケースマネジメント」について、名称こそ入っていませんが、2編「各災害に共通する対策編」、3章「災害復旧・復興」の第4節「被災者等の生活再建等の支援」の項に、その趣旨が盛り込まれています。

「○国〔内閣府、厚生労働省等〕及び地方公共団体は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。」とありますので、これから国及び地方公共団体が一体となって実効性のある仕組み作りに取り組んでいただきたいものです。

6月4日『「雲仙・普賢岳大火砕流」を風化させない』

死者は40人にのぼり、行方不明のままの人も3人おられる長崎県雲仙・普賢岳で大火砕流が発生してから、3日で30年を迎えました。

特に、噴火の撮影ポイントにいた報道関係者16人と同行のタクシー運転手4人のほか、12人の消防団員や警察官、住民など、避難勧告

に従わず取材する報道陣の警戒にあたっていた人が多く犠牲になったという教訓を残した災害でもありました。

2015年9月に危機管理文化厚生委員会で、雲仙普賢岳の噴火災害後の復興段階での合意形成の難しさと向き合った島原市安中地区まちづくり推進協議会の取り組みの調査をしたことを思い出します。

安中三角地帯嵩上事業がスタートした後、1996年に嵩上協議会、安中地区連絡協議会役員で、「安中地区まちづくり委員会」に組織を変え、地元の要望も聞いた上で、地域独自の復興計画「安中・夢計画」をまとめた後、嵩上げ事業と同様に住民が主体となって、われん川の再生やふるさとの森づくり等に取り組んだそう。その後、本格的にまちづくりに取り組むために、99年に「安中地区まちづくり推進協議会」に組織を再編し、活動拠点を一本化してご苦労をされたことをお聞きしました。

雲仙普賢岳は有珠や三宅と異なり噴火周期が非常に長い。ため、何代も続く平穏期にどれだけ防災意識を継承していけるかが課題である中、安中地区まちづくり推進協議会の会長も噴火災害を知らない子どもたちに対する防災教育の難しさを語られていました。

2000年の北海道有珠山の噴火時、また、14年の噴火で63人の死者・行方不明者を出した長野、岐阜県境の御嶽山でも、多くの教訓を残して、平時の防災教育の継続がされていますが、その中で、平時から専門家と行政、住民が信頼関係を築いておくことに大事だと言われていますが、未災地の防災教育においても同様のことが求められていることを考える日となりました。

6月15日「災害から命を守る事前報道」

今回の「オンライン市役所防災対策課公開ミーティング」では、関西テレビの新実彰平キャスターをゲストスピーカーとした「命を守る伝え方 vol.1-防災・災害情報を、いかに正しく、分かりやすく伝えるか-」のテーマでのお話を聞かせて頂きました。

これほど防災に熱い思いを抱いて、防災に関する報道で命を守ることに力を注がれているキ

マスターさんに初めてお目にかかったという感じでした。

従来の報道は「事後報道」で、無意味と言っても過言ではなく、「災害から命を守る報道」は、災害が起きる前に被害を防ぐための「事前報道」でなければならない。そして、これで命を守ることにつなげなければならない。そのためには、予定されている番組に割り込む「こじあげ」もするんだとの思いをもたれていることに、本気度を感じました。

そして、実際の長野県での豪雨災害での被災地におけるアンケート調査から避難の決め手は多くは「知ってる人」「立場のある人」に直接声をかけられたことだったことから、わずかではあるが「情報をもとに逃げる人はいる」「その人たちが率先避難者となり周囲の人を避難させる可能性に賭ける」「私たち（アナウンサーや気象予報士）自身が、自ら近所のおじさんお婆さんになること」で、その報道を見た住民の避難行動につなげていくといいことまで、考えた報道があれば、避難行動へのスイッチは入りやすくなると感じたところです。

また、NHKのアナウンサーさん達と、地域住民のみなさんと一緒に「どうやったら『命を守る行動』が伝わるか？」をテーマに検討会をしたことのある参加者の方が言われていたのは、「響く言葉探し」で、「私のこと、私の地域のことを言ってくれている」と受け止められるような表現が「自分事」として避難行動に繋がるのではないかとのご意見もなるほどと考えさせられました。

私たちも、避難行動を促すための声かけをもっと意識した取り組みを進めていきたいと思ったところです。

#### 7月5日「土石流、地滑り、宅地崩壊」

静岡県熱海市の伊豆山地区に大きな被害をもたらした土石流の被害状況が明らかになりつつあります。

多数の安否不明者がいるとみられる中、救助に向けた活動が続いていますが、行方不明者の方が無事救命されること、そして救助にあたられている方が無事で、二次被害に遭うことのないようにを願うばかりです。

2018年7月1日の平成30年豪雨（西日本豪雨）、2020年7月3日から始まった熊本、岐阜、長野、秋田の豪雨被害、2019年7月5日の九州北部豪雨と、そして、何よりも本県にとっては、1972年7月5日今日50回忌を迎えた繁藤災害と、この時期、いつも大きな被害が出る中で、今年もこのような災害に見舞われることとなりました。

熱海市付近では、強弱を繰り返しながら雨が降り続け、雨量は7月の観測史上最大を記録していました。

土石流は伊豆山で複数回発生し、多数の建物や自動車を河川沿いに巻き込みながら麓の伊豆山港まで達しており、土石流の全長は2キロに及んだといえます。

その動画からは、土石流の破壊力をまざまざと見せつけられます。

今回の土石流の背景として、盛り土の存在が土石流の被害拡大につながった可能性もあるとみて今後、開発行為の経緯を含めた原因の調査を進める方針が、県から発表されています。

今回の土石流の場合は、この原因調査が進められないと正しい背景は分かりませんが、最近の都市の土砂災害について書かれた「宅地崩壊」（著者：釜井俊孝京都大学防災研究所教授、斜面災害研究センター長）には、やはり災害のたびに人間の都合で作られてきた谷埋め盛り土、人口斜面に起きた地滑り、土石流について記述されており、改めて学び直したい思います。

「日本の住宅は、なぜかひたすら平地を求める本能がある。そのため、膨張前線の内側の市街化区域では外を削り、谷を埋めて平地を作り出してきた。そのため、今では多くの宅地が谷埋め盛り土の上でできてしまった。また、崖際では少しでも平地を増やすため不用意に盛り土が張り付けられる場合が多い。要するに、平坦化の過程で、不安定な斜面が作り出されてきた。2014年、2018年と豪雨災害の中で繰り返された広島市の土石流災害なども、山裾の土石流扇状地の上に都市が広がっていたことによるものである。2004年の新潟県中越地震での地震地滑り、2016年の熊本地震においても、都市化の進展が著しい熊本市とその郊外（益城町、御船町、宇土市、西原村など）において多くの人

口斜面が不安定化し、住宅に甚大な被害を与えた。その被害の多くは、都市計画による造成地で、そこでは擁壁の倒壊、谷埋め盛り土地滑り、液状化等が発生していた。」との経過をしっかりと踏まえた都市開発、宅地開発などの見直しが求められているのではないかと思います。

また、今回は、熱海市が2日、避難に時間がかかる人に向けた「高齢者等避難」は発令したものの、「避難指示」への警戒レベル引き上げは見送っていたが、5月に運用が始まったばかりの、新たな避難情報の出し方の判断に迷いがあったことなども、しっかりと検証が求められています。

これからが、本格的な豪雨水害の本格的な時期を迎える中で、改めて備えの点検が必要ではないかと思います。

#### 7月7日「『逃げ遅れゼロの町』をめざす真備町に学ぶ」

300人以上（災害関連死含む）が犠牲になり、平成最悪の水害といわれる2018年の西日本豪雨から6日で3年となりました。

線状降水帯による記録的な大雨で河川が至る所で氾濫し、土砂崩れや土石流も多発し、被害を広げた、影響が大きかった広島、岡山、愛媛の3県では今なお1千人以上が仮設住宅などで仮住まいを続けています。

岡山県倉敷市真備町では河川が次々と氾濫し、地区の3割が浸水し、51人（災害関連死のぞく）が亡くなりました。

51人の約8割が、平屋の自宅や2階建て住宅の1階部分で亡くなり、市は後に、垂直避難をしていれば助かったケースがいくつもあったと分析されていますが、垂直避難などが困難な避難行動要支援者と言われる高齢者など41人が要支援者名簿に登録されていた方々だったということも言われています。

一時は人口の4割にあたる8780人が避難生活を強いられていたが、今年6月末時点で641人に減り、市によると、仮設住宅などに入居していた被災者の9割以上は、元の場所で生活再建したといわれています。

「真備回帰」は、復旧・復興事業への信頼や、地域への愛着を示すものとも言われています

が、真備町の方々「逃げ遅れゼロの町」を目指して、備えておられることに、私たちも学び続けていきたいと思っています。

#### 7月20日「被災者のために『災害救助法』はあるはず」

「オンライン市役所防災対策課」の公開ミーティングで、19日は災害復興法学の著書も多い岡本正弁護士による「災害救助法入門 vol.2」で、災害救助法が被災者のためにいかに適用され、いかに運用されるべきかを学ばせて頂いた貴重な時間となりました。

被災後、被災者が避難所で求める救助の声に対して、「先例がないのでできない」「今までの対応とは異なるので躊躇する」といった考えが、災害発生後には被災者支援や災害救助を妨げていることがよく聞かれますが、そこで、被災者も、自治体職員も諦めてはいけないと言うことです。

災害救助法は、昭和南海地震 1946 年を契機に、1947 年に成立し、「応急的に必要な救助を行い被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的」としています。

その災害救助法の最大の特徴は、災害時に被災者救助、衣食住の支援、応急復旧行動などが実施される根拠を明確にしていることとそのため国の予算措置が明確になっていることにあります。

災害救助を躊躇することがないように、最低限の災害救助項目を列挙した上で、予算の最低基準を告示で示しています。

内閣府防災担当が定める基準を「一般基準」というが、一般基準はあくまで最低基準を定めているだけであり、当然ながら一般基準だけでは不十分で、基準の適切な実施が困難な場合には都道府県知事等は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる「上乘せ基準」を「特別基準」と呼び、この特別基準は例外的措置等ではなく、災害直後より活用することがそもそも予定されているものであるということをしっかりと周知把握しておかなければならないと岡本先生は強調されます。

甚大な災害が起きる毎に、被災者、被災地の



現場からの声を受け止めた自治体をそして内閣府を動かしてきたその先例として通知され、少しでも人間らしい避難生活を送ったり、生活再建に近づけていくことがなされてきました。

しかし、被災直後は、自治体職員がそのような先例を知らずに、一般基準で切り捨ててきた事例が多いとしたら、自治体職員が災害前にその備えとして、先例通知に学び、被災直後から特別基準による被災者のための救助活動に邁進することの必要性和それが可能であることを学ばせて頂きました。

大災害が起きるたびに、政府側から既存の法令の柔軟解釈や超法規的措置の活用を促してきた実績があります。

今年の4月30日付の内閣府政策統括官から各都道府県知事、市長に対して発出された「令和3年度における被災者支援の適切な実施について」と言う文書には、「(1) 災害救助法の適用について」として「場合によっては被害の程度が不明確な状況でも、適用に関して躊躇なく、前広に内閣府にご相談いただきますようお願いいたします。併せて、避難所の開設についても躊躇なく行っていただくとともに、都道府県と各市町村における被害の状況等の情報共有に万全を期すようお願いいたします。」とあり、「(2) 災害救助法の適切な運用について」には「災害救助法の運用について、地方公共団体によっては、古い「災害救助事務取扱要領」や過去の取組事例集などに基づき運用がなされていた事例等が見受けられます。今般の災害に関する運用の状況なども踏まえ、「災害救助事務取扱要領」について適宜見直しを行っていますので、最新の「災害救助事務取扱要領」により運用をしていただくようお願いいたします。」とあります。

まさに、国が自治体に対して適用に関して「躊躇なく、前広に」内閣府にご相談いただきたいと言い、運用に関しては、古い「災害救助事務取扱要領」や過去の取組事例集にこだわらず、最新の「災害救助事務取扱要領」により運用せよと求めているのです。

そのためにも、岡本先生は、未災地の自治体には、先例通知を今のうちに「コピーしてファイリング」「入手してファイリング」「資料を

使ってスタディ」「災害時協定と備蓄への反映」をしておくことを進められています。

災害直後に被災者のために行う公助の備えであることを今こそ自治体で共有して頂きたいと思ったところです。

#### 9月6日「北海道胆振東部地震から3年」

3年前の今日、私が出張先で遭遇した北海道胆振東部地震は、「広域複合連続災害」の年と言われた大阪府北部地震(6月18日)、西日本豪雨(7月7日)、災害ともいえる全国酷暑(8月)、台風21号(9月4日)に続く自然災害でした。

国内で震度7が観測されたのは史上6回目で、北海道では史上初めてのことで、道内では関連死3人を含む44人が死亡、785人が重軽傷を負うという被害がでました。

そして、直後の停電は、道内ほぼ全域が停電する、国内初のブラックアウト(全域停電)が起きたものでした。

道内のすべて295万戸で停電するという大規模停電は、北海道電力によれば北海道厚真町の苫東厚真発電所(石炭火力)が、地震に伴い火力発電所が緊急停止し、これにより電力の需給バランスが崩れ、水力発電所を含むすべての発電所が連鎖的に停止するという「ブラックアウト全系崩壊」によるもので、1つの大規模な発電所頼みになっていた北海道の電力供給の危うさが浮き彫りになった事例だと言えます。

また、ライフラインや運輸体制の脆弱性による被災者の生活直撃や厚真町での大規模な土砂崩れによる被害、札幌市清田区での液状化など、新たな災害の顔を見せ、課題が私たちに突きつけられた地震でした。

一年後の被災地を危機管理文化厚生委員会で、被災からの復興状況を視察調査に行き、幾多の課題について聞き取らせて頂きました。

応急仮設住宅の整備として建設型応急仮設住宅では、合計233のうちムービングハウスなどが25戸を占めるなど新たな形で対応していたこと。

また、札幌市清田区里塚地区では、地震により盛り土の中の地下水位より下の部分で液状化が発生して、造成前の緩く傾斜した沢に沿って

液状化した土砂が帯状に流動し、大規模な沈下と土砂堆積が生じて、141戸中112戸が液状化被害を受けていたことに対する地盤改良事業などが行われていたこと。

安平町では墓地被害が大きく、1000基の墓石が被害を受けており、それを機会に「墓じまい」と称して、高齢者が町外にいる家族のところに身を寄せるなどして、転出しているケースが見受けられている状況があったこと。

被害の大きかった厚真町では、福祉仮設住宅に取り組みましたこと。

などに、課題の大きさ、そして、被害を大きくしてしまう、この国の脆弱性を学んだことでした。

3年が経過して、大きな被害が出た厚真町、安平町、むかわ町の3つの町では2年間、合わせておよそ960人がプレハブ型の仮設住宅やみなし仮設住宅などでの生活を余儀なくされましたが、去年秋に災害公営住宅が完成するなどして新たな暮らしが始まっています。

しかし、高齢者の世帯を中心に経済的な負担に対する不安の声が上がっているほか、新たなコミュニティーで孤立を防ぐため住民のつながりをどうつくっていくかが課題になっているとの報道もあります。

また、去年4月に国が公表した巨大地震の想定規模は、「千島海溝」沿いでマグニチュード9.3、「日本海溝」沿いでマグニチュード9.1とされていて、政府の地震調査委員会はこのうち「千島海溝」を震源とする巨大地震が切迫している可能性が高いことから、津波避難への備えなども検討されているそうです。

改めて、徹底した分析による、その脆弱性の克服につとめ、北海道胆振東部地震から3年の教訓を生かした防災力・減災力を向上させたいものです。

10月11日「賃貸住宅で家具固定を進めるために」

アウトドア防災ガイドで、リスク対策.com 名誉顧問の「あんどうりす」さんに、賃貸住宅での家具固定が進まないこと理由などのお話を伺って以降、賃貸住宅の原状回復義務がネックになっていることも一因としてあることか

ら、議会で県の姿勢を問うこととしました。

高知県営住宅でも実質的には原状回復義務免除でしたが、明文化されていなかったので、9月定例会質問では、入居のしおりへの明記などを求めてきました。

そんな中、「7日の地震、高層マンションの室内被害が大きかった訳。賃借人の家具固定の傷は、現状回復不要の自治体も。」との「あんどうりす」さんの記事で、私の質問のことを取り上げて下さっていました。

「公営物件について賃借人が家具の転倒防止を実施した場合、原状回復を請求しない自治体が増えている」の見出しで、「高知県議会でも議会質問が出され、高知県では、入居のしおりに賃借人が家具固定をする場合の原状回復義務が免除されることが明記されるという回答があったばかりです。全国各地で、この政策を実現して下さった議員さんたちは、党派に関係なく防災への熱い想いで実現して下さいました。熱心な自治体職員、また、市区町長さんの主導や、防災士さんや弁護士さんの提言で、この政策をとった自治体もあります。賃借人だけでなく、賃貸人にとっても、家具の転倒が防止できると家の損傷も少なくてすみますし、逆に転倒防止を拒んだために人が亡くなることになると今後の賃貸物件経営にとって、マイナスになります。転倒防止を実施する方が、賃貸人にとってもメリットになりますので、自治体だけでなく民間物件でも増えることを願っています。」との記事で、私のブログを紹介して下さいました。

今回の質問をきっかけに、本県家具転倒防止率32.9%がさらに向上していくことをのぞみます。

11月24日「保育防災を高めるために」

今回のオンライン市役所防災対策課の公開ミーティングで、「子どもも保護者も保育士も安心して過ごせる環境のために～保育防災コンサルタントの取り組み」について保育防災コンサルタントの藤實智子さんにお話を伺いました。

保育園の防災対策としては、「防災マニュアルの作成」「避難通報・初期消火訓練を毎月実施する」「備蓄品の確保」という3点ができて

いれば施設上は問題ないとされています。

しかし、これで本当に子どもたちや保育士さんの命が守れるかというところ決してそうではないと思われまます。

そこで、藤實さんは、なぜ保育防災が必要なのかということで、「多くの保育士が防災に関する知識が少ない」「日々の業務に追われて防災は後回しになっている」「でも子どもを絶対に守りたい」という強い思いがあるからこそ、保育士さん保育園の防災力を高めなければならぬと仰っています。

まさに、その通りだなと思わざるをえません。

日頃から近隣の保育園の防災の取り組みや避難訓練の様子などを見せて頂いていて、少ない保育士さんが多くの幼い園児を連れて避難する姿から、その困難性や課題などを感じていただけに、いろいろと考えさせられることもありました。

あらゆる時間帯を想定した訓練が必要であったり、津波避難ビルしか避難場所のない津波浸水地域では、避難ビルとの日頃のつながりについて、より具体化していきたいと思わざるをえませんでした。

子どもたちの大切な命を預かり守る場所として、大きな災害が起きたとき子どもたちを守るのは保育士さんたちです。

藤實さんは、一人でも多くの保育士さんが防災意識を高め、子どもたちを守りぬける力を備えられるよう今後もサポートしていきたいとの思いで、災害から子どもの命を守ることができる保育士を一人でも増やすために、いつどんな時でも役立つ保育防災ハンドブックが作成されています。

この取り組みで、完成した保育防災ハンドブックが、全国に広がり、そして、どんな保育園でもかけがえのない子どもたちの命が守られる保育防災が進んでいくことを願うばかりです。

### 1 1月29日『「災害関連死」を防ぐために』

朝日新聞で、随時特集がくまれる「災害大国」の今日のテーマは「災害関連死」です。

東日本大震災では3700人以上が関連死とされ、災害による直接の死者数を上回り、死者全体の8割を占めた2016年の熊本地震な

ど、対応次第で助けられたはずの命が失われています。

よく、助かった命をつなぐと言われますが、避難所での生活が長引いて体調を崩したり、慣れない生活で既往症が悪化したり、様々な要因が被災者の心身を傷つけたために、つなげられなかった命が多くあります。

そのような「災害関連死」をなくそうとした取り組みが行われる中、内閣府が今年4月、認定・不認定あわせて約100人の事例集を作ったことが取り上げられています。

今後、自治体が円滑かつ適切に作業を進められるようにするのが狙いだというのが、関連死か否かは、遺族の申請を受けた市町村が専門家の審査会の意見を踏まえて判断することとなっていますので、申請すべき遺族（配偶者、子、父母、孫および祖父母ならびに兄弟姉妹）がいない場合は、対象にすらならないこととなります。

あらためて「災害関連死」の定義そのものを見直すことも、必要ではないかと思わざるをえません。

そして、今後の市町村の認定事務の参考にするだけではなく、同じような犠牲を出さないために、どうすれば助かったのかを分析し、避難所のあり方や仮設住宅や復興支援のあり方の改善などにつなげるためのものでなければと思います。

記事に、申請を断念された方の「弔慰金がほしいわけではなく、関連死として認めてほしいだけなのに」との声をしっかりと受け止めた国の姿勢が問われています。

### 1月13日「阪神淡路大震災を伝える若者たち」

今朝の朝日新聞社会面「震災を知ること」の特集で、「最後まで 母を助けようとした人がいた」の見出しを見て、「あっ、あの子のこと」だと思い、一気に記事を読み、改めてあの時の本を取り出して読み直しました。

それは、「高校生、災害と向き合う一舞子高校環境防災科の10年」（岩波ジュニア新書・諏訪清二著）に、「あの震災から学んだこと」という環境防災科一期生の長尾美幸さんの手記でした。

授業で出会ったレスキュー隊員が涙ながらに

語った「1人だけ、助けることができませんでした」という病院の入院患者が、授業を受けていた長尾さんの亡くなられたお母さんだったのです。

その「出会い」から学んだ彼女の思いが、その手記には書かれています。

この本は、2011年に初代兵庫県立舞子高校環境防災科長の諏訪先生が書かれたもので、この本を読み、2015年11月には、学校を訪ね、授業見学もさせて頂きました。

当時の先生のご厚意で、私に生徒たちの前で、話す機会を頂き、高知が下知が南海トラフ地震でどのような被害が想定されているかという話をさせて頂いた上で、いざ発災したときに「君たちの被害が少なく、無事だったら高知にボランティアで支援に来て欲しいが、来てくれる人は？」と尋ねたところ、ほとんど全員が挙手してくれたことを昨日のように覚えています。

その翌年2月議会で、本県にこそ、防災関連科の県立高校への創設が求められているのではないかと質問をしたが、高校の次の段階で専門的に学べば良いとの残念な答弁に終わったことが悔やまれます。

もし高知にこのような学校ができていたなら、ここで学んだ生徒たちは、平時の支え合いの社会を担う人財として、発災時には、救助・復旧の担い手として、そして復興過程でのまちづくりのリーダーとして活躍される人財として育つだろうと思わざるをえません。

そんなことを思いながら、改めてこれからの防災教育も考えていきたいと思えます。

1月23日「続く災害に改めて備えを一步進めて」

22日1時8分に発生した日向灘を震源とする地震で、約8年ぶりに高知県内で震度5弱を観測し、県民の不安は大きかったと思われま

す。県内で、大きな人的被害はなかったものの、飛び起きた際に転んで怪我をされた方などはいるようです。

最も揺れの大きい震度5弱を観測した宿毛市では、民家の損傷や酒販店の商品が割れるなどの被害もあるが、宿毛市在住の私の親戚なども、ものが落ちたりなどもなかったようです。

南海トラフ巨大地震で最大34メートルの津波が想定される幡多郡黒潮町では、日頃からの防災意識の高さから自主避難する住民もいたそうです。

気象庁によると、南海トラフ巨大地震との関連については、プレート境界のずれで起こる同地震に対し、今回の地震は「プレート境界が滑ったという感じには見えない。プレート内部で発生した」との見解を示しています。

また、今回の地震は南海トラフ地震の想定震源域内だが、規模が基準のM6.8以下だったため、南海トラフ地震との関連を評価する評価検討会はただちに開かない方針を説明。南海トラフ地震との関連は今後調査し、毎月定例で開く評価検討会で議論されるとしています。

しかし、我々からすれば、規模が基準のM6.8以下の6.6だったとはいえ、その僅かの差によって評価を遅らせることに疑問を抱かざるをえません。

阪神淡路大震災から27年目の1月17日放送のNHKスペシャルで、日頃からご指導頂いている兵庫県立大学大学院教授・室崎益輝先生は次のようにコメントされています。

「震度7の地域というのは沿岸部が多い。沿岸部というのは津波の危険性も非常に高い。今は津波対策ということで避難の訓練等されているが、家が壊れてしまって閉じ込められたら津波の避難はありえない。だから、まさに津波対策をやる意味でも耐震化をしっかりとやらないといけない。27年たったということは次の大地震に27年近づいたということ。もう少し言うとすぐにでもくるかもしれないという非常に緊迫した状況にわれわれはいるということだと思う。今までの取り組みというのは安全な場所に変わっていかうとすると踊り場でしかない。一步は進んだけど本当の意味での耐震化ということまでいけてない。次の踊り場からもうワンステップ上がるためのビルの耐震化にもっともっと力を入れないといけないと思う。前を見て阪神大震災の教訓をもう1度改めてチェックをすることが必要だと思う」との指摘を肝に銘じたいと思えます。

1月31日「発災したとき後悔しないために」

29日に、下地地区減災連絡会では、日頃連携し、多様なご支援を受けているピースウィンズ・ジャパン地域防災力強化チームさんとの共催で、防災講演会「被災地に学ぶ～もし、あの日の1日前に戻れるとしたら～」を会場参加とオンライン参加のハイブリッド方式で開催しました。

2011年3月、東日本大震災で被災した岩手県大槌町職員の四戸直紀氏（協働地域づくり推進課）、2020年7月豪雨で球磨川が氾濫した熊本県八代市坂本町の溝口隼平氏（リバーガイドR eborn 代表）とそれぞれの場所で被災したお二人をゲストに、ある日突然日常を失った、そのとき何が起きたのかの体験をとともに、そしてもし、あの日の1日前に戻れるとしたらとのお話を聞かせて頂きました。

モデレーターは、下知地区がいつもお世話になっていますPWJ地域防災力強化事業責任者の竹中奈津子さんに務めて頂きました。

会場参加者も含めてピーク時には全国から50数名の参加者で、下知地区からは10名近い参加の方がおられました。

お二人とも、「死」ということと直面された体験だけに、その言葉に重みがありましたし、淡々とお話しされていましたが、そうなるまでにいろんな葛藤があったんだろうと考えさせられました。

あの日の1日前に戻れたら何を伝えるかとのメッセージとして、「自然・津波の力を甘く見ることなく、平時に、諦めない備えをどれだけしておくのか。」

そして、「逃げて生きて」とのメッセージに答えていくための備えをしておくことだと考えさせられました。

また、「亡くなられた方と良い関係を作っていたらよかった。ご近所との関係性を良くすることが、目の前で知人を失わないことである。」とのメッセージは、私たちにとっては事前復興の中で、日ごろの地域コミュニティーを大切にすること、挨拶で笑顔の花を咲かせることなどにもつながるとの思いを改めて考えさせられました。

いずれも、1日前までの平時の取り組みこそが、「逃げて、生きる。知人を失わない。」こ

とにつながることを、しっかりと肝に銘じたいと思ったところです。

他にも、被災された方だからこそそのメッセージを多く頂きました。

3月12日「3.11東日本大震災追悼の集いからの学びで備える」

11日の青柳公園での「3.11東日本大震災追悼の集い」（下知地区減災連絡会主催）には、30人近い方々がお集まり下さって、皆本隆章会長の挨拶の後、犠牲になられた方達への追悼の黙禱を捧げられました。

ご参加頂いた中から減災連絡会大崎副会長が、茨城県鹿嶋市の工場で勤務中に東日本大震災が起き、震度6弱の揺れに見舞われた時のことからの教訓をお話しいただきました。

そして、稲荷町自主防災会で減災連絡会役員の中野勇人さんが、福島県の被災地の報告や丁度発生したときに東京メトロに乗車していて、東京での混乱ぶりについて報告頂きました。

終了後、移動した方々20人近くが下知コミュニティセンターやオンラインで参加し、被災地の石巻市雄勝歯科診療所の河瀬聡一朗所長からオンラインで「あの時と今の雄勝」について当時の動画、写真でビフォーアフターを比べて、また、歯科医師だからこそ避難生活での口腔衛生の必要性和口からのフレイル予防などについてお話しいただきました。

雄勝の町は、復興まちづくりの合意に時間がかかったことから、今では1/3くらいまでに住民が減少していることや9.7mの防潮堤によって海が見えなくなったことなど、住民の望まない復興のまちづくりの現状。

避難所での食事と口腔衛生のあり方が、どんどん身体能力を後退させているが、いろんな方々がチームで支援することによって、回復していく現実も見せていただきました。

参加者からも、「歯の矯正中に避難した場合に避難所で気をつけること」「水不足の避難所でどのように歯磨きなどに気をつけるのか」「ペースト食になっている高齢者への備えとして備蓄食に気をつけること」「個人で備えるだけでなく避難所で口腔衛生について備えるべき課題は」など貴重な意見交換がされました。

5年ぶりの河瀬先生からの学びは、また新たな備えに繋がるような貴重なお話でした。

3. 11に学び、備えることがこれからも続きます。

### 3月18日「真に過去の教訓に備えているのか」

3月16日の福島県沖地震は最大震度6強で、東北新幹線車両が17両のうち16両が脱線したが、車両は倒れず、乗客・乗員にけががなかったことは、2004年の新潟中越地震では、走行中の上越新幹線「とき325号」が脱線し、全面再開までに2カ月ほどかかったとの事故を教訓に、JR東は08年までにすべての新幹線車両に逸脱防止装置を導入していたことによるものとされています。

たまたま車両が倒れなかったからよかったものの、脱線は起きているのです。

やはり、大地震などには脆弱性はあるのではないのでしょうか。

このような状況を見るにつけ、「大地動乱の時代」「原発震災」という概念を提起され、これまでも警鐘を鳴らされてきた神戸大学名誉教授の石橋克彦先生の著書「リニア新幹線と南海トラフ巨大地震『超広域大震災』にどう備えるか」を改めて、読み返してみたいと思いました。

著者は、ポストコロナの超広域大震災への備えのためにも、リニア新幹線の再検討を促しており、「ポストコロナの望ましい社会の姿は超広域大震災への備えに合致する」と考え、「経済成長至上とする集中・大規模・効率・高速などの論理から脱却し、分散・小規模・ゆとりなどを大事にする社会である。東京一極集中や大都市圏の過密と地方の過疎を抜本的に解消し、エネルギーや食料の自給を基本として域内で経済が循環する地方を育て、真に分散型で大規模災害に強い社会と国土に変革するべきである」述べられています。

さらに、著者は1997年以来、原発の地震脆弱性を確信し、大地震・津波で原発事故が起こり、放射能災害と通常震災が複合・増幅しあう破局的災害である「原発震災」という概念を提起し、警鐘を鳴らされていました。

しかし、警告が社会に浸透しないまま著者が予測した最悪の様相ではなかったが、福島原発

震災が現出してしまい、著者は「起こる可能性がある事は必ず起こると考えて、地震研究者として合理的に推測できる危険を社会に伝えたいと思っていたが、役にたたなかったことから、「リニア新幹線で同じことを繰り返したくない」との思いから、この著書を昨年発刊されています。

過去の震災を教訓に、「新幹線が横転しなかった」「ブラックアウトを回避した」とか、報じられているが、これからのリニア新幹線や四国新幹線など「大地動乱の時代」における「超広域大震災」に耐えられないような政策が、過去の震災を教訓としているとは思えないのですが。

### 3月27日『『地域の安全確保の研究』の深さに学ぶ』

26日の第276回神戸大学都市安全研究センターオープンゼミナールは、これまでこのオープンゼミを開催してくださった北後明彦神戸大学都市安全研究センター教授の退職記念の最後の講義となりました。

北後先生は、「21世紀における建築・都市防火、地域防災研究の展開」と題して、お話しいただきました。

先生は、「地域の安全確保をはかる研究」として、現場・過去から学び、それぞれの特性を踏まえた「本質をとらえる研究」、これまでの制度の枠を超えるような「対策の方向性を示す研究」、地域に役立つ評価指標を示す精緻な研究、簡明な論理で理解できる仕組みを示す研究で「地域コミュニティの人々に向けた研究」をされてきたことを踏まえ、「地域によって課題が異なり、やり方がことなる」「行政からの様々な働きかけ、支援が必要」「市民自身が災害に立ち向かう姿勢、そのためには、防災教育による一人一人の意識向上が必要」ということを根底に、地域のあり方のビジョンを描くことが必要であることをまとめとして述べられました。

私たちは、その地域のビジョン（減災デザイン）を描こうとしている中、いろいろな壁にもぶつかっていますので、まだまだ先生の教えに今後も学びながら地域で頑張っていきたいと思っています。

高知県の地震火災対策検討にもご協力いただき、2016年頃からこのゼミナールの案内を頂き、様々な学びの場を提供いただいたことに感謝しています。

また、今回は北後先生に師事したり、ともに研究された関わりの深い方々からもそれぞれの研究テーマでお話しいただきました。

岩見達也国土技術政策総合研究所建築研究部防火基準研究室長からは、「市街地大火の発生条件と被害抑制」について、強風と火災の関係を改めて整理し、被害抑制に向けて有効な対策のありかた。

西野智研京都大学防災研究所社会防災研究部門准教授からは、「自然災害に起因する大規模火災のリスク制御」について、地震火災と津波火災に焦点を絞り、現状の地震被害想定や地震防災対策から抜け落ちている重要な観点がなにか、また、様々な不確実性を考慮した地震火災・津波火災のリスク評価から、今後の巨大地震災害への備え。

越山健治関西大学社会安全学部安全マネジメント学科教授からは、「巨大災害に向けた防災・復興研究の到達点」について、都市・地域計画論において巨大災害との向き合い方において、住宅と都市の関係、都市防災と地域再建の関係、災害リスクと地域計画の関係などの研究が果たした達成点と今後の課題。

荒木裕子名古屋大学減災連携研究センター特任准教授からは、「大規模災害時の避難行動・避難者支援」について、防災情報の高度化が進む中で避難行動とその後の生活継続をどう繋げるのか、現在の取組や動向を報告し、位置情報など技術的な側面と地域活動を組み合わせた災害対応の枠組み。

など、いずれの先生方からも貴重な提言を頂きました。

とくに、高知市の浦戸湾沿岸域では、津波火災への不安が大きい中で、西野先生の津波火災と津波避難ビルの関係性についての研究は興味深いもので、今後も学ばせて頂く機会があればと思ったところですが、質問をきっかけに後日先生から「津波火災を考慮した津波避難ビルの火災安全計画のあり方」報告書を頂くことができました。

### 3 教育・子育て支援・児童虐待予防の調査研究について

#### (1) 夜間中学について

##### 4月2日「まもなく開校『夜間中学』」

学歴が過ぎた後も学び直しの機会を提供する夜間中学や不登校の生徒向けの不登校特例学校が今春相次いで開講することの記事が、「日経グローバル」3月15日付408号に掲載されていました。

その中には、夜間中学は昨年4月時点で、全国に34校あるが、徳島県と高知県が県立としては、初の夜間中学を設け、県内広くから入学希望者を受け入れるとの紹介もありました。

本県では、18年度から県内各地で20回夜間中学の体験学校を開いて延べ263人が参加したことなども報じられています。

これまで「高知県に「夜間中学」つくる会」の積極的なパネル展や広報などが行われてくる中で、開校にともなって1期生となる入学生は、学齢期を過ぎた人で、中学の学び直しをしたいと言う人や病気や不登校で勉強できなかった人などからの応募があり、11名に達したとのこと。

年齢は20代から60代と幅広く、外国籍の人からの申し込みもあったとのこと、4月26日には、開設式・入学式が行われますが、コロナ禍が収まらない中ではあるものの現時点では、通常通りに登校して授業を行うとのこと。

昨年の「夜間中学開校に向けての学習会」で、入学を希望している女性が述べられていた「分かった素振りをしないといけないような、ウソをつかせないといけない学校づくりをするのなら夜間中学は必要ない。学ぶ仲間の笑顔が絶えない、通いやすい夜間中学校」が築かれることを期待しています。

##### 4月28日「『県立夜間中学』での学びに期待」

待ちに待った高知県で初の公立夜間中学となる「県立高知国際中学校夜間学級」が26日夜、開設されました。

高知市新本町2丁目の同校で開設式と入学式

が行われ、1期生10人が新たな学びをスタートさせ、今夜から授業が始まります。

江の口特別支援学校の移転が3月末となったため、跡校舎活用による新校舎となることから、4月26日開設となりました。

夜間中学は、さまざまな事情で義務教育が受けられなかったことなどから学び直しをする方々のために、全国で設置が進んでおり、高知は36校目で、20～70代の男女10人（外国籍1人）が通うこととなっています。

報道によると、開設式で伊藤県教育長は「多様な背景を持った生徒が学ぶ喜びを実感し、目標の達成を」と挨拶し、入学式では高野校長が「仕事と学習の両立は苦勞も多いと思うが、一歩一歩着実に、一緒に歩いていきましょう」と呼び掛け、知事は「初心を忘れず挑戦し続けて下さい」声をかけられたそうです。

新入生代表の60代女性は「生きる糧にと入学した。さまざまな境遇の仲間を大切に、楽しい学校生活を送りたい」と挨拶したとのこと。

総務委員会では、開設間もない時期にただちにとはならないが、落ち着いた時期には視察させて頂こうと言うことになっていますが、その時には一期生の生き生きと学ぶ姿を見せていただきたいものです。

我々は、しっかりと一期生を応援をさせていただきます。

#### 11月11日「夜間中学で学びませんか」

私は、10日17時30分から一時間程度授業・施設見学と学級の現状についてお話しを聞かせて頂きました。

教頭先生からのご説明では、開校当時10名でスタートしたが、途中転居に伴って1名転出し、現在は30歳代から70歳代の9人の生徒さん（男性3名、女性9名）が、学ばれているとのことでした。

昨日は、もっともな理由で欠席されている方が2人おられました。

昨夜の一眼目は、社会科で「ヨーロッパの農業と工業」についての先生の話に、少し茶々を入れる生徒さんもいたりして、映画「学校」のワンシーンをしているような気がしました。

普通なら家族でくつろいでいる時間帯に、家族のことを気にしながら、またご自身の健康のことを気遣いながら、中学校の学び直しをしているその熱心な授業風景に、胸を熱くしました。

学校には、週一回のスクールカウンセラー、2週間に1回のスクールソーシャルワーカーの派遣も受け入れながら、ティーム・ティーチングを生かした授業が行われています。

徳島県とともに、今年開校した全国で初めてとなる県立の夜間中学校ですが、義務教育年齢（15歳）を超えている人で、国籍にかかわらず様々な理由により、義務教育を受けられなかった方、中学校の卒業資格が欲しい方、十分に学校に通えなかった方、もう一度中学校の学習を学び直したい方等のための公立中学校夜間学級です。

開校にあたって、「高知県に夜間中学をつくる会」の皆さんが、さまざまな支援をしてこられましたし、開校後も生徒が主人公の夜間中学となるような支援が続けられています。

いろんな事情があっても、学び直しができるこんな場があることを、もっともっと広く知って頂きたいし、「夜間中学で、学んでみませんか」と広げて頂きたいと思います。

#### (2) 厳しい子どもたちと向き合う学校

8月5日「差別・偏見・しんどさと向き合って、寄り添って」

4日には、第60回四国地区人権教委夏期講座を受講し、午前の部では「人の世に熱と光を～水平社運動がめざしたもの～」と題して、西光寺の清原隆宣住職さんの講演を頂き、午後の部では、映画「かば」鑑賞の後、監督と出演女優さんのお話も聞かせて頂きました。

この映画は1985年の大阪市西成区の公立中学校を舞台に、被差別部落出身、在日韓国人などという出自などで差別を受けたり、家庭の厳しい事情に傷つき、思い悩みながらも日々を生きる生徒と向き合う1人の男性教師を描いたものです。

そこには、差別や偏見を受けやすく、家庭に課題を抱えたしんどい生徒たちとどこでぶつかり、どうやって向き合い、どうやって寄り添い



一歩前へ歩み出せたのか、考えさせられる映画でした。

ことの軽重は比較できないとは思いますが、今も現実にある差別や偏見の問題、さらには今でこそヤングケアラーという言葉で顕在化しているメインキャストの一人である「裕子」のしんどさなどを映画を観ることで分かり合っていたらなと思ったところです。

けして押しつけがましい人権啓発教育映画っぽくはなく、エンターテインメント性もあるだけに、これを見た人が自分でいろいろと考えて頂くことが大事だと思います。

上映後の監督と出演女優さんのトークの中で、女優さんが15歳で撮影したときの感想として「分からない、知らない言葉をなくすために無知無関心は、これから生きていく上で、もったいないことで伝えていくべきだと考えた」と述べられたが、差別や偏見に繋がることに「無知無関心」であってはならないということはこの映画を通じて伝えたかったということをしつかりと主張することができる人間を育てた映画であると感じました。

監督は、「7年かけて作った映画を、すぐにDVD化したりネット公開したりするのではなく、10年かけて全国を回って伝え続ける。」と言われていたが、この映画にかける思いと熱を感じることができます。コロナ禍で上映環境は厳しいかもしれないが、今こそ観て頂きたい映画であることを実感させられました。

#### 10月14日「対面・オンラインでも孤立を避けて」

2020年度に30日以上登校せず「不登校」とみなされた小中学生は前年度より8.2%増の19万6127人で、過去最多だったことが文部科学省の調査でわかったことが報道されています。

小中高校から報告された児童生徒の自殺者数も415人で最多となるなど、コロナ禍による休校や自宅でも自粛が求められるなど生活環境の変化で、多くの子どもが心身に不調をきたしているのではないかとされています。

警察庁統計では昨年度の小中高校生の自殺者は507人（暫定含む）で、学校側が把握でき

ていないケースもあるとみられます。

不登校の小中学生は6万3350人（前年度比1万人増）、中学生は13万2777人（同4855人増）で、不登校生は8年連続で増え、1991年度の統計開始以降最多でした。

主な要因としては「無気力、不安」が46.9%（同7.0ポイント増）と最多で「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が12.0%となっていますが、不登校ではないものの、コロナ感染を避けるため30日以上出席しなかった小中学生は2万905人にのぼっています。

一方、小中高校などのいじめの認知件数は15.6%減の51万7163件で、7年ぶりに減っているが、コロナ禍で子ども同士の接触が減ったことが原因といわれていますが、パソコンやスマートフォンを使った悪口などは5.3%増の1万8870件が確認され、この項目が入った06年度以降、最多となり、「ネットいじめ」がより深刻になっているのではないかと思います。

本県の小中学校の不登校の児童生徒は1238人で前年度から120人増えており、千人あたりの人数が25.2人と全国で最も多くなりました。

県教委は、昨年度から不登校の発生率が高く対応に苦慮している小中20校に専門教員を配置し丁寧な初期対応を行っている中で、概ね前年度より不登校の発生率が下がっています。

また、本年度からは県内4中学校に不登校の初期段階の子らの居場所となる特別教室を設置し、心の教育センターでは土日にも相談を受けつけるようにするなど体制の充実に取り組んでいます。

学校はもちろん、児童相談所など自治体の福祉部門、家庭環境の厳しい子らを支援するNPO、地域社会で危機感を共有し、多様なネットワークで子どもたちをサポートし、悩みを抱え込まず、SOSのシグナルを発信しやすい、孤立させない取り組みの強化が求められているのではないのでしょうか。

#### 11月9日「修学旅行へのコロナの影響」

今朝の朝日新聞一面に「修学旅行コロナの影」との見出しで、コロナ禍の昨年度、中学校の約

5割、高校の約6割が修学旅行を中止したことが、公益財団法人「日本修学旅行協会」が行った中学校1046校、高校1147校が回答したアンケートでわかったと報じられていました。

実施した学校は感染者の多い都市部を避ける傾向が見られ、都道府県別の旅行先では、東京や大阪の人気下落が鮮明になったとのことです。

実施状況について答えた中学校のうち、「中止」は51.5%、「変更」は47.2%で、高校では、「中止」61.4%、「変更」は34.3%だったとのことです。

私も、その点について気になっていたので、11月4日の決算特別委員会で教育委員会に昨年の修学旅行の実施状況を提出してもらったところ、小学校は「中止」は0、「宿泊学習等に変更して実施」は5.7%、中学校は、「中止」0、「宿泊学習等に変更して実施」は4.3%、「次年度へ延期」60.2%、高校では、「中止」58.3%、「宿泊学習等に変更して実施」は11.1%、「年度内に実施」1校2.7%、「次年度へ延期」27.7%、特別支援学校では「中止」20%、「宿泊学習等に変更して実施」は10%、「年度内に実施」20%、「次年度へ延期」50%となっていました。

本県の場合、高校は全国並みに中止されていましたが、小、中学校などは苦勞して実施されており中止は免れたようです。

今年も、延期に次ぐ延期とさらに困難な状況が聞かれるが、貴重な学びの場でもあるし、思いづくりでもあるので、ぜひ実施できればと願うものです。

### 3月20日「生徒に軸足おく先生でいてほしい」

19日は、「戸田雅威先生と学ぶ『人権』授業』in高知」に出席し、延べ6時間近い授業を受けてきました。

中学校教員を務め校長、高知大学講師として人権教育の日常化にあらゆる分野で活動され、高知県人権教育研究協議会代表理事をされている戸田先生が在職中に向き合ってきた生徒さん達とのつながり、そして、生徒さん達から学ばされてきた人権教育の大切さを語っていただき

ました。

話の中に登場する三郎君や一夫君をはじめ、それぞれ向き合ってきた生徒たちは、自分のために泣いてくれる先生、自分ともっと向き合っ  
て欲しい、関心を寄せてもらいたい、体重をかけてほしいという思いのしんどい子どもたちと教師がどう向き合うのかということをお話してくれています。

そして、しんどい子ども、厳しい環境の中で育っている子どもたちが多い中、繁忙な実態の中で生徒のために軸足を寄せることをしたくてもできない先生たちに聞いてもらいたいお話ばかりでした。

そんな授業を受けた翌日の今日付け朝日新聞25面に、「先生がいたから頑張れた」という大阪西成高生の巣立ちの記事がありました。

そこにも、生徒のために泣いたり、生徒のために軸足を置き続けた先生と生徒の関係が描かれていました。

昨日の「授業」の際の意見交換でも出されていましたが、先生方が喜びを感じられるのは、成績が上がったからというのではなく、先生がいたから頑張れたと言ってもらえたりすることなのではないかと思いました。

そして、勉強することができる、街中の看板やポスターが読めるようになったと喜べる学び直しの機会である夜間中学が、昨年从高知にも開校し、そこで学び直しをされている多様な生徒たちの思いをしっかりと受け止められる夜間中学になって頂きたいそんな思いもしています。

また、戸田先生が最後に今後の地域と連携する教育のあり方が提起されていましたが、先生や学校を支え、しんどい子どもたちと寄り添えることのできる地域が広がることをめざしていきたいものです。

### (3) 児童虐待予防について

#### 5月17日「児童虐待予防のために」

16日の午後は、児童虐待予防の啓発や研修事業を行っている「認定NPO法人カンガルーの会」の通常総会に、会員として出席してきました。

昨年は書面表決でしたが、今年は1年ぶりの

総会ということもあって、参加者の自己紹介に始まり、参加された方の取り組み内容なども大変参考になりました。

総会の後、会員向けの研修として「里親家庭サポートセンター結いの実」の活動状況や里親制度と高知県の現状等について、ご報告をいただきました。

「里親制度」は、様々な事情で家庭で暮らせない子どもを、あたたかい愛情と正しい理解を持った里親家庭で、一定期間養育する制度です。

家族と一緒に暮らせない子どもたちは、全国で45000人、高知で約350人おられますが、里親家庭で暮らしているのは全国で7000人、高知で約70名となっています。

「結いの実」は、里親家庭サポートセンターとして県から「里親制度等普及促進、里親リクルート事業」「里親研修、トレーニング等事業」「里親訪問等支援事業」などを委託されています。

里親制度は子どものための制度で、「結いの実」では「子どもが自分らしくいられるために」ということを最優先に、里親・実親・子どもの心にそれぞれ寄り添いながら、みなさんと一緒に心豊かな子育てを目指されていますので、悩まれている方がおられたら相談されてみたらどうでしょうか。

また、佐川町で主任児童委員をされている方からの講演もいただき、地域の身近な相談者、支援者として、課題を抱えた児童やそのご家庭との関係づくり等についてのご苦勞を聞かせて頂きました。

コロナ禍において、在宅勤務が続く中で虐待が増えていることとか、親子の心のずれ違いによってマイクロトラウマが生じていることなど会長の澤田医師のお話も考えさせられる内容でした。

今年1年もコロナ禍の中でもできる取り組みをしていこうと言うことで、昨年は開催できなかった「子育て支援虐待予防研修会」も高知会場からオンラインで須崎会場も参加していただけるよう計画を立てています。

#### 8月29日「コロナ禍で増加する児童虐待」

子どもが親などから虐待を受けたとして児童

相談所が対応した件数は、昨年度、全国で20万件を超え過去最多を更新したことが、27日厚生労働省のまとめでわかりました。

厚生労働省は「新型コロナウイルスの影響で子育てに悩む保護者が孤立するリスクは高まっていて見守り体制の強化を進めたい」としています。

そのような全国状況の中で、本県は、児童虐待が583件と過去最多で、10年前（10年度、142件）の4倍超の水準で、前年度（458件）からの増加率は27%と全国で最も高かったという残念な結果となっています。

もっとも多い心理的虐待は355件（前年度比114件増）で、全体の約6割を占め、このうち、子どもの前で配偶者らに暴力をふるう「面前DV」が183件（前年度比72件増）と最も多くなっています。

次いで多い順に身体的虐待は133件（同46件増）で、ネグレクトは88件（同37件減）、性的虐待7件（同2件増）となっています。

また、虐待相談の受け付けも過去最多の799件にのぼっています。

県は「本県は経済的に厳しく、新型コロナウイルス流行による収入減の影響から家庭内暴力が増えたとみられる」とし、中央児相の森所長は「21年度（8月現在）は20年度同期に比べ相談、通告、認定とも減っているが、コロナの影響で経済的に厳しい家庭や孤立して子育てをする家庭がある。一時保護などの対応もしっかり行い、重大事案につながらないように対応していく」としています。

ほぼ毎年会場参加させて頂いている認定NPO法人カンガルーの会の「子育て支援・児童虐待予防研修会」があり、28日はオンラインで参加しました。

小児科医で最近は感染症対策で登場される吉川清志医師から「よいかげんの子育て～子育ては親育ち～」と題したお話を聞かせて頂きましたが、5年前に講師でお招きした関西大学人間健康学部山縣文治教授は、マスコミの取材に答えて「新型コロナウイルスの感染拡大の影響で保護者のストレスが蓄積し、虐待のリスクが高まっている。影響の長期化でそのリスクはさらに大きくなっていく可能性が高い。例年と比

べて増加率は減少したが学校の臨時休校や、病院の受診控えなどにより、公的な機関が子育て世帯と接点をもつ機会が減少し、虐待を把握できなかった可能性もある」と指摘されています。

官民挙げてのムーブメントとなっているSDGsには、ゴール16のターゲット2に「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。」とあります。

より丁寧な社会での位置づけと地域の見守り、家庭への支援が必要になっているのではないのでしょうか。

#### 2月4日『「児童虐待通告」コロナ禍での増加』

虐待の疑いがあるとして全国の警察が2021年に児童相談所に通告した18歳未満の子どもは、前年比1059人増の10万8050人（暫定値）で、昨年の初の10万人台超えを上回り過去最多だったことを警察庁が3日発表しました。

統計を取り始めた04年から毎年増加しているものの、21年の増加率は1.0%となり、8.9%だった前年を大きく下回っており、新型コロナウイルスによる外出自粛などで被害が潜在化している可能性があるとしています。

通告の内訳は、子どもの前で配偶者に暴力を振るう「面前DV（ドメスティックバイオレンス）」や子どもに暴言を吐くなどの「心理的虐待」が8万299人（前年比2.4%増）で全体の74.3%を占めています。

「身体的虐待」は1万9185人（同1.4%減）、「育児放棄（ネグレクト）」は8270人（同6.6%減）、「性的虐待」は296人（同0.3%増）とつづいています。

元児相職員で「子どもの虹情報研修センター」（横浜市）の川崎二三彦センター長はコロナ禍での児童虐待について、「外出自粛など生活様式の変化で、子どもが周りの人と接する時間や場が減り、虐待が発見されにくくなる側面がある」と危惧し、コロナ禍が虐待のリスクを高める要因になりうることも指摘して「休業や失業など生活が大変でストレスをため込んだ親の暴力が、家で一緒に過ごす時間が長くなった子どもらに向かう可能性はある」と説明しています。

虐待を受けている子どもたちの多さに、改め

て胸が痛むが、何とか歯止めをかけるすべはないものかと思わざるをえません。

子どもに対しては、マスクで子どもの表情も分かりづらく、異変に気づきにくくなっている中で、親に言えないことを言えるような場が設けられたらと思います。

また、親が仕事を失うなどし、そのストレスが子どもに向かったり、感染リスクを理由に、親が児童相談所の職員の訪問や面談、医療機関への健診を断るケースも多いと聞くが、虐待に向かわせないよう、ストレスを抱えた親への地域や学校での目配りも欠かすことのないようにしたいものです。

#### 4 生きづらさの課題の調査研究について（議会質問に反映）

##### 5月5日「子どもの貧困を考えさせられる『こどもの日』」

昨日の朝日新聞には、「こどもの日」を前に、「母子家庭の子、困窮する食 NPO「2月緊急事態下で体重減」」との見出しで、母子家庭を対象に小学生の子どもの体重の変化をたずねたところ、2回目の緊急事態宣言が出ていた今年2月は、都内の家庭の1割近くが子どもの体重が減ったと答えたことが、支援団体の調査で明らかになったことが報じられています。

全国のシングルマザー539人を対象に昨年7月から継続調査している認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの赤石千衣子理事長は「コロナによって貧困が拡大している。シングルマザーの収入減少が長期にわたり、子どもの生活、成長、学びに多大な影響があることがわかった」とし、給付金の再支給を含めて支援の継続が必要だと話されています。

近年、子どもの貧困や自殺の問題が大きく取り上げられていますが。昨年文科省が公表した2019年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では、学校から報告のあった自殺した児童生徒数は、317人で、前年度から15人減ってはいるものの深刻な状況となっていることが明らかになっています。

警察庁統計では自殺した小中高校生は382

人としており、学校が把握していない自殺の事例は65件あったと言えます。

そして、その背景のひとつでもある全国の小中高校などで認知されたいじめが61万2496件と6年連続で過去最多を更新しています。

特に小学校が5年前と比べて約4倍に増え、いじめにより心身に重大な被害を負ったり、長期の欠席を余儀なくされたりした「重大事態」も、これまでで最も多い723件に上っています。

こどもの日に、食の貧困やいじめ、自死についてなど深刻な状況と向き合わなければならない今の社会が、コロナ禍でさらに深刻化していくことを真摯に受け止め、改善していく行政の役割と社会の仕組みを真剣に考えなければなりません。

#### 7月23日「コロナ禍の酒害サマースクールでつながりの再認識」

22日は、オンライン開催の「第48回高知酒害サマースクール on Zoom」にお招き頂き、Zoom参加し、挨拶もさせて頂きました。

50年近い歴史の中で、昨年は、コロナ禍のために開催できませんでしたが、今年はスタッフの皆さんのご尽力で、初めてオンラインという形で開催頂き、全国から150名の方が参加されていました。

招待講演の小林桜児神奈川県立精神医療センター医療局長からは『成育歴からみた依存症』とのテーマで、「小児期逆境体験と依存症の関係」から始まって、「依存症は、おぼれかかっている人にとっての浮き輪のようなもの」、「信頼障がいとしての依存症」「成育歴に注目した依存症治療」「依存症の発症：遺伝素因＋生きづらさの連鎖＝心理的孤立（信頼障がい）」「依存症回復の3段階：治療的愛着関係の構築→対処行動の習得→多様な他者に繋ぐ」ということを学ばせて頂きました。

そして、特別講演の山本道也下司病院長からは『新型コロナウイルス感染症がアルコール依存症に及ぼす影響』としてコロナ感染症が依存症の飲酒にどの程度影響しているか調査した下司病院の治療環境と入院患者状況について報告頂き、「コロナ禍においてアルコール依存症患者

者の飲酒リスクは高まっており病状の悪化・再燃が懸念される」ということで、「飲酒により悪化する内科疾患・精神疾患について、飲酒と依存症の生命予後について」報告され、「ウイズコロナの時代のこれからは、多様なアルコール依存症患者さんに対応できるように、守備範囲の広いアルコール医療」が求められることのお話しがされました。

両先生に患者さん本人、家族会の方を加えたパネルディスカッション『コロナ禍における生活の変容と依存症』でも、「人を信じる」「人とのつながり」「あきらめない」「ほどよく頼り、ほどよく我慢する」「我慢しないことの練習」「生きてる間はチャンスがある」など考えさせられる「ワード」がたくさん出されていました。

下司病院の調査によると、新型コロナウイルス感染症による生活面・精神面でのストレス内容については「何らかのストレスあり」が62%で、「人に会えない」がもっとも多く29.4%となっていました。

コロナ禍で開催が困難だった断酒会の例会などもオンラインというツールで話をすることの大切さ、支援者とのつながりなど人と人とのつながりを改めて見つめ直す機会になったということなど、今年も学ぶことの多いサマースクールとなりました。

#### 10月19日「問われる『人が人らしく生きられる社会』」

キャスターの国谷裕子さんが、9月1日に亡くなられた経済評論家の内橋克人さんが伝えてきた言葉として「人が人らしく生きられる社会」とはどのようなものだったのかとの追悼文を読む機会があり、「規制緩和」がこの国の社会の弱い人々に大きな影響与えていた時に、手にした内橋さんの著書を改めて読み返してみたいと思ったことです。

まさに、その主張は規制緩和の流れに抗うために規制緩和先進国の様々な実態をもとに規制緩和によって日本という国がどうなるのか、「人が人らしく生きられる社会」とはどのようなものなのかを投げかけ続けてこられました。

そして、2011年の東日本大震災の際には、

岩波新書「大震災の中で—私たちは何をすべきか」の「序のことば」で、「災害はそれに襲われた社会の断面を一瞬にして浮上させる。東北、北関東一带を見舞った地震、津波、それに追い打ちをかける原発事故の『巨大複合災害』は、日本という国と社会の実相を余すところなくさらけ出した。滅多なことで人の目に触れることのない真の『断層』の姿に違いない。災害に打たれた被災者への救済のあり方、人権意識、復興の進め方、すべてが生身の人間を取り巻く現実となる。私たちはどのような国と社会に社会に生きているのであろうかと問いかけられています。

また、コロナ禍の中で、昨年7月発刊された岩波新書「コロナ後の世界を生きる—私たちの提言」には「コロナ後の新たな社会像を求めて」と題して、して内橋さんは「ラディカルな社会転換を目指してロードマップを描き、一歩踏み出すほかに選択肢のない時代、すなわちラディカルな「社会転換」を果たすべき時を迎えた。」として「産業革命以降の『生産条件』優位型社会から、ホモサピエンス(人類)にとっての「生存条件」優位型社会へと転換をはかる—鋭い問題意識と実践への勇気が求められる。その時が迫っている。コロナ禍という大災厄が私たちの時代認識を劇的に切り替える契機となった。」と指摘し、「コロナが暴き出した社会的受難の歴史に、私たちは真正面から向き合うことを迫られている。」と結ばれていました。

#### 1 1月22日『食支援』で考える居場所の力

21日は、「NPO 法人こうち食支援ネット」設立記念事業が開催され、会場には行けなかったため、オンラインで参加させていただきました。

NPO法人「こうち食支援ネット」は、子どもの貧困が大きな社会問題になり、コロナ禍でさらに多様な貧困が顕在化する中、支援団体の活動基盤を強化しようと、県労働者福祉協議会や社協関係者、フードバンク、子ども食堂の皆さんらによって、昨年より設立準備が進められてきました。

いずれこのネットワークが、「地域福祉の一つの拠点となり、生活の困りごとを助けられる

ネットワーク」になることを期待して、私も少しばかりお手伝いをさせて頂きましたが、いよいよ具体的に動き始めたことを喜んでいきます。

設立までの間に準備段階で、関わらせて頂き、このように活動が進んできたことは、嬉しい限りです。

食支援ネットでは、次のことを目的として取り組まれています。

①フードバンクやこども食堂、県・市町村の社会福祉協議会などがそれぞれに行っている食支援活動を有機的に結び付けていくとともに、より多くの方に会員（サポーター）として参加していただくことにより、生活に困窮した方々への食支援の輪を広げていくことをめざす。

②食材提供をいただける団体、個人の拡大や地域における食支援の拠点づくりなどに取り組むことにより、食支援の拡大と充実をめざす。

③この活動を通じて、従来の支援枠組みでは把握しきれていない「支援を必要とする方」を把握し、行政や社会福祉協議会による支援につなげるなど、地域福祉の確立に貢献することをめざす。

この様な目的のもと進められている事業の紹介や高知におけるフードバンクの草分け的存在であるフードバンク高知代表の青木美紀さんから「高知におけるフードバンク（食支援）の歴史」と題した講演がありました。

また、かつて年越し派遣村村長としてホームレス支援に取り組まれ、現在は全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長をされている湯浅誠さんから「こども食堂と私たちの地域・社会」と題した基調講演をされました。

内容は非常に多岐にわたり、示唆に富んだものでありましたが、印象的な部分をご紹介します。

・こども食堂とは、こどもを真ん中に置いた多世代交流の地域の居場所であり、その価値は多世代交流にあるということです。

・「孤食対応」という面もあるが、それだけでもない。「子育て支援・虐待予防」という面もあるが、それだけでもない。「高齢者の健康づくり」という面もあるが、それだけでもない。

「貧困の連鎖を断ち切る」という面もあるが、それだけでもない。「にぎわいづくり地域活性

化」という面もあるが、それだけでもない。という多面的多機能な居場所となるのが理想的なこども食堂ではないのか。

・そのような居場所の力を持った地域は、選ばれる地域でもあるし、多様な課題に対して支援していくことにもつながるのではないか。

・例えば「貧困の子」とは誰なのかと言われても、7人に一人と言われる中、普通はわからない、見てもわからない。そんな中で、多くの子は、「黄信号」であるうちは相談窓口にはいかないが、どうにもならなくなって「赤信号」がついてから行く。その時に、おとなは、なぜもっと早く来ないんだと言うのではなく、どんな所なら行けたのか、考える必要がある。誰でも行ける場所とは、貧困か貧困でないかなどと分け隔てしない場所であり、それがこども食堂であり、「黄信号」のこどもでもいけるということではないか。

・それが「居場所の力」である。

このことは、さまざまな地域コミュニティづくりのうえでも、随分と参考になります。なぜ、集まらないのかでなく、足を運びたくなる集いの場にするため何が欠けているのか、しっかり考えていきたいと思ったところです。

最後に、湯浅さんから頂いた「こうち食支援ネットが、こども食堂だけでなく町内会や地域に理解され、多様なところに面として広がり、支援的要素につながり、発展して欲しい」とのエールをしっかり受け止めて、頑張っていきたいと思いました。

### 3月16日「コロナ禍での自殺者数高止まり」

15日、警察庁と厚生労働省は、昨年1年間に自殺した人についての確定値を公表し、2021年の自殺者は全国で2万100人と一昨年より74人、0.4%減少したことが明らかになりました。

昨年公表された2020年の自殺者数（確定値）はリーマン・ショック後の09年以来、11年ぶりに増加しており、女性や若年層の自殺が増え、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、経済的な苦境に追い込まれたり、孤立に陥ったりする人が増えているとみられたことが特徴的でした。

2021年は0.4%減少したものの、全体ではほぼ横ばいで、男性は1万3939人（前年比116人減）で12年連続で減少したものの、一方、女性は7068人で、20年に前年比15.4%（935人）と急増してから、高止まりの水準となっています。

また、年代別にみると、20代は21年に3.6%増の2611人で、20年に19.1%（404人）増えており、コロナ禍前と比べて厳しい状況が続いています。

人口10万人あたりの自殺者数を示す「自殺死亡率」は全体で16.8となり、高知県は都道府県別で20.5人と青森、山梨、新潟、和歌山に続いて多い方から5番目と2020年以上に厳しい状況となっています。

原因や動機をみると、最も多かったのは「健康問題」の9860人だったが、前年よりも335人減少した一方、2番目に多かったのは「経済・生活問題」の3376人で、前年より160人増えています。

コロナ禍が長期化するなか、潜在的に自殺リスクを抱えながらも誰にも相談できない方が、できるだけ早く「助けて」と言える社会の仕組みがもっとも必要になっていると思われます。

## 5 人権尊重・差別解消の調査研究について

### 5月1日「水俣病は終わっていない」

熊本県水俣市の病院が「原因不明の病気の多発」と保健所に届け出たのが1956年5月1日であり、今日で水俣病が公式確認されてから、65年になります。

これまで2017年12月、県民文化ホールで開かれていた高知から水俣を考えるための映画「水俣病—その20年」（1976年）鑑賞や患者さんからの訴えに耳を傾けさせていただきました。

2019年11月には、「水俣・ひとり芝居『天の魚』」を2006年以来継承・上演してきた宿毛市出身・川島宏知さんによる上演会を鑑賞させて頂く機会もありました。

このように改めて、水俣病と向き合う機会を頂いたのは、2017年10月、熊本学園大学

花田教授をお迎えして、「熊本地震と排除や隔離をしない避難所」とのテーマで熊本地震被災地でのインクルーシブな避難所のあり方について講演頂いたことからだと思います。

熊本学園大学花田教授は水俣学研究センター長であり、この下知での防災講演会に集まって下さった方のネットワークから、いろんなつながりを頂きました。

化学メーカー「チッソ」水俣工場が海に流した排水に含まれていたメチル水銀が、食物連鎖で魚介類に蓄積され、汚染を知らずに食べた人たちに病が広がったものですが、公式確認後も、チッソは工場排水との因果関係を認めようとせず、国や県も垂れ流しを放置し、1968年によく国が「公害病」と認定し、これまでに2283人が患者認定され、約7万人が被害を認められています。

しかし、なお約1400人が熊本、鹿児島両県に患者認定を求めており、国などを相手に裁判を続けている人も約1700人おられます。

患者らの訴えに耳を傾け、認定基準の見直しや救済の拡大が急れるし、水俣病被害者救済法（特措法）が定めながら実施していない住民の健康調査も不可欠です。

民間医師団などの調査では、特措法などに基づく救済対象の地域や年代以外の人からも、被害者に似た症状が確認されていることから、調査では対象範囲を広くとることが重要になっています。

水俣病の認定患者の9割近くが亡くなり、残された時間は多くない中で、患者とその家族らは、病気とたたかいながら、毎日を懸命に生きています。

### 5月19日「誰もが人間として尊重され、人権が守られる入管法へ」

外国人の収容や送還のルールを見直す出入国管理法改正案について、政府・与党は昨日18日、今国会での成立を断念しました。

法案に反対する声は、当初は支援団体や法律家ら一部に限られていた面があったが、入管施設で収容中だったスリランカ人女性ウィシユマさんが死亡した事案の真相解明が先だとする声や、欠陥が指摘される中で、互いを人として尊

重しあう社会を求める訴えが広がっていました。

政府は、長期収容を解消する策として、「難民認定申請中は故国に送還しないとする規定を改め、3回目以降の申請については可能にする」とか「収容に代えて、家族や支援者の監督下で生活できる選択肢を設ける」などを法案に盛り込んだとされていたが、収容か否かは入管の裁量次第で、収容期間の上限もない構造は維持されたままであり、入管の権限を強めるものでも指摘されてきました。

また、国連人権理事会の特別報告者が3月末に「国際的な人権基準を満たしていない」と再検討を求める書簡を日本政府に提出したり、国連難民高等弁務官事務所も「重大な懸念」を表明するなど国内外から批判が相次いでいました。

07年以降、入管施設に収容中に死亡した外国人は17人にのぼっており、野党が提案している、収容やその継続の可否を裁判所が審査する仕組みなどがあれば、避けられた死もあったかもしれないと言われている中で、全体を根底から見直す必要があります。

5月3日の憲法記念日の「憲法施行74周年 県民の集い」で講演された安田菜津紀さんも、この出入国管理法改正案の問題点を指摘されていました。

昨年、難民認定されたのは47人、その前年19年は44人で、難民認定率はわずか0.4%という日本の難民認定率の低さ、本来であれば守られるべき人々が、入管施設での「上限のない収容」に苦しめられてきた。誰かの人権が守られていない社会は、実は誰も人間扱いされていない社会であるということも考えなければならないことを強調されていました。

一旦、廃案にはなったが、誰もが人間扱いされる、人権が守られる社会を築いてくための抜本的な見直しがされていくことが求められています。

### 7月27日『『黒い雨』訴訟上告断念の政府の本気度』

国は1976年、黒い雨が激しく降ったとされる「大雨地域」に限定して被爆者援護法に基



づく援護区域を指定しました。

そこで、区域外とされた住民らの要望を受け、県・市は2010年、雨は約6倍の範囲で降ったとする調査結果を基に区域拡大を国に求めたが、厚労省の有識者検討会は「降雨域の確定は困難」として拡大にはつながりませんでした。

区域内に住んでいた住民は無料で健康診断を受けられ、癌などにかかれば手帳を交付され、医療費負担が免除されるが、「黒い雨」訴訟原告らは原爆投下時、対象区域の外側で暮らしており、県や市に手帳の交付申請を却下され、広島地裁に提訴し、地裁は20年7月、黒い雨は「大雨地域」より広い範囲で降ったと判断し、原告全員を被爆者と認めました。

この一審判決後も、県・市は「控訴したくない」と国に伝えたが、国から有識者検討会で区域見直しを検討するという「妥協案」をのまされる形で控訴し、住民らの批判を受けていました。

国の全面敗訴となった今回の高裁判決は、被爆者援護法で定める認定要件の一つである「原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」について「原爆の放射能により健康被害が生じることを否定することができないものであったことを立証することで足りる」としています。

厚生労働省幹部は「この判決が確定すると、国が放射能と関係がないということを立証できなければ被爆者健康手帳を交付しなくてはならなくなる」と危惧し、原爆による健康被害の立証を「原告側」に求めた福岡高裁判決（2017年最高裁で確定）との整合性も欠くため、上告断念に反対し、法務省幹部も「判決に従えば、被爆者の範囲が際限なく広がる」として上告を具申しましたが、政府関係者は「上告すれば、支持率をさらに下げかねない。県・市が反対するなか国が上告を主張すれば行政が分裂したように映る」との判断から、菅首相が上告断念の判断をしたものと言われています。

菅首相は、「多くの方が高齢者で、病気をお持ちの方もいる。速やかに救済させていただくべきだとの考えに至った」との上告断念理由を示していましたが、急転直下の判断には、新型コロナウイルス対応などを巡り、内閣支持率低

迷にあえぐ首相の立場が色濃く見えるのが、大方の見方ではないでしょうか。

政府は今後、被爆者手帳を交付することになる84人の原告とは別に、首相が救済対象に加えた「同じような事情」の被害者をどう認定するかが課題となりますが、被害に遭った人たちは高齢化が進んでおり、速やかな救済策を提示する必要がありますし、県・市が拡大を要望した区域内には、推計で1万3000人の「黒い雨」体験者がいるとされる中、「救済」の具体的な中身もまだ明らかでない中、被爆地が納得できる答えが出るかは不透明であり、今後の政府の対応に本気度が伺えます。

### 9月3日「関東大震災など災害時におけるデマ・誹謗中傷問題を考える」

9月1日「防災の日」に、関東弁護士連合会が「災害時におけるデマ・誹謗中傷問題を考える～関東大震災から98年目にあたって～」と題した市民講座@オンラインを開催されていました。

講師は、いつもご指導いただいている日本弁護士連合会災害復興支援委員会前委員長で兵庫弁護士会津久井進会長でしたので、オンライン参加させて頂きました。

1923年9月1日11時58分に発生した関東大震災は、死者行方不明者10万人以上、住宅被害37万件以上という大きな被害をもたらしました。

そして、当時、大震災の混乱に乗じた朝鮮人による凶悪犯罪暴動などの噂が、行政機関、新聞を通じて民衆に広まり、朝鮮人や間違われた日本人や中国人が殺傷されるという事件が起きました。

そのような悲劇が起きた関東大震災から100年が近づこうとしている今でも、SNSなどの広がりや災害時に有益な情報を手に入れることができる一方で、真偽不明の情報等が出回ることも多く、その結果デマの流布や誹謗中傷につながることも少なくありません。

津久井弁護士は、講演の中で、災害時にはデマなどが流れると言うことを前提に情報とどう向き合うかと言うことについてお話しいただきました。

今、災害とも言われる「コロナ禍」のもとでもさまざまなデマが流れ差別や誹謗中傷につながっていることにも皆さん心を痛めていることと思われまます。

津久井先生はいかなる点に気をつけて情報に接するべきなのかなどについて、「デマ・流言の種類」や「災害時のデマによる影響・弊害」、「関東大震災のデマから見えること」などを踏まえて、デマをジェノサイドに至らせないために紀元前4世紀の中国の思想家である荀子の名言「流言は智者に止まる」ということを引用されて、リーガルマインドを備えた人として「智者」になろうと語られました。

また、「デマ・誹謗中傷は平時課題の表出」であり、「平時のトレンドを加速する、その社会の課題(弱点)を一気に表出させる」ことになるので、平時にこそ課題解決をしておく必要があることの大切さを強調されました。

そのような中で、リーガルマインドを備えた智者となるための「不動の価値観は基本的人権の尊重」で、憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」ということをしつかりと肝に銘じておく必要があると思われまます。

多岐にわたって話された内容は極めて重要な課題ばかりでしたが、最後に「デマ・誹謗中傷への処方箋」として話されたことを抜粋させて頂きたいと思ひます。

「混乱時には流言は必ず発生する」・デマの仕組みを知り、冷静に受け止める

「流言を止める「智者」になろう」・司法の思考力が有効、平時からスキルUP

「平常時の病が原因→平時に治す」・災害デマで起きる混乱は普段の延長だと知る

3月3日「水平社宣言100年」

部落差別の根絶をめざし、被差別部落の当事者たちが立ち上がった「全国水平社」の創立か

ら今日3月3日で100年を迎えます。

朝日新聞では、「水平社宣言100年 光りあれ」の連載や特集が組まれたりしています。

2月26日付の特集記事では、「水平社100年 尊厳はいま」との見出しで、人権の問題についての歴史や各氏の差別、人権に関する主張が掲載されています。

記事には、「部落差別とは、かつて賤民とされた人が居住する地域(部落)と人に対する差別のことです。差別による貧困で、経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれ、居住地や職業などを理由に交際や結婚を妨げられたり、就職で排除されたりしてきました。1871年、明治政府は被差別身分を廃止する「解放令」を公布しましたが、厳しい差別はなくなりませんでした。そのため1922年3月3日、京都市の岡崎公会堂に全国の被差別部落から当事者たちが集まり、自由と平等を求めて全国水平社の創立大会を開きました。この時、日本初の人権宣言と言われる「水平社宣言」が読み上げられ、満場一致で採択されました。」とあります。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という言葉で結ばれた宣言は、社会のあらゆる人権問題の克服に向けた原点となって、部落の解放、差別の解消のための運動が続けられてきましたが、いまでも差別や偏見に苦しみ、憎悪や分断に心を痛める人々がたくさんいます。

そして、その差別や偏見はインターネット上で拡散され、差別や偏見の再生産が行われています。

部落差別に限らず、あげたらきりのない差別が存在し、人権が侵害されているこの社会を考える日にしたいものです。

そして、「最大の人権侵害」と言われる戦争がロシアによって拡大されようとしている中、一日も早い停戦を求めていきたいものです。

## 6 反戦・平和・脱原発の調査研究について

### (1) 反戦・平和について

4月12日「米軍普天間飛行場全面返還合意から25年」

米軍普天間飛行場の全面返還に日米が合意し

てから、今日で25年となります。

四半世紀が経つというのに、返還の目途はたたず、世界一危険と言われる飛行場は街の真ん中に存在し続けています。

名護市辺野古への県内移設計画で、政府が辺野古沿岸部に土砂の投入を始めてほぼ2年4ヶ月となりますが、この2年間の国政選挙や県民投票で、辺野古埋め立て反対の民意が繰り返し示されてきました。

にもかかわらず、そんなことには耳も貸さないかのように政府は工事を続行しています。

移設先の名護市辺野古は大浦湾側に軟弱地盤が見つかり、政府試算で少なくとも12年かかり、完成は2030年代になると言われており、総工費は従来想定約2.7倍となる最大約9300億円に膨らんでおり、国の地盤改良工事に向けた設計変更申請を県は承認していません。

米シンクタンク戦略国際問題研究所が2020年11月の報告書で「完成する可能性は低い」と指摘し、執筆担当者が朝日新聞の取材に応じ、「7万1千本も杭を打たなければならない(軟弱)地盤は明らかに不安定」と説明しています。

沖縄だけでなく、米国内でも完成を疑問視する動きが出てきている中で、「辺野古が唯一」と固執する日本政府の姿勢を、これ以上認めることはできません。

バイデン政権の対中姿勢を見た時、最前線は日本、そして、沖縄と位置づけることの可能性があることから、沖縄にとっては、普天間にとどまらず、これまで以上に負担が増すのではないかという危機感が広がります。

2022年は沖縄の日本復帰50年でもあるが、このような形で迎えていいのでしょうか。

県民の命や人権、財産よりも「抑止力」を優先させている異常な現実を直視し、本気で、国民がわがことと考えて、普天間の即時閉鎖に向けた動きをつくるべきではないでしょうか。

6月20日「沖縄戦遺骨混入土砂で米軍基地をつくるのか」

沖縄がまた、蔑ろにされようとしています。

防衛省が米軍普天間飛行場の移設先として名護市辺野古沖で進める埋め立て工事に太平洋戦

争末期の沖縄戦で激戦地となった沖縄本島南部・糸満市などの土砂を使う計画が明らかになり、批判が高まっています。

5年前に施行された「戦没者遺骨収集推進法」は、遺骨収集を「国の責務」と定めているにもかかわらず、その責任を十分に果たさぬまま、遺骨収集よりも土砂の確保を優先させるようなことは認められるはずがありません。

政府は昨年、県外からの土砂搬入を規制する県条例を念頭において、土砂の主な調達先を県外から県内に切り替え、予定地に本島南部を加えたと言うのだが、もともと辺野古の埋め立てに無理があるからこのようになったと言わざるをえないでしょう。

菅首相は国会で「南部で採取する場合は、遺骨に十分配慮するよう業者に求める」と語っているが、埋もれた遺骨は石灰岩などと色が似ており、見た目では判別するのが難しいのに、重機を使った作業で十分な配慮ができるはずがありません。

辺野古移設に関し、県民投票で埋め立て反対が72%に上り、各種選挙でも示されてきた県民の声に政府は耳を傾けず、沖縄の思いに向き合っていない姿勢が明確になったと言えます。

しかも、この問題は、戦没者の尊厳を損ない、県民の心を傷つける人道上許されないことなのです。

6月23日「沖縄慰霊の日に多様な参加」

今日、沖縄では「慰霊の日」を迎えました。

第2次大戦末期の地上戦で亡くなった人々を悼み、恒久平和を祈る日で、県民の4人に1人が犠牲になった沖縄戦を、振り返り、改めて非戦の誓いを胸に刻む日となっています。

しかし、先日も書いたが、辺野古の埋め立てを進める政府が、土砂の調達先に「沖縄本島南部」を加えたことが明らかになり、遺骨が混入した土砂を使用することに対して、県民の怒りと反発が大きくなっています。

地中にはなお3千柱近くが眠ると推定されているが、それを掘り起こして、反対の民意が繰り返し表明されている米軍基地の建設に使おうとする無神経さに驚くばかりですし、これほど

沖縄県民の気持ちを踏みにじる政府の姿勢に怒りをおぼえます。

コロナ禍のため、きょうの追悼式典の参加者は30人ほどに絞られている中、沖縄タイムスではオンラインによる慰霊の日参りを企画して下さり、私も参加させて頂きました。

また、高知平和運動センターの中野勇人事務局長は50kmピースランで、沖縄に思いをはせながらマラソンをされています。

76年に及ぶ県民、沖縄戦の遺族の方々の悲しみと苦しみに思いをはせる一日にしたいものです。

8月15日『「しかたなかった」ですまさない向き合い方を』

敗戦から76年。

改めて考えさせられたのは戦争だから「しかたなかったと言うてはいかんのです」ということでした。

13日夜、「しかたなかったと言うてはいかんのです」というタイトルのNHKドラマが扱ったのは、終戦間際に九州帝大医学部で実際に起きた捕虜解剖事件でした。

この事件は、1945年5～6月、九州帝国大医学部で、熊本、大分両県境に墜落し捕虜となった米軍機B29搭乗員8人に、外科医らが西部軍立ち会いの下で実験手術を施し、全員を死亡させたものでした。

執刀した外科教授は独房で自殺しましたが、48年の横浜軍事裁判で絞首刑や終身刑などの有罪判決を受けた軍関係者9人と九大関係者14人が、50年に恩赦で減刑され、死刑になった者はいなかった事件です。

生体解剖実験に荷担させられていることを知った主人公の助教授は、教授に中止を進言するが、却下され、結局、8人の捕虜が死亡し、その後、主人公は教授になり、首謀者とされ、絞首刑の判決を受け、凶行を止められなかった自分と獄中で向き合っていきます。

ドラマ中で、二度「戦争だから仕方がなかった」ということについて、主人公が「しかたなかったと言うてはいかんのです」という場面がありました。

「自分は巻き込まれたただけだ、命令に従った

ただ、しかたがなかった」と目をつむり、すますのではなく、「なぜこの戦争を始めたのか、なぜ止められなかったのか」ということと向き合い検証し、共有しなければならないことが問われたドラマでした。

このことは、戦争だけに限らず、さまざまな事象に対して「しかたなかった」ですまさない向き合い方をしていきたいと思います。

9月14日「辺野古基地埋め立て工事への遺骨混入土砂使用に反対意見書」

沖縄県内の自治体だけでなく、6月議会以降奈良県議会などをはじめ沖縄県外の7自治体議会でも沖縄戦の遺骨が含まれる土砂を埋め立てに使わないよう求める意見書が可決されていることが、9日付の朝日新聞で報じられていました。

76年前の太平洋戦争末期、沖縄の地上戦は約3カ月に及び、日米で20万人以上が亡くなり、最後の激戦地となった沖縄本島南部で、多くの日本兵や民間人が命を落とし、ボランティアによる遺骨の収集はいまもなお続いています。

そのような中、沖縄県名護市辺野古で米軍基地建設を進める政府が、埋め立て用の土砂の採取地に沖縄本島南部を加えたことへの懸念と反発が広がり、沖縄県内はもちろん、全国の地方議会で遺骨を含んだ土砂を埋め立てに使わないことに加え、「日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること」も求めた意見書が可決され始めています。

本県議会でも、この意見書採択を求めて6月定例会で取り組みましたが、自民党らの反対で一致できず、全会一致をめざした私たちは本会議での採決を避けました。

本県では、意見書案にも「本県においても、沖縄戦戦没者832人や南方諸地域戦没者17713人の御霊を弔うため県民の浄財と郷土産の石材をもって「土佐之塔」が糸満市の隣接町である八重瀬町具志頭の丘に建立されている。さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った南部地域の土砂を辺野古埋め立てに使用されようとしているが、これはけして沖縄県民のことだけでなく、本県にとっても、人道上許されるも

のではない。」と、沖縄だけの問題ではなく、本県の問題でもあることを強く訴えています。

沖縄以外の県議会で唯一可決した奈良県でも、自民党などからは当初、「沖縄の話だ」と突っぱねられたが、「身内の遺骨が入っている土砂だったらどうや」と説得し、全会派を賛成でまとめた県議は、沖縄本島南端の糸満市摩文仁にある「平和の礎」には、沖縄戦で亡くなった24万人余りの犠牲者の名に奈良県591人の名前も刻まれていることから、「沖縄戦の死者がいない都道府県はない。戦没者との向き合い方が日本全体で問われている話だ」とおっしゃっています。

我々も同じ気持ちで、提案したのですが、高知県議会では賛成して頂けなかったことが残念です。

なお、12月定例会で県民の会、共産党で再提出した「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書」には、私が賛成討論しましたが、残念ながら賛成少数で否決されました。

11月28日「今こそ『一九四六』を目に焼き付けて」

27日の高知新聞28面に、中国大陸で引き揚げ船を目指して歩く日本人の姿を描いた巨大な絵「一九四六」の写真とその紹介記事が掲載されていました。

中国人画家王希奇さんの絵画作品展「一九四六」が、11月28日から12月5日にカルポートで開催されます。

私の母と同じく旧満州・撫順市で生まれ、葫蘆島から引き揚げてこられた崎山ひろみさんが中心となって、この絵画展を企画され準備されてきました。

遼寧省の葫蘆島港から約105万人が引き揚げてきましたが、その引き揚げの象徴的な写真集の中に「母親の骨箱を抱えた子供」を中国人歴史画家・王希奇氏は目にしたことから、描くことを決意されました。

自らの心の葛藤を乗り越え、「戦争ではいつの時代も弱者が苦しむ。彼らも戦争の被害者だ。」という強い思いのもとに油絵と墨絵の融合による独特の技法で引き揚げ船に乗る憔悴し

きった数百人の姿を描き出したものです。

その作品は縦3m横20mに及ぶ大作であり、作者の強烈な平和への願いが感じられるものでもあり、引き揚げ75周年にあたる今年、人口比で全国3番目に多い約1万人を開拓団として送り出してきた高知で、この絵画展が開催される意義は大きいものがあります。

また、関連企画として、「俳優として人間として～満洲の歴史から平和を学ぶ～」宝田明氏の講演会も12月2日(木)14～16時同じくカルポートで開催されます。

崎山さんは「描かれた人々の目に恐怖や惨めさ、戦争の絶望と悲しさが表現されていて、自分の記憶と重なった。民族や国の違いを超えて描いてくれた気持ちに伝えたい」と記事で述べられています。

12月26日「米軍クラスター発生させないためにも基地の水際対策も」

沖縄県の米軍キャンプ・ハンセンで、クラスターが判明したのは12月17日で、その後、クラスターは25日時点で、255人にまで増加しています。

キャンプ・ハンセンなどで働く基地従業員や家族らのオミクロン株感染者も23日までに10人が確認されています。

沖縄では全国最悪の水準で続いた感染拡大がようやく落ち着き、観光客の姿も見られるようになっていっただけに、玉城知事も「米軍基地内の対策が徹底されず、オミクロン株による感染が拡大すれば、今までの懸命の努力が水泡に帰す。絶対に看過できない」と危機感を示しています。

政府は現在、オミクロン株の流入を阻止するために入管法を根拠に外国人の新規入国を原則禁止としていますが、日米地位協定9条で米軍人は入管法の適用対象外で、自由に出入国できるようになっています。

今回のように直接、米軍基地に降り立つ場合の検疫手続きについては、1996年の日米合同委員会の合意で米軍側に委ねられているが、米軍は昨年来の新型コロナ感染拡大にあたり、日本の水際対策と「整合的な措置をとる」と説明してきました。

しかし、ワクチン接種の進展などを理由に2021年9月以降は出国時にPCR検査をしておらず、今回の部隊は入国後に行動制限がかかっていたが、キャンプ・ハンセン内は自由に動いていたことなどから、政府も、「日本の措置とは整合的とは言えない」ことが明らかになったため、岸田総理の指示に基づき、強い遺憾の意を米側に伝達しています。

コロナ禍で繰り返されてきた、アメリカ軍の検疫と感染防止のずさんな運用に対する岸田総理の怒りが、本当に改善につながるのか、注視していかなければなりません。

日本に入ってくる米兵らの検疫については、米軍任せにしておくのではなく、日本政府がチェックし、全部把握できる形に変えるためにも、日米地位協定や日米合同委員会の合意を見直す必要があるのではないのでしょうか。

### 3月4日「ロシアによるウクライナ侵略非難決議自治体議会でも相次ぐ」

国連総会緊急特別会合は3月2日（日本時間3日未明）、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議を賛成多数で採択しました。

193カ国中、賛成は141カ国。反対はベラルーシ、北朝鮮、エリトリア、ロシア、シリアの5カ国、棄権は中国やインドなど35カ国だったとのことです。

そのような中、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する動きは全国で相次いでおり、高知県議会でも2日、質疑終了後の本会議で「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」を全会一致で可決しました。

決議では、侵攻が国際法、国連憲章に違反するとした上で「国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態」と指摘し、「ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する」とし、即時攻撃停止と部隊の撤収を求め、日本政府にも、現地在留邦人の安全確保や「対話と交渉による平和的解決が図られるよう尽力する」よう訴えています。

同日には、香美、須崎、四万十の3市の市議会も、本会議で決議を採択していますが、各市町村議会でも同様な方向が検討されているようですので、県下に広がるものと思われます。

これ以上人命を奪い、経済を滞らせ、平和と秩序を壊す侵略戦争の即時停止に向けた国際的な連帯が強められなければなりません。

### 3月30日「言論統制に歯止めかける北海道地裁判決」

この時代だからこそ、余計に安倍政権下というのは、「ロシア化」が始まった時代であったように思えてしまうが、それに少しでも歯止めをかけたのが25日の北海道地裁の判決だったのではないのでしょうか。

2019年の参院選で、札幌市で演説中の安倍首相（当時）にヤジを飛ばした市民が、北海道警の警察官に違法に排除された事件で、排除された2人が、憲法が保障する表現の自由を侵害されたとして、北海道に損害賠償を求めている裁判で、北海道地裁が「2人の表現の自由などが違法に侵害された」として、道に対して計88万円の支払いを命じたものです。

まさに、危険な言論統制に歯止めをかける判決と言っているのではないのでしょうか。

判決内容は表現の自由の重要性を強調する確なもので、「表現の自由は民主主義社会の基礎となる重要な権利で、特に政治的な事柄に関する表現の自由は重要な憲法上の権利として尊重されなければならない」という大原則を強調した上で、今回のヤジについて「対象者を呼び捨てにするなど、いささか上品さに欠けるくらいはあるものの、政治的な事柄に関する表現行為だ」として、「特定の人種への憎悪を誘発させるとか、身体への危害といった犯罪行為をおおるようなものではなく、選挙演説自体を不可能にさせるものでもなかった」と正しく評価しています。

また、「警察官の行為は、やじの内容や様子が安倍総理大臣の街頭演説の場にそぐわないものと判断して、それを制限しようとしたものと推認せざるを得ない」と、明らかに安倍首相を守るために、表現の自由を制限しようとしたと指摘しています。

今回の判決で、安倍政権下において日本国憲法で保障された集会・結社の自由や表現の自由を踏みにじる言論統制が、政権に付度して進行したことの恐ろしさを感じざるをえません。

ロシアのウクライナ侵略で、ロシア国内における反戦デモなど言論に対する取り締まりが連日報道されているが、安倍政権下でも、政権を批判するデモやヤジの取り締まりが強行されるというロシア的な言論弾圧が強化されようとしていたことに、歯止めをかける判決だったと言えるのではないのでしょうか。

私たちは、改めて権力側が自らに都合のいいように事態を進めようとするとき、言論は封殺され、民意はかき消されかねないということをお腹に銘じて、声をあげ闘い続けなければなりません。

## (2) 緊急事態条項と改憲

### 5月3日「コロナ禍で憲法を考える」

今日は、憲法記念日。

毎年、この時期には、憲法に関する世論調査が行われていますが、今年は改憲を賛成が昨年より各種調査で微増しているように思います。

そこには、昨年来のコロナ禍のもとで、外国並みに私権制限をして感染防止をするためには、日本は改憲しなければならないなどとマスクで主張する論者がいることなどにも影響されているのではないのでしょうか。

共同通信社は、新型コロナウイルスなどの感染症や大規模災害に対応するため、緊急事態条項を新設する憲法改正が「必要だ」とした人が57%、「必要ない」は42%でした。

朝日新聞では改憲そのものについて必要が45%、反対が44%と拮抗していますが、「緊急事態条項」の創設について、「いまの憲法を変えずに対応すればよい」54%、「憲法を改正して対応するべきだ」33%、「そもそも必要ない」が6%でした。

しかし、緊急事態条項改憲は昨年に比べて5ポイント増加しており、コロナによる影響は大きいと思われる。

読売新聞世論調査(郵送方式)では、憲法「改正」は56%で、緊急事態条項を、憲法の条文に明記することを支持する人も59%と半数を超えたとのことです。

昨年、平和憲法ネットワーク高知の講演会でお話いただいた永井幸寿弁護士は「緊急事態

宣言を待望する者のほとんどが緊急事態宣言の効果を知らない。コロナや政府の政策への不安から来るストレスから逃れたいという願望。緊急事態宣言という「魔法の杖」で一挙に問題が解決すると思っている。同様な思考で憲法に緊急事態条項を待望している。災害対策同様、平時から対策をしていなければ、効果はでない。」と言われていましたが、今の憲法に緊急事態条項を設けて、政府に対する過度な権力の集中と広範な人権制限を可能にする改憲をしなくても、現行憲法のもとでの法律を整えて、それに伴う対策を平時から整えておくことこそが、コロナ感染をはじめとしたあらゆる災害に対応ができることを改めて考えたいものです。

### 5月6日「コロナ禍の危機を『チャンス』とする緊急事態条項改憲は許さない」

自民党下村政調会長は3日、民間憲法臨調、美しい日本の憲法をつくる国民の会共催による憲法集会に出席して、自民党の改憲案に明記されている緊急事態条項創設の実現を改めて訴えた際に、コロナ禍を受け、感染症拡大を緊急事態条項の中を含めるべきだと主張したうえで「今回のコロナを、ピンチをチャンスとして捉えるべきだ」と語られたことに、批判の声が高まっています。

そんな中で、「憲法改正手続法」の一部を改正する法律案の審議が行われている衆議院の憲法審査会では、今日にも開催予定の同審査会において採決される可能性も報道されています。

「憲法改正手続法」では、テレビ・ラジオの有料意見広告規制や最低投票率制度等、検討や見直しを行うべき重要な課題がありますが、与党はCM規制などは改正案成立後に憲法の本体論議と並行して進めればよいと主張していますが、いつでも発議できる状態にしておいてから、規制についてはゆっくり議論するなど、理屈が通らないことが主張されています。

日弁連は会長談話で、2018年に指摘した①原則として各項目ごと(場合によっては条文ごと)の個別投票方式とすること、②公務員・教育者に対する運動規制は削除されるべきであること、③組織的多数人買収・利害誘導罪の設置は削除されるべきであること、④広報協議会は

賛成派と反対派の委員を同人数とすべきであること、公費による意見広告は幅広い団体が利用できる制度にすべきであること、有料意見広告については、賛成派と反対派の意見について実質的な公平性が確保されるよう、慎重な配慮が必要であること及び広告禁止が国民投票の期日前14日となることが適切であるか十分に検討されるべきであること、⑤発議後国民投票までの期間は最低でも1年間は必要であること、⑥最低投票率の規定は必要不可欠であり、また、無効票を含めた総投票数を基礎として過半数を算定すべきであること、⑦国民投票無効訴訟の提起期間の「30日以内」は短期にすぎ、また少なくとも全国の各高等裁判所を管轄裁判所とすべきであること、⑧合同審査会や両議院の議決が異なった場合に開くことのできる両院協議会は各議院の独立性に反するので国会法の改正部分は削除されるべきであること。以上の8項目など、「今後もこれらの重要な課題の検討や見直しを含む憲法改正手続法の抜本的な改正を求めていきます。」と指摘しています。

また、当然ではありますが、談話の中では、「感染拡大防止は市民の協力を得ての法律上の対応で十分可能です。憲法に緊急事態条項を新設することは、立法事実を欠くだけでなく、これにより個人の権利の侵害につながるおそれがあります」と指摘し、緊急事態条項改憲を許さない声を上げられています。

国民の命と健康や仕事が奪われる事態を招いているコロナ禍を「改憲のチャンス」と捉える与党の本音を見据えた取り組みが求められています。

#### 11月10日「コロナ対策のための緊急事態条項改憲は不要」

月刊「世界」12月号で、元日弁連災害復興支援委員会元委員長の永井幸寿弁護士が「検証コロナと法一何ができ何をしなかったのか」と題して提言されていました。

永井弁護士は、これまでも憲法に緊急事態条項は必要ないとしたテーマで高知には数回にわたって講演のためお越しいただき、昨年も「コロナと緊急事態宣言 コロナと緊急事態条項—どこが違うのか—」と題してご講演をいた

だきました。

今回のテーマは、コロナ対応をきっかけに憲法に緊急事態条項がないことが、あたかもコロナ対応を遅らせているかのような論調に対して、しっかりと反論されている内容となっています。

感染が減少した時にこそ、冷静に憲法や法律に基づいてどのようなコロナ対策が本来可能だったのか改めて考える必要があります。

新型インフル特措法に基づいてきちんと手立てを講じれば、患者受け入れを医療施設に強制する事は可能だったこと。

また、発生当初には準備できていなかったとしても、1回目の緊急事態宣言が発出された2020年4月には、医療提供体制の不足による支障を予測して臨時の医療機関の設置準備を行うべきであったし、それから1年4ヶ月の間それを怠って漫然と放置していた政府の対応は、違法な不作為であるとも言えるし、これも特措法に基づけば、臨時の医療施設は設置しなければならなかったと言えること。

さらに、これまでも永井先生は「災害対策の原則は準備していない事はできない」ということを基本に自然災害への対応においても、また、新型コロナウイルス感染症においても同様にこの教訓を生かすべきということを提起され続けてきました。

それはPCR検査体制の強化、国立感染症研究所や保健所の人減増加等においても当然のことであることを指摘されています。

いずれにしても、自民党をはじめとして、今後もコロナ対策を理由に改憲論議を加速化させられると思われるが、永井弁護士は「コロナ対応のための法制度は十分に備わっており、また必要があれば新たに制定することは憲法上何ら支障はない。」として、「問題は法律に従った対応を行っていないこと、コロナ対応について十分な事前の準備がなかったこと、または準備がなくても第一波の経験からその後予測した準備がなされなかったこと、国会を常時開催して法の審議をしなかったこと、である。」と指摘されています。

そして、最後には、「緊急事態条項を憲法によって定める必要はないし、むしろ乱用の危険



があるので創設すべきではない。」ということ  
を強調されて結んでおられます。

改めて「何ができ何をしなかったのか」を検  
証することが、今後のコロナ対策に必要なこと  
であることを考えさせられる内容となっていま  
す。

### (3) 脱原発について

6月24日「老朽原発再稼働は許されない」

運転開始から40年を超えた老朽原発が、昨  
日から動き始めました。

多くの危惧や懸念、不安を無視して、関西電  
力が美浜原発3号機を再稼働させたのです。

東京電力福島第一原発事故の教訓から、運転  
期間を原則40年としたルールができて以降、  
40年超の再稼働は初めてのことです。

テロ対策施設の建設が間に合わず、運転は4  
カ月間に限られてはいるが、老朽原発での運転  
実績を作り、長期運転への布石にしたい思惑が  
見てとれます。

それに加えて、新型コロナウイルス禍で原発  
事故が起きたら、どう避難すればいいのかとの  
疑問点も浮上しています。

共同通信が、美浜、高浜原発の30キロ圏内  
にある福井、京都、滋賀、岐阜の4府県19市  
町にアンケートした結果、コロナ禍での原発事  
故を想定して住民避難訓練を実施したのは、わ  
ずか4市町で、義務付けされている避難計画を  
見直したのは、10市町とほぼ半数にとどまっ  
ていることが、明らかになりました。

政府は昨年11月に感染症流行下での指針を  
示し、自治体に避難計画の見直しを求めている  
が、コロナ対応に右往左往している自治体は、  
対応し切れていないのです。

これまでの避難計画に加え、感染拡大防止の  
ための避難所での対応はもちろん、三密回避の  
移動バスの増便確保なども求められます。

東海第2原発の運転差し止め訴訟では、水戸  
地裁が実現可能な避難計画がないとして運転を  
認めない判決を下しています。

「40年ルール」軽視という暴挙ももちろん  
だが、コロナ禍に対応した避難計画の見直しが  
されず、避難による感染のリスクや不安が解消

されていない以上、美浜3号機の再稼働は許さ  
れることはありません。

9月23日「終わらない原子力災害起こさぬた  
めに」

22日、原水爆禁止高知県民会議定期総会が  
開催された後の二部で「終わりのない原子力災  
害」と題したビデオ上映を観賞しました。

3. 1.1 東日本大震災と東京電力福島第一原  
子力発電所の事故から10年、「復興」が語ら  
れる一方で、いまだに多くの人びとが収束の見  
えない原子力災害のもとでの暮らしを余儀なく  
されている中、事故とその後の政策によって振  
りまわされてきた人びとの声に耳を傾けて、本  
当の意味での「復興」とは何かを問いかけられ  
ていました。

その中で、原発コストに詳しい大島賢一立命  
館大学教授が、再稼働を目指す柏崎刈羽原発の  
安全対策費が、建設費よりも高い約一兆一千億  
円かかることに言及していましたが、今朝の朝  
日新聞一面は、その東電の安全軽視の姿の記事  
でした。

東京電力は22日、柏崎刈羽原発7号機でテ  
ロ対策の不備が相次いだ問題で、原因や再発防  
止策をまとめ原子力規制委員会に提出された報  
告書から、外部からの侵入検知設備の故障を代  
替措置で済ませていたことに対し、現場から疑  
問視する声が上がったにもかかわらず、対策を  
講じず放置するなど、東電の安全軽視の姿勢が  
再び浮き彫りになったとのことです。

改善計画の提出を受けた原子力規制委員会は  
のべ約2千時間に及ぶ東電への追加検査に入る  
こととなります。

規制委の認可に加え、地元の同意も欠かせな  
いが、相次ぐ不祥事に地元の懸念は募るばかり  
で、花角英世新潟県知事は、「適正に施設を管  
理できていない。次々と(問題が)出てくると、  
適正に(原発を)運転する能力があるのかと思  
う」と不信感をあらわにし、今後、東電の報告  
書について、県独自の検証を進めるとしていま  
す。

まさに、一度事故が起きると、本当の意味で  
「復興」できないこと、そして、事故を起こし  
かねない安全でまともな運転能力のない電力会

社による原発再稼働は許されるべきではないことを改めて考えさせられます。

### 1 1月23日「伊方原発再稼働への懸念」

四国電力は22日、運転停止中の伊方原発3号機を12月2日に再稼働すると発表しました。

その後、同6日に送電を始め、来年1月4日に通常運転を再開する見通しで、2019年12月に定期検査のため停止してから約1年11カ月ぶりの稼働となります。

四電は当初、定期検査を20年4月までと見込んでいたが、同1月、運転を差し止める広島高裁の仮処分決定（今年3月に取り消し）や、作業トラブル続発による定期検査中断（20年8月に再開）で運転停止が長期化し、さらに新規規制基準で義務づけられたテロ対策施設の設置も今年3月の期限に間に合わず、完成は10月にずれ込みました。

再稼働日程を10月12日と打ち出した直後の7月、今度は重大事故に対応する待機要員1人が過去に無断外出していた保安規定違反事案が発覚するなど、県民の不安と四電への不信感が高まり、県と伊方町は安全性の確認などを独自で進めるとして、日程はさらに延期されました。

まさに、不祥事や作業トラブルが相次ぎ、定期検査に伴う停止が異例の長期に及んだ後の運転再開であり、安全・安心は万全なのか、徹底的に問われなければならないのに、なぜ再稼働が急がれるのかと言わざるをえません。

「伊方原発をとめる会」は、昨日中村愛媛県知事に対して、次のような公開質問状を出しています。

(1) 県民生活に深刻な影響を及ぼす危険性のある原発再稼働について、県議会はごく一部の議員や役員の意見を聞くだけで、知事が「咀嚼」したとして再稼働了承を判断されましたが、これは議会軽視ではありませんか？「了承」を撤回し、全議員による議論を待つべきではありませんか。

(2) 四国電力も愛媛県も県民からの十分な理解を得る努力をしないまま、12月議会開会の直前、いまの時期に知事が伊方原発再稼働の

了承判断を行ったのはなぜですか。知事が判断を急いだ理由を示してください。

(3) 保安規定違反にかかわる当該社員への停職処分の際に、四国電力が県や伊方町への報告を要しないと判断したことは、知事が県民に約束した「えひめ方式」の報告連絡態勢が反故にされた事態です。

信頼関係の「生命線」と重視してきた知事として、「憤り」を覚えないのでしょうか？この事態をどう見ているのか示してください。

最近、規模は小さいとはいえ伊予灘での地震も頻発していますし、いつ巨大地震が起きても不思議でなく、さまざまな自然災害が多発する中、私たち近隣県の住民にとっても、他人事ではない「再稼働」を看過できません。

### 7 病院企業団議会調査研究について（委員会審査に反映）

#### 7月16日「コロナ感染症と向き合う高知医療センター」

15日に出席した高知県・市病院企業団臨時議会では、補正予算を可決した後、議員協議会が開催され、いくつかの報告事項がありました。

とりわけ、コロナ感染症に対応したこれまでの医療センターの報告では、県内第4波の対重傷者死亡率が半減していることなどが報告されました。

これは、「昨年2月以降の1年5ヶ月の治療経験の蓄積によって積み重ねた知見を生かした取り組みが、一定の効果を出しているのではないか」と強調されていました。

また、この間、県議会でも医療センター以外にも重傷者を受け入れる代替医療機関の必要性が求められてきたが、高知大学付属病院、近森病院が重傷者の受け入れを開始し、入院協力機関も中等症患者に対応していただいたことで、医療センターの負担を軽減し、病床の逼迫が避けられたことなども、この間の取り組みの成果であろうかと思えます。

しかし、1日あたりの感染者が10人前後で推移している県内の現状を見るにつけ、第5波につながるのではないかと心配されている中、感染対策の徹底をさらに県民にお願いしたいと

の考えも示されました。

2020年度の決算見込みでは、医業収益が新型コロナウイルス感染症に伴う受診控えにより入院患者数や手術件数等が減少したことによって大きく減少したものの、空床保障を始めとした国・県からの補助金等を約31億7500万円受け入れたことで、純損益で当初の約7億3900万の赤字から約8億600万の黒字見込みとなっています。

本年度もこの企業収益の厳しい状況は続きますが、国・県の支援を受けながらコロナ後の経営の安定化に向けて、2021年度から25年度までの「高知医療センター経営計画」で示した重点施策を着実に実行していくことが企業長からも示されていました。

そのためにも、「地域連携の強化」「救急機能の再構築」「診療機能の重点化」による「医療提供サービス」、「在院日数の適正化」「病棟の再編」「査定額の削減」「委託業務の管理強化」「勤務環境の改善」等の「業務プロセス」、「職員の育成強化」「職員の意識醸成」「人材の確保」による「基盤整備／人材育成」などを具体的に進めていくこととなります。

しかし、それぞれに課題は多く、アフターコロナにおける県民から期待される公的病院の医療機能を充実させながら、十分に現場の理解を得ながら進めていくことが求められます。

## 2月19日「高知医療センターからの退・転院調整に苦慮」

18日に開会された県・市病院企業団議会では、令和4年度の病院事業会計予算議案と令和3年度の補正予算議案が提案され、全会一致で可決されました。

予算議案では、来年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、今年度の実績も踏まえて、入院・外来患者ともに、それぞれコロナ前の水準と比べ半分程度戻るとの想定から、患者数の増加を見込んでいます。

さらに、コロナ対応の空床補償としての補助金収入は、コロナが一定落ち着く前提で積算し、県の予算に合わせて10月分までを見込んでいます。

この結果、来年度予算は今年度当初予算とほ

ぼ同程度の赤字額を見込んだ予算となっています。

昨年度も当初予算では、5億円余の赤字予算でしたが、空床補償の補助金が、補助対象期間の半年間から1年間まで延長となったことに伴い、当初の17.4億円から27.7億円と約10.3億円の増額となり、黒字決算が見込まれています。

また、「コロナ克服新時代・開拓のための経済対策」に基づいた看護職員等に対する処遇改善の補助金収入を充てて、看護職員だけではなく、コメディカル職員等にも改善改善対応を行うなどコロナ禍での職員の頑張りに応えていくための方針が示されました。

しかし、今後は今年度からスタートした経営計画に基づいて病院機能の高度化・効率化に取り組みながら事業収益の確保とともに、経費の削減により収支改善に努めていくとの方向性も示されました。

また、議会閉会後の議員協議会では、コロナ「第6波」の対応状況が報告されました。

第6波では、新型コロナウイルスのクラスターが発生した県内の高齢者施設や医療機関から、重症化リスクのある高齢者の転院が相次いでおり、医療体制は「ぎりぎりのところでやっている」との危機感を示したが、「ギブアップとまでは、まだ、いかないと思っている」との決意も示されました。

報告では、医療センターでは1月から2月15日までに82人の入院患者を受け入れ、重症・中等症が74.4%（61人）で、昨年年第5波の61.9%（97人中60人）を上回り、第6波では重症17人のうち15人が60代以上（10日時点）となっています。

クラスターの多発により、医療機関から9人、高齢者施設からは17人の転院を受け入れ、重症化リスクのある高齢者のほか、認知症のある人、介護が必要な人が増えており、自宅退院ができない状況で、転院調整などに苦慮していることも明らかにされました。

昨日、臨時医療施設として「やまもも」が、開設されることとなったが、このことも含めて、高知医療センターをはじめとした本県の網渡りの医療提供体制を守ることが求められていま

す。

## 8 バリアフリーツーリズム調査研究について

2月3日『『バリアフリー観光』で、誰もが楽しめる高知観光に』

令和3年度「バリアフリー観光理解推進セミナー～高知でチャレンジ！みんなで楽しむバリアフリー観光～」が、1日、高知市文化プラザかるぽーとで開催されましたが、私は Zoom 参加で聴講させて頂きました。

この取り組みに至る過程で、他県のバリアフリー観光推進地の視察や県議会での質問を重ねてきましたが、本県でも2016年から県内宿泊施設の調査などから着手し、誰もが安心して楽しむことのできる高知県観光を目指し、バリアフリー観光の推進に取り組まれてきました。

今では、トークセッションのファシリテーターでもあった澁山知弘氏（office FUCHI～オフィス・フチ～ユニバーサルツーリズムアドバイザー）から、全国でも先進的な取り組みが進められているとの評価がされていました。

今回のセミナーでは、2021年東京パラリンピックに出場した本県の小松沙季さんの車いす生活での「チャレンジ」をはじめ、聴覚障害当事者・高知県聴覚障害者協会の尾崎里美さんから「心が通うコミュニケーション」などお話しいただき、障がい理解の多様な視点を学ばせて頂きました。

また、YASU 海の駅クラブの田中愉之さんから「令和だよ！あったか～い人全員集合！！」と題して、ヤッシーパークでのマリンスポーツを楽しむ障がい者の様子などのお話しも参考になりました。

最後には、県バリアフリー観光相談窓口も担われている NPO 法人福祉住環境ネットワークこうち理事長の笹岡和泉さんも加わったトークセッション「旅をあきらめない・夢をあきらめない」で、新たな可能性も聞かせて頂きました。

せっかく一昨年からはスタートした県バリアフリー観光相談窓口ですが、コロナ禍で利活用が思うように伸びていないかもしれませんが、伸びしろの大きいバリアフリー観光が、これからの県観光の中で、大きな役割を果たしてくれる

ものと期待させて頂いたところです。

## 9 その他

### (1) 移動貧困社会について

4月19日『『移動貧困社会からの脱却』が問われている』

「移動貧困社会からの脱却－免許返納問題で生まれる新たなモビリティ・マーケット」という書籍を入手しました。

高齢者の交通事故問題がクローズアップされる中で、免許返納問題も大きな課題になっています。

しかし、そこには「あまりにも車に依存する社会を長きにわたって続けてきた結果」が超高齢社会の側面のひとつとして表れているのであって、人間が人間らしく生きていくための権利の1つである移動する権利の保障の仕方が問題になっていることを考えざるをえません。

免許返納を強制してしまったことがきっかけで、自尊心を傷つけられ、社会とのつながりをなくしていくケースは少なくないのではなからうか。

「代替手段を持たない場合、車の運転ができなくなった瞬間に人間社会から弾き飛ばされ、窓を閉ざされてしまったように感じる高齢者が多いように思われます。

免許返納を機に老いに埋没し引きこもってしまうのか。あるいは免許返納の事実を客観的に捉えて、新たな生活様式を築いてより素晴らしい人生を全うするか。免許返納は本当の意味での老の正しい入り口かもしれない。」とも「序章」に書かれています。

本県のような中山間地では、自家用車以外に公的な移動手段が少なく、近くに医療機関や買い物ができる店舗がないようなところでは、免許返納が「生きづらさ」と交換になるようなエリアも全国には多く見受けられることと思います。

そんな中で、「免許返納しても困らない、いろいろな移動の選択肢があるべきで、残存能力に応じた自転車やパーソナルモビリティー選ぴをサポートするサービスとか、それらを地域で

シェアできて必要な時に定額制で貸してくれたら相談できたりするとうれしい。免許返納後の自由な足の確保こそが人生を全うする鍵だと思う」と、長野県伊那市元市議の若林さんの言葉が紹介されています。

筆者らの研究会では、歳を重ねても、障害を持っていても安全で移動に困らない健康で心豊かな社会を作りたいと活動されています。

そんなことが「序章」で述べられているこの著書からの学びは、これからの高齢社会や地域共生社会、過疎・中山間地問題などを考える上で、大きく役立つことと思います。

### 9月24日「免許返納問題で移動貧困社会を考える」

現在、秋の全国交通安全運動で、高知市の運転免許証自主返納支援事業のポスターも貼りだしています。

高齢者の交通事故を減らそうと、高知市が、運転免許証を自主返納した65歳以上のドライバーに対して、公共交通機関の利用料金を助成する事業を昨年7月1日からスタートさせています。

しかし、これまでも高齢者の運転免許証自主返納が呼びかけられながら、遅々として進まないのは、免許返納問題は、交通事故削減の解決策とクルマに代わる移動手段の確保の問題だけではなく、「第2の介護問題」といっても過言ではない様々な課題が山積しているからではないかと思えます。

老いが進んでくると、生き方の選択がたくさんあって自由に自分で決められることがいかに大切なことかということを含めて、その選択肢を施策として拡充することなしには、免許返納問題に付随する課題の解決にはならないのではないかと思えます。

この機会に改めて、クルマ至上主義に染まっているこの国では、ドライバーを養成する強固な仕組みはあるが、運転スキルの見直しや運転免許証を返納する仕組みは乏しく、高齢者がクルマ以外の移動手段の選択肢を失い、家族への負担や経済を圧迫してしまうようなこの社会から脱却するために、何ができるのか、何をしなければならぬのかを考えたいと思えます。

### 10月4日「高知は『無人駅率』全国一」

明日の県議会一般質問で、免許返納と移動貧困社会について質問予定で準備していた矢先の一昨日の高知新聞に「高知県内『無人駅率』全国一の93%」の記事がありました。

「無人駅は人員不足や経費削減を背景に全国でも増えており、サポートの必要な障害者らにとって不便な状況が広がっている。」と記事がありますが、車椅子利用者などは利用可能な特急列車の便が少なく、JR四国にも要望してきたこともありました。

JR四国のHPには、駅に跨線橋や階段があるため、介助があっても車椅子での移動ができない駅なども標示されています。

全国では、2020年3月時点で、駅数9465駅のうちで、無人駅は4564駅と全体の48.2%と5割近くを占めていることが、明らかになっています。

その中で、高知が無人駅率が全国でもっとも高く、路面電車を除いても88.2%と最も高くなっています。

今回の質問では運転免許返納者が、利用できる多様で選択可能な移動手段が確保されているのか、確保されていないとしたら移動貧困社会から脱却する地域社会を築く必要性について質問の予定です。

その中で、このような公共交通機関の無人駅状況をどう解消していくのかなどにも、将来に向けて考えて行けたらと思います。

### 11月12日「困難な『免許手放せる環境整備』」

今朝の高知新聞社説は「【高齢者事故対策】免許手放せる環境整備を」との見出しで、警察庁が、高齢ドライバーの事故対策を盛り込んだ改正道交法を来年5月に施行することを決めたことについて、安全にハンドルが握れるレベルの運転技能が維持できているのかどうか実際に運転して確かめることは、事故防止の観点からはやむを得まいとしています。

確かに、やむをえないのですが、最後に「誰もが加齢による視力や身体機能の低下は避けられない。一方で、本県のように公共交通手段に乏しく、車社会の地方では『免許は生活に欠か

せない』という声も切実だ。今後も高齢ドライバーの増加が見込まれる。運転できなくなった人の代替交通手段の確保に本格的に取り組む必要がある。高齢者がスムーズに運転から「卒業」できる環境整備が求められている。」結ばれています。

私も、そのことを切実に感じており、免許を返納する本人のみならず、その家族にも多くの葛藤を引き起こしており、クルマ以外の移動手段を持たない状況になってしまった地域での免許返納問題は、もはや個人や家族で対処できる範囲を超えているものと思われます。

これらの課題がよほど丁寧に議論され、対策が講じられなければ、交通事故の減少にはつながったものの、引きこもりや老いを加速させることにもつながりかねないことを考えておかなければならないと思います。

そうならないために「移動貧困社会」からどう脱却するかについて、真摯に向き合わなければと思います。

1月5日「高齢者を交通事故被害者・加害者にもしないために」

1月7日から年始の交通安全運動が始まるが、それを前にして昨年の交通事故死者数などのマスコミ報道がされています。

本県は、2021年の県内の交通事故死者数が前年比9人減の25人で、統計が残る1952年以降では最少だったものの、事故死者に占める65歳以上の高齢者（25人中21人）の割合は84.0%で、全国（平均57.7%）で最も高くなっています。

県内の交通事故死者数が25人で、統計が残る1952年以降では最少だったものの、人口10万人当たりの死者数は3.58人で、全国平均（2.09人）の約1.5倍で、全国で5番目に高い水準となっています。

全国で最多が徳島が4.45人で、ワースト3位が香川、5位が高知と四国の交通安全状況の低迷ぶりが顕著になっています。

人身事故の件数は16年連続で減少し、1046件（前年比217件減）で負傷者は1142人（同240人減）と、件数と負傷者の減少率はいずれも全国1位とのことです。街頭で

交通安全指導に立っているとそのようなことが実感できない毎日です。

とにかく、幹線道路からの抜け道を幹線道路と同じぐらいのスピードで駆け抜ける自動車の多い中で、今年も心配されます。

県警交通部は「コロナ下で全体の交通量が減ったことや、1月の死亡事故6件を受けて街頭活動を強化したことなどが奏功した」と分析する一方で、「人口比の事故死者の水準は高い。高齢者が被害者にも加害者にもならないよう、街頭活動の強化を中心にさらに事故を減らしていきたい」としているが、高齢者や児童などいわゆる交通弱者の方に寄り添う車やバイク、自転車の運転に気をつけて頂きたいものです。

## （2）働き方について

6月16日『「協同労働」という働き方が広がる地域・社会に』

15日、「労働者協同組合法 成立記念集会 in こうち」が開催され、参加してきました。

会場、オンラインを含めて100名の参加者で、昨年12月4日に国会において全党・全会派一致で成立し、2年以内に施行される「労働者協同組合法」によって認められる「協同労働」という働き方について、学びあいました。

以前から、注視されてきた「協同労働」ですが、働く者が出資を行い、それぞれの意見を反映し、出資者自ら従事する組織が協同組合法人として認められ、この法律を活用することで、市民が地域で必要とされているニーズを拾い上げ、多様な仕事おこしを通じて、持続可能で活力ある新しいまちづくりが進められることが期待されます。

「労働者協同組合法」が施行されるまでの期間、多くの県民の皆さんにこの法律の周知を進めていくためのキックオフとなる集会でした。

この法律の目的・趣旨は第一条に「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その

他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。」とあり、ここに言い尽くされているように思えます。

この目的を実践している先進地域では、介護、子育てといった地域の需要にかなう事業が生まれ、今後も多様な雇用機会の創出につながる効果が期待されています。

さらに法施行までに、このような取り組みが、実践していける地域、社会づくりにつなげていければと思うところです。

### 9月8日「高知の働く男性の意識は」

今朝の高知新聞に私も理事をさせて頂いている高知県自治研究センターが県内男性に行ったアンケート結果の記事が掲載されていました。

このアンケートは、2019年11月～20年1月、労働組合などを通じて10代以上の県内男性1330人に職場や家庭での意識、行動を尋ねたもので、高知大学の森田美佐教授（生活経営学）に協力して頂いたものです。

結果としては、県内の男性が勤務先での昇進を希望する割合は36.7%で、労働政策研究・研修機構（東京）の2013年調査の全国平均59.5%よりかなり低くなっています。

また、自分が「一家の大黒柱」との意識は、69.9%が「やや」を含め「そう思う」と回答した一方、「妻にできるだけ稼いでもらいたい」との問いに、計54.4%が「(やや)そう思う」とし、11年の内閣府調査の18.3%を大きく上回っています。

家事はどうかというと、男性が「家族の洗濯物を干す」ことへの肯定的な反応は、内閣府調査は6割弱だったのに対し、県内では94.5%に上るが、家事の総量を100%とした場合の負担割合を尋ねると、平均30.5%と全国並みで、「意識は高いけど、行動には結びついていない」と森田教授は指摘されています。

「高知は共働きが多く、出産や子育てのために離職する女性の割合が全国で2番目に低い。稼ぎの面だけでなく、男性もパートナーとして

家事や育児にもっと関わって」と呼び掛ける森田教授の声にどれだけ応えられるかではないでしょうか。

この結果をもとに7月に自治研究センターが開催した「高知の働く男性の調査—結果公表シンポジウム—」では、「男性が労働者としての権利を知る」「家庭生活の男女共同参画の実践」や「仕事」「稼得」ONLYの時代の「男らしさ」のニューノーマル」という課題と向き合うことが求められていました。

これから生き抜く「知恵」のアップデートが必要で、「男性の問題は男性だけの問題ではない。」「問わない限り、「問い」は見えない。」ということを踏まえて、「性別にかかわらず、誰もが生活の規範や価値を見つめ直す。そして、どう働き、どう生きるかを考えるチャンスに」していくことが求められているとまとめられました。

私たちは、このことをしっかりと受け止めた県内の職場や地域社会づくりに取り組んでいかなければと思うところです。

### 9月16日「職場の問題点がコロナハラスメントで顕在化」

14日付け高知新聞の「県内職場いじめ4割増」との見出し記事で、高知労働局が2020年度に受け付けた職場のいじめに関する相談件数は、コロナ禍が職場にも暗い影を落としていることから過去最多の606件となったことが報じられていました。

特に新型コロナの感染拡大に合わせて、トラブルも急増し、「マスク着用の有無」「本人や家族の発熱」「県外に行った」「子どもの休校で仕事を休んだ」などを発端に、同僚から無視されたり悪口を言われたりして「精神的につらい」との訴えが相次いだとのこと。

労働局の担当者からは「『会社に居られない』との深刻な内容もあった。もともとの人間関係の問題がコロナ禍でより顕在化している」とのコメントもあり、ここにも潜在的な職場の課題がコロナ禍で浮き彫りになったことが現れていると言えます。

これまでも様々なハラスメントが職場の問題点としてありましたが、ここに来てコロナハラ

メントをはじめとして、コロナ禍においてテレワークや在宅勤務等のリモートワークが拡大する中、リモートハラスメント（リモハラ）やテレワークハラスメント（テレハラ）も課題となっています。

東京大学の研究チームが行った「新型コロナウイルス感染症に関わる全国労働者オンライン調査」では、1500名の方に対して、「新型コロナウイルス感染症流行以降、一度でも在宅勤務を経験しましたか？」の質問に「はい」と回答した441名の労働者に、2020年4月から各ハラスメント項目を経験したかどうか尋ねています。

経験した「リモハラ」として最も多かったのは「業務時間外にメールや電話等への対応を要求された」（21.1%）であり、次に「就業時間中に上司から過度な監視を受けた（常にパソコンの前にいるかチェックされる、頻回に進捗報告を求める等）」（13.8%）で、在宅勤務を行った労働者の1～2割がリモハラを経験していたとの結果だったようです。

パワハラの6類型で言う「過大な要求」に当てはまる項目であり、対面における接触機会が減った状況においても、ハラスメントの発生リスクは減少しないことが示唆され多と言えます。

一般社団法人日本産業カウンセラー協会の中川智子さんは、「人は欲求不満の状態に陥った時に攻撃的になったり退行したり、何かに固執したりすると言われていています。今回の新型コロナウイルスによって、人々はこれまで経験のない不安と恐怖、そして我慢を強いられており、安全安心という欲求が満たされない状況が続いています。抱えきれなくなった不安は怒りに変わり、相手を攻撃するのです。コロナハラスメントの背景にあるのはそういった感情と言えるでしょう。」と指摘されています。

そのようなことも踏まえ、職場には本音で相談し、寄り添ってもらえる相談体制が求められているのではないのでしょうか。

11月3日「働く女性たちを追い詰めないコロナ対策を」

以前から、昨年はコロナ禍によって自殺者が

増加していることが報じられていましたが、政府は2021年版自殺対策白書で、20年の全体の自殺者数は前年比912人増の2万1081人と09年以来11年ぶりに増加に転じたことを明らかにしました。

年間自殺者数は、1997年まで2万人台で推移し、98年以降は14年連続で3万人超が続き、最多は03年の3万4427人でしたが、12年以降は3万人を下回っていました。

白書では、女性の自殺などについて過去5年平均（15～19年）と比較し、女性の職業別では「被雇用者・勤め人」が1507人（平均から381人増）で3割ほど増え、次いで「学生・生徒」となっています。

厚生労働省は新型コロナウイルス感染拡大による環境の変化が一因と分析しており、担当者は「女性に多い非正規労働者が影響を受けている可能性がある」としています。

女性の「被雇用者・勤め人」の増加分の内訳は「事務員」66人、「その他のサービス職」6.3人、「販売店員」41人、「医療・保健従事者」33人の順に多くなっており、原因・動機は「勤務問題」が多く、中でも「職場の人間関係」（39人増）、「職場環境の変化」（24人増）が目立っています。

140人増加した「学生・生徒」の場合は、コロナ禍での20年3月の一斉休校要請直後に大きく減ったが、全国で学校が再開した6月に急増するなど、学校活動と関連している可能性があるとされています。

電話より悩みを打ち明けやすい利点があるとされ、相談の手段としてはSNSが注目を集めており、コロナ禍の自殺対策として、厚労省は20年度の補正予算で民間によるSNS相談などの支援を強化するため、計11.4億円が計上されていました。

しかし、こうした窓口は大切だとしつつ、「相談すること」自体をハードルに感じる人もいる場合もあり、悩みを抱える人のそばにいる家族や友人が、身近な相談相手になることがあることから、自殺の危険サインに気付き、必要に応じて専門家にもつなげる役割が期待される「ゲートキーパー」の養成が、今まで以上に求められています。



ウィズ・アフターコロナの中でも、「生きづらさ」を解消する施策の拡充や社会・地域づくりはもちろんだが、どんな形でも「自死」を選択しなくてもよい環境を作っていくことが求められています。

#### ◆悩みの相談先

##### 【SNS相談】

〈NPO法人ライフリンク〉

LINE @yorisoichat  
チャット <https://yorisoichat.jp/>別ウインドウで開きます

(月・火・木・金・日曜は午後5時～同10時半、水曜は午前11時～午後4時半)

〈NPO法人BONDプロジェクト〉

※10代、20代の女性のための相談。

LINE @bondproject  
(月・水・木・金・土曜の午前10時～午後10時)

##### 【電話相談】

〈#いのちSOS〉

0120・061・338

(月曜は24時間対応、火～日曜は午前10時～翌午前0時)

### (3) 東京オリンピック関連

5月7日「世界はコロナ禍の五輪開催を危惧」  
オリンピックを目指されたアスリートや聖火リレーに参加されたランナーの皆さんの「ぜひ東京五輪開催を」との思いは、意義深いものもあることを全否定するつもりはありません。

しかし、ここにきて国際オリンピック委員会(IOC)のトーマス・バッハ会長に対し、米国有力紙ワシントン・ポストは5日にバッハ氏を「ぼったくり男爵」と痛烈に批判される事態に至り、バッハ氏は17、18日に広島県での聖火リレーに合わせて来日の意向を示していたが、4都府県での緊急事態宣言の延長が見込まれることや、歓迎ムードにないことなどから来日を見送る可能性が出てきたとさえ言われています。

まさに東京都のみならず、国内各地、さらには世界各国では今日に至るまで新型コロナウイルス感染拡大は止まっておらず、ワクチン接種の実施格

差は拡大する中で、出身国によって、満足のいく準備をできなかったアスリートとそうでないアスリートのあいだに、多大な格差を生じることになっています。

また、東京に来られたとして、感染のストレスにさらされ、厳しい制限を課せられては、満足のいくパフォーマンスを発揮することは不可能だと思われます。

このような状況下で、本年7月に東京オリンピック・パラリンピックを安全に開催できると考えることは極めて難しいと言わざるをえませんし、この状況で開催すれば、「平和の祭典」であるはずの五輪が、「一大感染イベント」になるのではないかと危惧されています。

東京オリンピック・パラリンピックを7月に開催するためには、大勢の医療従事者の方々、また医療施設や医療設備などの貴重な資源を割かなければならないとしたら、そんな余裕があるのでしょうか。

外国からの観客を制限したところで、五輪は1万5千人にも及ぶ大規模な人の移動と接触を引き起こすこととなります。

五輪の延期にともなう追加費用は3000億円にも上り、経費総額は1兆6440億円となりましたが、人々の命と暮らしを守ることが自治体の責務であるならば、東京五輪は一刻も早く開催中止を宣言し、コロナ治療を受けられるずに不安にさらされ、コロナ禍で窮乏にあえぐ人々に対してしっかりとした施策を実施することこそが求められているのではないのでしょうか。

### 5月29日「五輪開催ありきのコロナ対策への不安」

新型コロナウイルスの感染拡大は止まらず、9都道府県に出されている緊急事態宣言の6月20日までの再延長が決まりました。

そして、その一ヶ月後の夏に東京五輪・パラリンピックが開催される予定だが、その開催に対する懸念は国民の中に大きく渦巻いています。

そんな人々の当然の疑問や懸念に向き合おうとせず、突き進む政府、都、五輪関係者らに対する不信と反発は広がるばかりです。

それに輪をかけるのが、国際オリンピック委員会 (IOC) バッハ会長の「東京大会を実現するために、我々はいくつかの犠牲を払わなければならない。」発言、ジョン・コーツ調整委員長の緊急事態宣言下でも東京五輪を開催するかと問われ、「答えは完全に『イエス』です。」とのコメント、とどめは IOC の最古参委員、ディック・パウンド氏の「菅首相が中止を求めても、大会は開催される」との発言です。

そして、この発言に対して政府、都、五輪関係者らから何の反論もないということは、五輪開催の可否を巡って日本には一切決定権はないのかと思わざるをえません。

コロナの感染拡大が東京五輪時期に、収束するとは限らないし、IOC や組織委員会のいう「検査と隔離」で対応することにも、選手や競技役員らの行動は、おおむねコントロールできるかもしれないが、それ以外の人たちについては自制に頼らざるを得ない部分が多く、どこまでコントロールできるか分かりません。

そのため、日本国民のワクチン接種や感染治療のための医療体制が今以上に脆弱化するようなことがあっては、国民の安心、安全、命よりも五輪優先なのかとの批判は高まるばかりとしか思えません。

どこまでも、五輪開催ありきの背景にあるのは、元バルセロナ五輪米国サッカー代表だった政治学者ジュールズ・ボイコフが唱えた「祝賀資本主義」による IOC の利権がらみだと言わざるを得ないのではないかと思います。

月刊「世界」6月号で著述家の本間龍が「祝賀資本主義のグロテスクな象徴—東京五輪の総括」と題して、オリンピックの中止を主張していますが、そこには、五輪などの祝賀的なイベントに乗じて、民間企業における資本の蓄積が、公共(国)による助成によって加速する原理の「祝賀資本主義」が、東京五輪に当てはまると指摘されています。

①例外状態の発生・・統治機構が法を超越して決定権限を行使。非常事態だから何でも許される状態が発生。

②開催準備資金・リスクを公共が負担・・民間資金活用を謳いながら実際のリスクは公共が負う(税金で)。

③スポンサー広告による熱狂醸成・・巨大スポンサー企業による大々的な広告展開が熱狂と支持を作り出す。

④セキュリティ強化・・テロ対策を標榜しつつ反対運動や会場周辺低所得者層や路上生活者を排除。

⑤環境や社会貢献の喧伝・・最先端のテクノロジー投入による環境負荷軽減を謳うが、実際はその逆の結果に。

①政治スペクタクル化・・開閉会式、聖火リレーなどを通じて開催国としての「誇り」が増幅。ネガティブ情報を抹殺。

前述の IOC のパウンド氏が、「率直に言って、世界の99.5%はテレビや電子プラットフォームで楽しむのだから。会場に観客がいるかどうかは重要ではない。」というのは、何としても放映権料収入だけは得たいとの思いの表れではないのかとも勘ぐらざるをえません。

いずれにしても、五輪憲章にも記されている五輪開催の最大目的である「四年に一度世界中の人々が一堂に会し、友愛を育む」ということが形骸化し、五輪開催の意義は、経済的にも精神的にも失われ、さらにコロナ禍で安心と安全が担保されず「一大感染イベント」となる恐れのある東京五輪の開催は、早期の中止を判断すべきときなのではないでしょうか。

6月28日「コロナ禍で喪失するホストタウンの意義」

五輪選手団の事前合宿に対して、ホストタウンとして528の自治体が手を挙げていたが、コロナ禍で返上したり、相手国が合宿を断念したりする例が相次いでいます。

そんな中で、全員ワクチンを接種し、所定の陰性結果証明書を提出していたにもかかわらず、来日したウガンダ選手団から新型コロナの感染者が見つかり、接種や証明書は100%の安全を保証するものではなく、感染者が来日することは想定範囲内としての水際作戦が求められていることが明らかになりました。

感染者本人は施設に隔離されたが、残りの選手らはそのまま貸し切りバスでホストタウンの大阪府泉佐野市に向かい、4日後、新たに選手1人の感染が判明しました。

そして、接遇にあたった市職員やバスの運転手らも次々と濃厚接触者に認定されたわけだが、なぜ、感染者以外はあくまでもホストタウンに移動させ、管轄する保健所に対応させるという対応が取られたのかと誰もが疑問を持って当然でしょう。

改めて、水際作戦がこれでいいのか、見直されるべきではないかと思わざるをえません。

7月4日「もうオリンピックは中止しかないのでは」

政府や都、国際オリンピック委員会（IOC）など5者協議によって、6月21日に、五輪観客の上限を「最大1万人」とすることで合意されてきましたが、政府は、緊急事態宣言や「まん延防止等重点措置」下の国内イベントの観客数を「最大5000人」と決めてきました。

しかし、都内の感染リバウンドは、無観客という判断も迫ることとなっています。

無観客といえど、水際をすり抜けた選手・関係者等の「人流」はとどまることはなく、これまで国民に強いてきた「不要不急の自粛」に対して逆のメッセージを発することとなり、感染拡大防止と逆行するうねりができてしまうのではないかと懸念が渦巻いています。

もう、オリ・パラ開催、感染抑止の二兎を追う方針には無理があるということ「5者」の皆さんに理解してもらいしかありません。

今後、将来にわたってオリンピックを続けるためにこそ、東京オリンピックの中止を判断するしかないと思われまます。

オリンピックによって感染が拡大した場合は、まさに人災と言うことになるのだろうが、その責任はいったい誰が取るのか。

今、オリンピックを実施することは、オリンピック憲章に反し、オリンピックの未来を摘んでしまうものだという声もあります。

1886年に近代オリンピックとして再建したオリンピックは勝負や国の名誉などを競うのではなく、「参加することに意義がある」とし、国ではなく都市開催となっています。

そして、オリンピック憲章は冒頭に「1 オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学

である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする」を挙げ、次に、「2 オリンピックの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである」と定めています。

カネを儲けるイベントでもアスリートのためだけの国際競技会でもない歴史を持っているからこそ、尊重されているのではないのでしょうか。

コロナウイルス感染の拡大を見込み、アスリートや大会関係者と国民との間を切り離し、国際・国内世論を裏切ってまで、強行するものはやオリンピックとは言えません。

東京オリンピック強行はオリンピックにとどめをさすものではないのか、今後のオリンピックに禍根を残すことになるのではないかと声がある中、「無観客」云々の議論をする前に、「中止」の判断をすべきではないでしょうか。

それがオリンピックのためでもあるのではないかと思います。

7月25日「アスリートに責任はないが」

アスリートには、何の責任もないが、これほど物議を醸すこととなった東京五輪の競技場ではあまりにも気の毒としか言いようがありません。

2013年の誘致の際の「フクシマはアンダーコントロール」という当時の安倍首相のプレゼン以降も、「汚染処理水」の海洋放出に至っては、関係者の理解はまったくえられない状況で、「復興五輪」という謳い文句は式典共通コンセプトから消失しています。

また、国立競技場建て替えやエンブレム選び、招致疑惑、マラソン・競歩開催地移転などが常に浮上し、コロナ禍によって、延期された一年間でさまざまな課題が持ち上がりました。

森喜朗組織委員長、式典統括の佐々木宏氏と大会関係者の中から次々と差別意識と倫理観の欠如、被害者の痛みへの共感の欠落にもとづく

暴言や愚劣な企画や、小山田圭吾氏、小林賢太郎氏の過去の暴行・虐待事件や虐殺に対する冒瀆などが明るみに出て、倫理観に欠ける者たちが主催者に多いことが明らかになりました。

そして、そのことに対する組織委員会の対応がまことにお粗末なものと言わざるをえませんでした。

ここにきて、その組織委内部で、辞任に迫られた前会長の森喜朗元首相を「名誉最高顧問」に就ける案が浮上しているということを知ると、この組織の体質は一体どういうものなのかと仰天せざるをえません。

これまでの組織委や式典演出関係者の「アンチ多様性と調和」の体質が露呈していただけに、一昨日の開会式では、大会ビジョンの一つである「多様性と調和」は、演じられているように思えてしかたがありませんでした。

しかし、これはこの国がの政権が「多様性と調和」に逆行した言動を繰り返しているからではないかと言わざるをえません。

「復興五輪」という言葉にとってかわった「人類が新型コロナに打ち勝った証として、完全な形で開催する」ということも不可能となった今、「安全安心の大会」も、「バブル方式」は破綻し、連日、選手をはじめとする大会関係者の感染者が続出しています。

東京では、緊急事態宣言下、連日1000名を超えるコロナ新規感染者が出て、医療体制も逼迫していますが、東京五輪強行開催と引き換えに政権がコロナ禍のもと国民の命と健康を守る責務が放棄されるのであれば、世論調査などにおける国民の五輪開催に関して「中止」との声も多い中、「国民の命と健康を守るのは私の責務で、このことより（五輪開催を）優先させることはない」との発言に立ち返った菅首相の決断を求めたいものです。

#### 8月7日「五輪大会関係者陽性者数も最多」

東京五輪・パラリンピック組織委員会は今日、大会関連の新型コロナウイルスの検査で、22人が新たに陽性となったことを発表し、組織委が7月1日以降に取りまとめた大会関連の陽性者数としては、1日当たりで最多となり、合計で404人となったことが報じられていま

す。

IOCや大会組織委員会は、競技に参加する選手などに加え、14日間の隔離期間を経た大会関係者や競技を終えた選手などに対しても、感染リスクの高い行動を控えるよう引き続き求めていくことにしていますが、新型コロナウイルスの感染対策をまとめた「プレーブック」に違反する行為が相次ぐ中、大会組織委員会では大会関係者の宿泊施設に1日あたり700人ほどの警備員を配置して警戒にあたっています。

このような状況でありながら、昨日広島で行われた記者会見で、「海外から入国する選手や大会関係者については水際対策、入国後の検査や行動管理を徹底しており、感染が判明しても別行動としてしっかり管理している。東京の繁華街の人流はオリンピック開幕前と比べて増えておらず、オリンピックが感染拡大につながっているという考え方はしていない。」と言うが、このことをにわかに信頼できるものではないと考えざるをえません。

菅首相が羽田空港の水際対策を視察した後の現地は、「荷物を受け取るターンテーブルは選手も一般客も一緒」で、選手らが検疫から入国審査、税関と進む場所もテープで仕切られているだけで、「動線が分けられているわけではない」ことなども確認されています。

そのようなことに加え、五輪が感染増を招いたと思わせる理由としての国民の心理に及ぼす影響として次のような指摘があります。

「人はなぜ逃げおくれるのか 災害の心理学」の著者でもある東京女子大広瀬弘忠名誉教授（災害・リスク心理学）は「五輪は華やかな祝祭という側面があり、開催地の人たちの心を開放的にさせる。長らく外出を控えてきた人たちも我慢を緩め、出掛けてしまうこともあったはず」「開幕後は各競技の報道が増えた一方、コロナ関連のニュースは減った。メダルラッシュでその傾向がより強まった。結果的に人びとがコロナを意識する機会が以前より減り、自粛の意識も弱まることになった。心理面で『楽観バイアス』がかかった」と指摘されています。

#### 8月11日「復興置き去りの『復興五輪』」

福島民報社が、福島テレビと共同で「福島県

民世論調査」を実施し、「復興五輪」を理念に掲げた東京五輪について、復興状況や支援への感謝などを国内外に伝えることができたと思うか尋ねたところ、「全く・さほど伝えられなかった」との回答が合わせて58.3%に上り「十分・ある程度伝えられた」との回答は合わせて37.0%で、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故からの復興を発信する機会が限定的だったと感じている県民が多い傾向が明らかになっています。

東日本大震災からの「復興」を掲げて誘致した五輪だったはずだが、福島原発は「アンダーコントロール」どころではなく、原子力緊急事態宣言が今も発令中です。

コロナのみならず、原発事故の緊急事態宣言も出たままで開かれる東京五輪となりましたが、「復興五輪」とのコンセプトはどこにも見受けられなかった五輪に対して被災者の皆さんはどのように見てこられたのでしょうか。

開閉会式のコンセプトからも「復興五輪」という言葉は外され、開会式の4日前に決まったという宮城・福島・岩手の東北3県の中高生たち6人が最終ランナーの大坂なおみに聖火を繋ぐという企画は、あたかもアリバイづくりのように思われてなりません。

フクシマをスタートした聖火リレーでコースに含まれた浪江小学校は、聖火リレーが終わればすぐ解体されることとなっているそうです。

また、放送で奇異に映った聖火が双葉駅の周辺を回るだけのコースは、双葉町教育委員会が企画した復興が進んだ象徴「JR常磐線・双葉駅舎」とまったく復興が進んでいない「倒壊した家屋」の対比ができるコースが拒まれたものらしいです。

また、この10年間ほど目にしてきた除染で取り除いた放射性廃棄物や汚染土を入れたあの黒いフレコンバッグが、福島市でも五輪の競技が行われると決まると、徐々に鉄製の塀で覆われるようになったそうです。

毎日新聞と社会調査研究センターが岩手、宮城、福島の被災3県を対象に、今年2月末に実施した世論調査によれば、東京五輪は「復興の後押しにはならない」と答えた人が61%にも

達していました。

五輪が近づくと従って「復興」が置き去りにされていくということを被災者の皆さんは痛感されてきたのではないのでしょうか。

大会組織委員会が2020年12月に公表した東京五輪の予算は1兆6440億円で、国や都の「関連経費」を合わせると、全体では3兆円を超えるといわれていたが、「復興五輪」の“地元”である被災地向けの予算は大幅に削られ、政府の復興予算は、2021年度からの5年間で計1兆6000億円になる見込みで、それまでの5年間の約4分の1に激減することになっています。

「復興五輪」をきっかけに、置き去りにされる復興と真摯に向き合う姿勢が、この国の政権にはないのかと言いたくなります。

#### (4) その他

4月23日「JR宝塚線脱線事故を風化させず組織罰を問う」

2005年4月25日朝、兵庫県尼崎市で快速電車が脱線し、線路脇のマンションに衝突する事故で、運転士と乗客計107人が死亡し、562人がけがをされたJR宝塚線脱線事故の日をまもなく迎えようとしています。

死者数は1987年のJR発足以降最悪で、戦後4番目に多い痛ましいもので、決して風化させてはならない事故です。

しかし、コロナ禍のため、昨年に続いて、JR西日本は25日に兵庫県尼崎市内で予定していた追悼慰霊式を中止すると発表しています。

当時、手前の駅でホームを行きすぎて停止するミスをしたため、懲罰的な再教育を受けさせられることをおそれ、運転士が制限速度を50キロ近く超過してカーブに進入したことが原因でブレーキ操作が遅れた可能性が高いとか、遅れを取り戻しにくい余裕のないダイヤが運転士の焦りを招いたとの指摘がされた事故でした。

2017年6月、業務上過失致死傷罪で強制起訴されたJR西日本元会長被告ら歴代3社長について、無罪が確定する中、事故に適用される業務上過失致死傷罪は、個人のみが処罰の対象であることから、遺族らは、企業や団体にも

刑事責任を問えるよう法整備を求める声が高まっていたのですが、昨日、企業の刑事責任を問える「組織罰」の創設を訴えるブックレットを事故から16年を迎える25日に発刊することが発表されました。

ブックレット「組織罰はなぜ必要か」というもので、脱線事故で長女早織さんを亡くした神戸市の大森重美さんが代表を務める「組織罰を実現する会」メンバーの遺族や弁護士が執筆し、編集されており、大森さんは「読んでもらえば必要性を分かってもらえるはず」と期待を込められています。

また、「事故を起こした場合、会社にはそれなりの責任を取ってもらわないといけない。私たちのような苦しみをもう誰にも味わってもらいたくないから。組織の刑事責任を問えなければ、社会に警鐘を鳴らせないし、再発防止にもならない。こんな大きな事故で、誰も責任を取らないのはおかしくないか。最終目的は、安全な社会、事故のない安全な社会を作するために、この本を通じて組織罰の理解が広がることを願う。」と述べられています。

まさに、これを機会に国民的運動にしていくことが求められています。

#### 6月1日「鏡吉原の石灰鉱山計画見直しへ」

高知市鏡吉原地区で進められようとしている四国鉱発の石灰鉱山計画によって、鏡川の清流はどうなるのか、そして石灰石を搬出し始めたら数分に1回のペースで22トンダンプが行き来することになる道路が、住民の皆さんにどのような影響を及ぼすのかなどの課題についての学習会に4月3日に参加していました。

その事業計画の見直しを決めたことが、今朝の高知新聞で報じられていました。

計画では、石灰石は22トンダンプで搬出し、鏡地域に整備するプラントで加工し、そこから高知市中心部の電車通りや県道高知北環状線、土佐道路などを使って運搬する計画で、22トンダンプが通れるようにするため、四国鉱発は鏡地域中心部から鉱山予定地までの県道6号線（高知伊予三島線、約3.5キロ）の拡幅を19年、県に要望していました。

しかし、その区間は、がけと斜面に挟まれた

細い道が続き、乗用車のすれ違いも難しい地点も多く県は現在、年間1千万～3千万円規模の予算で「1.5車線の道路整備」を進めているものです。

それを2025年の採掘開始を目指す企業側の事業スケジュールに対して、概算で130億円（試算）もかけた拡幅工事の要望には県として応じられないとしたもので、四国鉱発は「事業の前提を失った」として、搬出方法を中心に見直しを決定したものと報じられています。

4月3日の学習会で、「鏡石灰鉱山開発と私たちの暮らしー平穏生活権」と題して問題点を指摘された近藤恭典弁護士は、その際平穏生活権の保障とあわせて、「企業は外部不経済を内部化しなければ事業として成立しない。白木谷では内部化しているが、鏡吉原でベルトコンベアをつくるコストをまかなえないから社会的費用として住民に押しつけるものだ。」と言っていました。

このように企業の事業を成立させるために、住民に多額の公費負担を押しつけ、なおかつ平穏生活権を脅かす計画をこのまま看過するわけにはいけないし、鏡地区の皆さんだけの問題ではないこととして、今後も注視していかなければならないと思います。

#### 6月2日「高知も真摯に空き家問題と向き合っ

て」  
2015年に空き家対策推進特別措置法に基づく「特定空き家」について、国土交通省は危険性の判断基準や対策推進に関する指針を6月をめぐりに改正するといっています。

市町村からの要望を踏まえ、将来的な倒壊の恐れを予見できる場合も幅広く特定空き家の対象になるとの考え方を明確化するもので、所有者の特定に向けた調査手順も整理して示すこととなっています。

特措法は、周辺に悪影響を及ぼす特に危険な空き家を「特定空き家」と定義し、市町村が所有者に対して撤去などを勧告、命令したり、最終的に行政代執行を行ったりできることとなっています。

新たな指針では、現在だけでなく将来的な危険性も考慮して幅広く対象にできることを明示

し①建築物に傾きが認められる②外壁に直ちに脱落の恐れはないが、複数の亀裂がある③排水管の破損による悪臭の恐れがある④ごみの放置や不法投棄で害虫発生の恐れがある—といった具体的な判断基準も示すとのことです。

全国的に空き家の「負動産」化が問題になっており、自治体の負担や所有者不明も空き家解消の障害になっているようです。

総務省の住宅・土地統計調査によると2018年の全国の空き家数は848万9千戸、空き家率は13.6%となり、前回調査より29万戸増加し空き家率は0.1%増加しています。

売却用、賃貸用、二次的住宅は横ばいだったが、空き家になっても買い手や借り手を募集せず、そのままにしている戸建てや共同住宅を指す「その他」の空き家は、全住宅ストックの5.6%を占めるとともに、空き家全体に占める割合も41.1%に高まっています。

空き家率は、全体で見ると別荘などが多い山梨県や長野県が多くなっているが、その他の住宅の空き家率では、高知県が12.8%で全国トップとなっています。

空き家の急増には、住宅の税制上の優遇も要因とされており、住んでいなくても家屋があれば小規模住宅用地(200平米以下)は、固定資産税が6分の1に軽減されるが、住宅を解体して更地にすれば減免措置はなくなるという税制優遇のほか、撤去費用や土地維持費の負担が大きいことも所有者の空き家放置を助長していることではないかと言われています。

高知県は、空き家対策計画は全市町村で策定済みではありますが、一方で法定協議会を設置した市町村は14.7%にとどまるなど低くなっています。

4年前に、高知にもお越しいただいて講演をいただいた明治大学野澤千絵教授は、「国や都道府県が市町村への支援策をもっと充実させて、所有者に早い段階で自主的に解体してもらうためのインセンティブを設けることも重要だ」と指摘されています。

空き家問題は、少子高齢化社会で誰にでも降りかかってくる明日は我が身の問題であります。

今後この課題については、南海トラフ地震対

策の視点も取り入れ、さらに注視しながら県の施策も拡充させていく必要があるのではないかと考えています。

12月11日「IR誘致はアフターコロナに禍根を残す」

カジノを含む統合型リゾート(IR)の誘致が大きく、揺れています。

すでに、横浜市では山中市長の誘致中止宣言によって、実現は困難となりました。

MGMとオリックスが大阪に提案した事業計画案は、初期投資が1兆800億円の最大規模で、2028年の開業を想定しています。

長崎県に提案されたCAIJの事業計画は、総事業費3500億円や九州域内への経済波及効果を年3200億円と想定しています。

クレアが和歌山県に提案した案は、初期投資は約4700億円で、県が当初想定していた2800億円を大幅に上回ることとなりました。

そんな中で、和歌山県が進めるIRの誘致をめぐっては、「カジノ誘致の是非を問う和歌山市民の会」が9日、住民投票条例の制定を求める署名を、建設予定地の和歌山市の選挙管理委員会に提出しました。

条例制定を市長に直接請求するために必要な署名数の約6200を大きく上回る2万筆を超えています。

この民意と市議会が、どのように向き合うかが問われています。

条例に基づく住民投票に法的拘束力はありませんが、住民投票に詳しいジャーナリストの今井一さんは「過去に全国で420件以上行われた住民投票で、首長や議会が結果を無視したことはほとんどない。法的拘束力がなくても、政治的な拘束力が生まれる」と指摘されています。

世界で猛威を振るう新型コロナウイルスがIR環境を一変させたことは、誰もが認めることです。

コロナ以前に作られた大規模集客施設の建設計画や経済効果の皮算用を見直すことは当然ですが、アフターコロナにおいても、IR誘致へと突き進むという愚策は、将来に大きな禍根を残すことになるでしょう。

そして、IR頼みの周辺自治体の観光客誘致

も大きく見直されるべきでしょう。

## 12月17日『森友公文書改ざん国賠訴訟』 打ち切る国の卑劣な判断

森友学園問題で公文書改ざんを強いられて自死した近畿財務局職員赤木俊夫さんの妻・雅子さんが訴えた訴訟で、国側は請求の棄却を求めていたが、一転して賠償責任を認めました。

雅子さんの代理人弁護士は「改ざん問題が追及されることを避けるため、訴訟を終わらせた」ものだと批判するが、誰もがそう思って当然です。

国側の代理人が15日、大阪地裁であった非公開の訴訟手続きで、約1億700万円の損害賠償を求めた雅子さん側の請求を「認諾する」と伝えたそうですが、「認諾」とは、被告が原告の請求を認めるもので、裁判所の調書に記載されると、確定判決と同じ効力を持つものです。

雅子さん側は、国に更なる証拠の開示や財務省幹部の証人尋問などを求め、真実を明らかにしていく方針だったが、雅子さんの請求を認めずに争ってきた国が突然に「認諾」へと方針転換したもので、これで雅子さんが求めた改ざんの詳細な経緯や指示の流れが、この訴訟ではこれ以上真相究明ができなくなったのです。

誰がどう考えても、これ以上解明されると困る不都合な事実があるから、打ち切るために「認諾」したとしか、思わざるをえません。

金を払って何も認めず幕引きにするなどというのは、国の極めて卑劣な判断と言わざるをえません。

今回の国の行動からわかるのは、この問題が、佐川元局長を始めとした官僚の「忖度」によって引き起こされたのではなく、当時の政権が指示した「国家犯罪」だということなのではないでしょうか。

夫が改ざんを強いられた経緯を知りたいとの一念で闘ってこられた妻・雅子さんは、「なぜ夫が亡くなったのかを知りたいと思って起こした裁判。夫にどう報告しようか悩んでいる。こんな形で裁判が終わってしまって、悔しくてしょうがない」と怒りをあらわにされていますが、この国は何と、卑怯、非道、恥知らずな国になってしまったのかと、言わざるをえません。

だからこそ、これで終わらせないで、佐川元理財局長への損害賠償を求める裁判で追求し続ける世論を高めたいものです。

## 1月3日「マンションに住まうということ」

高知新聞で「高知（ここ）に住まう 第1部 県都マンション熱」の連載が始まり、興味深く読ませて頂きました。

そんな中で、改めて岩波新書「生き延びるマンションー<二つの老い>をこえて」山岡淳一郎著をとりだしているところです。

この本の前書きには「大勢が一つ屋根の下で暮らすマンションは、「私」の自由と、「共同体」の役務を少し重ねあわせれば、予想以上の効果が発揮され、「楽園」に変わる潜在力を秘めています。実際に管理組合が目覚めて、「楽園」に変わった高経年マンションはあちこちにあります。しかしながら、「私」と「共同体」のズレを顧みず、無関心を「仕方ない」と放置すればスラム化が始まります。」ということが、記されています。

「いずれにしても、マンションが「無関心」のベールを少しずつ剥ぎ取り二つの老いをのりこえて生き延びるには「私」と「共同体」の折り合いをつけなくてはなりません。目前の課題を把握し、具体的に対処するとともに矛盾を生む住宅政策や社会的、歴史的な構造を複眼的に捉えて先を読む必要がある。」とも書かれています。

私の住むマンションも、建設から33年経ち、この<二つの老い>と向きあわざるを得ない状況の中で、管理組合だけでなく、防災会の取り組みの中で、多様な視点から「無関心」の克服に努めています。

この記事では、新たに建設されているマンションを取り上げた記事なので、「建物の老朽化」は課題にならなくても、そこに入居される「住民の高齢化」というもうひとつの「老い」の課題とは、早晚向き合わなければならないのではないかと考えられます。

特に高知では、南海トラフ地震と言う巨大災害が待ち受けている中で、平時からのマンションのコミュニティーが、災害にも強いマンションということになるということをお問われてくる



と思います。

そして、そこに浮かび上がる課題等について具体的に解消していくための取り組みを住民自身が考えていくことが大切になってくるのではないかと思います。

### 3月8日「地域からもジェンダー平等を考える」

8日は、長期化するコロナ禍で、女性の生きづらさが顕著になる中での国際女性デーです。

世界経済フォーラムの昨年の国別の「ジェンダーギャップ指数」では、日本は156カ国中120位と世界最低レベルでした。

そんな中で、上智大の三浦まり教授らでつくる「地域からジェンダー平等研究会」が、都道府県版ジェンダー・ギャップ指数の試算を公表されました。

内閣府の統計など、いずれもオープンデータの計28指標を選び「政治」「行政」「教育」「経済」の4分野で算出。その結果、行政の1位は鳥取で、政治の1位は東京、教育は広島、経済は沖縄がトップとなっています。

高知新聞によりますと、本県は、経済と教育分野でいずれも全国4番目と格差が少なく、政治分野は35位と低水準になっています。

しかし、県内識者は「全国より差がないとしても、高知がジェンダー平等だとは言えない」と指摘されています。

経済分野の指標では「企業役員・法人管理職の人数」が全国1位と「他県では一族経営であっても女性は役員にしない企業も多い。高知は女性でも上に行ける」と評価する一方、全国3位の「フルタイムの仕事に従事する割合」、4位の「フルタイムの賃金」については、男性も含め給与が低い県が上位に名を連ねており、「全体の給与が低いから格差は小さいが、高知の女性の賃金が高いわけではない」と指摘されています。

また、「家事・育児の時間」は13位で、県内の女性が一日224分従事するのに対し、男性は36分で、「依然として差はある。責任の大きさや時間の動かしやすさなど数で計りにくい指標も多い」とし、調査の時間以上に実際は負担が偏っている可能性もあります。

議会の女性割合など総じて低水準となった政

治分野では、一般的に定数が少ないほど女性が擁立されにくいとされ、「小さい町に行くほど地域社会の壁も大きく親族らの反対も強い傾向がある」とされています。

教育分野は、女性校長や教頭が多いことなどが要因で総合4位、「大学進学率」は全国4番目に男女差がないとされているが、高知は男女とも大学進学率は約45%で、「都市部との格差が課題」となっています。

「高知もジェンダー平等は道半ば」であり、課題は多いことが明らかになっています。

指標の順位だけに注目するのではなく、どの分野に男女格差が残るのかを知り、足元の強みと課題を認識し、地域から日本のジェンダー平等を実現することが目指されなければなりません。

格差が解消され、誰もが生きやすい、取り残されない社会が実現されれば、このような指標は不要になるとも言われていますが、改めて、そんな社会になっているのか、考える日にしたいものです。